

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内 八

(自安政二年十一月廿四日至十二月廿九日)

〔扉〕

公用控

安政二年卯十一月廿四日ヨリ
十二月廿九日迄 八

(紙数 九十七枚)

前巻よりの続き

申付、及其後猶又日本青銅、寛永通寶之儀、国王より
歎願之次第も有之、無規正徳之比御老中阿部豊後守殿
江家米を以御届申達、国用丈之琉球産物ニ換遣来候得
共、兎角領内薩・隅・日共西国辺鄙之場所ニ御座候得
は、通融錢行渡有少く、剩年々聊宛にても相渡遣候得
は、猶更国用融通も不宜、毎度差支心配罷在候儀ニ御

座候、勿論現事願濟之唐物十六種壳捌利潤のみにては
一国往々難立行折柄、外藩之諸夷毎々致渡来、其時々
申上置候通之次第にて無申計失墜相及、此末如何生計
可相調哉と実ニ心痛罷在候、就ては右一国為融通、於
国許先鉄錢十萬貫文程別紙絵形之通、十ヶ年ニ鑄立方
御免被仰付度奉願候、於其儀は琉球并右支配之嶋々計
通融之積相心得、聊たり共日本青銅江不相紛様堅法相
建為致取扱候様可致候、右通御免被仰付候得は、國中
別て潤助罷成、是迄困苦ニ差逼居候も相弛、一統人心
も引立候様可罷成哉、左候得は如何様共此上指揮行届、
且は格別御仁恵を以御救助筋御取扱被成下候訳ニも相
当、一入
御威光も相輝難有安堵、一国之治方も可宜哉と奉存候
右琉球通寶鑄立候上、追々彼地并支配之嶋々迄渡遣候
期ニ相及候は、おのつからは迄相渡置候日本通用之青
銅都て引戻候上、以来一切停止申渡取締申付候得は、
自然と領内三ヶ国之融通ニも可相成奉存候、尤琉球は
不及申、清国江も金銀洩渡居候分も、往々右琉球通寶
ニ換、引返し候手段も致度存念御座候、右通御聞濟相
成候得は、已後外藩江金銀錢相洩候義有之間敷、格別

御取締等行届候姿ニも相当可申と奉存候間、右等出格之

御厚評を以、願之通琉球通寶年限を以鑄立 御免被仰付被下候様致度、別紙絵形相添、此段以御内意無余儀相願候、以上、

月 日

朱にて書入

右之通御願書御差出ニ相成居候処、阿部様より御留守居御呼出にて、左之通之御書取を以御御願書等被相下候由、四月廿二日入

御覽候事、

内意之趣は難被及御沙汰候、

十一月廿四日

一御暇掛御家老座へ罷出候処、石見殿ニは御出勤無之候ニ付、右琉球錢鑄立御願書伯耆殿江相渡、篤と被成御吟味候て、猶又御記録奉行江も御吟味御達有御座度御達申置候、

一今朝六時御供揃にて大井御屋敷へ御見分、又は御鷹野

として被為入候、御側役御先番無之候、

一明廿五日御用之儀被為在候間五半時御登 城被遊候、

御老中様より御連名之御奉書御到来之旨、当番山口直記より申越候、就ては大井御出先江は御馬乗を以御左右申上越候旨、是又申越候、右ニ付半田・西・立花・伊東・四本相招御手当事共申談候、何れ五ツ過被相披候、無間本郷通出火相通し候処、無間山田壯右衛門入

来にて、火事は御城坂下之内と申事之由、左候ハ、

御登城可被遊候儀も難計候との事承候得共、折節明日は 御用召之御事ニ付、今晚はおのつから御留守居御機嫌伺可申上候間、夫にて可御宜と相答候、左候て右之趣澁谷詰同役江は為心得右形行申越候、

一御拝領物被為在候、為御用心御手当は御馬廻菅人、騎

馬御先例御留守居付役、御兵具方与力、足輕兩人、御長持菅棹内ニ御毛せん大御服紗一、真わた等入付置、

持夫四人御国人足看板着、櫻田御屋敷迄差越居、御城より御都合申来候節、直ニ繰出し候様取究候、

一御供揃六半時と御家老衆方江伊東正兵衛を以為申出置候、

十一月廿五日

一今朝六半時御供揃、現は五時過御出御登

城被遊候、右ニ付走夫・中小姓・御馬乗兩人被差出置候処、八ッ過御下乗被遊候、御左右御馬乗より差出候

西筑右衛門より之半書は

於御座之間御懇之被為蒙

上意、從御手自御腰物御大小御拝領、別段思召を以御煮染・御菓子御頂戴被遊候段申越候付、則御小納戸を

以御年寄江引合

御前様 其外様江被申上候様相達候、七ッ前被遊 御

帰館候、無程御拝領御品も相届候ニ付、御玄喚より新

番持入、夫より御小納戸・奥御小姓相請取候上、

御手許江差上候処、無程拜見仕候様ニとの 御沙汰ニ

て御下ヶ被下候ニ付、折節石見殿為御祝儀罷出被居候

付御拜見、并山口氏・私・蒲生氏・早川氏・田中氏拜

見仕候、左候て今日 御拝領之御菓子、石見殿初頂戴

被仰付候、尤 御指料之御大小之由にて、御大小共景

光之在銘也、

一御廻勤は御月番久世大和守様計也、

一御用召ニ付ては、芝ならば表より御出可被遊御先例ニ

付致改服罷出候、

一御拝領物ニ付大奥より之御礼文は被差出候、

一表向御礼御願ニは被為及間敷旨、御留守居吟味にて候

十月廿九日御国許より之式日十一月廿六日到着、

左之通入 御覽候、

一五代孫次郎居屋敷、日高郷兵衛江名面替申渡忝通

一宰相様御湯治御暇被仰出候ニ付、御召之御羽織御頂戴、

此地

御発駕ニ付、御祝儀等之奏者番謁之御問合忝通

一大地震ニ付、澁谷江御仮御栖居被為在候付、御一門方、

詰合之琉球人等之御機嫌問合忝通

一地震ニ付上使御到来ニ付、御祝儀事之問合忝通

一地方検者竹内葉之進病氣ニ付、役義被差免御銀被下候

問合忝通

一前田筑前守江金式拾兩御取替被仰付候問合忝通

一那方書役前田伊右衛門病氣役義被差免、御銀被下候問

合忝通

一山田郷土吉嶺平藏、遠嶋相当者と有之候問合忝通

一伊地知太郎遠嶋五ヶ年申渡之間合忝通

- 一 筑後殿忌御免被成候との問合忝通
- 一 嶋津若狹私領御暇願ニ付問合忝通
- 一 嶋津周防殿并又次郎殿右同断
- 一 阿蘭陀蒸氣船長崎湊出帆之間合忝通
- 一 嶋津又四郎殿湯治御暇被下候ニ付て之問合忝通
- 一 名越彦太夫三百石高上之間合忝通
- 一 長キ遠嶋者之伺忝通
- 一 地震ニ付中山王より 御機嫌伺ニ付て之問合忝通
- 一 福昌寺御取替金内上納ニて、殘金被下切之伺忝通
- 一 坂元喜左衛門初て高持成伺忝通
- 一 存龍院・眞乘院年頭其外席順伺忝通
- 一 松田喜太郎錫鑄物并木地挽物師伺忝通
- 一 苗代川焼物師見習ノ下周益江被仰付御切米拾八俵被下
方向忝通
- 一 嶋津兵庫殿忌服ニ付御尋伺忝通
- 一 谷村九郎右衛門惣髮成伺忝通
- 一 岩崎喜三次一代御小姓伺忝通
- 一 竹内仁藏惣髮成伺忝通
- 一 大坂御銀主大和や甚兵衛隠居悴甚三郎へ御用向被仰付
候伺忝通

- 一 御徒目付河野四郎兵衛琉球詰伺忝通
- 一 長崎御附人交代伺忝通
- 一 有馬新右衛門・新納嘉・祇峯院仲右衛門横目助之伺忝
通
- 一 中山王より進上物伺忝通
- 一 高田猛八郎御扶持米繰替之伺忝通
- 一 訓導師山名半助都講へ田中直之進其外之伺忝通
- 一 三四郎一世遠嶋伺忝通
- 一 新納四郎右衛門縁組離別之伺忝通
- 一 月限伺忝通
- 一 安太郎遠嶋十ヶ年伺忝通
- 一 永江箭七郎・名越彦兵衛・谷村拾郎太新番之場ニて来
春代之伺忝通
- 一 獄門伺忝通 近江殿
筑後殿より
- 一 櫻島ニて御造立
- 一 公義御用大船式十間成就いたし候、駿河殿より之御届
問合忝通
- 一 但御軍役方首尾
- 一 琉球登寶榮丸去ル六日入津ニて、川上式部より之届書
有之候、近江殿・駿河殿より之問合忝通

但書同断

一於犬追物場諸大身分以下寄合並以上諸御役人限、砲術

稽古之名書等之間合彙通、近江殿・駿河殿より、

一平田伊兵衛・三原藤五郎・蒲生初外両人江宛材木仕出

候船并御進物藏御用之品々申来候問合

一公義御用之二十間之大船御成就相成、十月廿七日前之

濱へ廻船相成、何篇宜候旨三原・福崎より田中仁右衛

門江宛之間合彙通

一先度異国船渡来之節、山川へ江夏壯七郎・磯永喜之介

無暇にて差越候一条ニ付、野元一郎より之間合彙通

一前条同断ニ付、新納駿河殿嫡子次郎四郎被列越候義ニ

付、野元一郎より之間合彙通

右三拾六通、十一月廿七日山田壯右衛門を以御手許

江差上候事、

川田監物家来

岡部與兵衛

嶋津權五郎家来

山元壯兵衛

右は、日州表御救助掛其外用向段々骨折致精勤候付、

品能被仰付度、此内御家老衆より爰元御同役衆へ御問

合之趣ニ付、御書取御筆を以被仰出趣有之候処、承知

被致候趣にて、右

御書取被差返候義ニ付問合彙通

一唐船改 御家老座書役勤市来傳藏五ヶ年相立候付、御

右筆へ御役替勤方は迄之通被仰付度、下總殿より之間

合彙通

一御代官江 藏方目付今井喜平太事被仰付度、駿河殿よ

り之間彙通

一御勘定方小頭、御勝手方書役勤井上嘉左衛門、前田傳

左衛門事五ヶ年相成候付、郡奉行へ御役替被仰付、勤

方は迄之通被仰付度、近江殿より之間彙通

一御代官格へ植村七兵衛、横目三拾式ヶ年相勤候ニ付、

右之通被仰付度旨、駿河殿より問彙通

一肝付尚五郎詰衆之伺下總殿より、

一御勘定方小頭格へ横目千田傳左衛門、式拾五ヶ年相勤

御用立者ニ付、右通被仰付度、駿河殿より問彙通

右御代官格被仰付候方宜と 御沙汰被為在候、

一高奉行江中村八兵衛、山奉行江中江仲左衛門

一郡奉行江伊集院半五右衛門、御代官格江

一谷村次兵衛、当務三拾四ヶ年何れ年功増候付、右通被

仰付度伺、右御同人

一得淨院より、去ル九日付文今廿七日相届、右は金五拾
両京都にて御取替被仰付候御礼、并同人住居是迄之通
被仰付候御礼、左候て去ル廿三日

遷幸之御賦候旨申来ル、

一蘭学通詞稽古いたし候者致吟味候様被仰付申遣置候処
相良運八より申出候は、兎角幼年より見習不申候ては
往々御用ニ難立候旨申出候由、段々名前取調へ三原よ
り申越候ニ付、御直ニ入 御覽候処、左之者可宜との
御沙汰ニ候、

一代御小姓与清左衛門嫡子

郡山郷士六郎嫡子

一年十三歳

名嶋晋太郎

田布施郷士泰助嫡子

一年十二

上野次六郎

郡山郷士理右衛門嫡子

一十七歳

猪谷彌右衛門

一代御小姓与才輔嫡子

櫻嶋郷士才藏二男

一歳十式歳

原田岩次郎

一昇平丸御入目料蘭人より承候由にて、答振之義三原藤

五郎より申越候付申上候処、阿部様江此内被仰込候義
も有之候間、右之通申聞候て宜との 御沙汰ニ候事、

一田高五拾式万六千九百石七斗壹合式勺八才

八斗式升三合八勺式才代

出来米四拾三万四千六拾八石七斗七升壹合

米式拾壹万九百四石九斗五升 定代

同式拾式万三千百六拾三石八斗式升壹合

作得

右之通当秋諸郷出来米之由郡奉行申出にて、三原・福
崎より拙者・山口宛之間合壹通

御覽相済、

一金拾両

蘭通詞

本木昌造

右は御注文之書籍代銀、長崎会所江は内輪にて申出候
様無之候ては、六割増銀相掛候ニ付、通詞品川藤兵衛
江頼入為御挨拶金三拾両被下候処、宍人にては出来兼
候間、実弟昌造江御頼ニ相成候ニ付、右通取計候旨染
川喜三左衛門より拙者へ申越候間合壹通 御覽相済、

一金貳拾兩

河野四部兵衛

一同拾兩

有馬 五郎

右は御手許計御試鱒網方別て精勤骨折いたし候ニ付、

御内々被下候旨名越彦太夫へ問合候処、銘々江引渡候

処、御礼申出候旨申来候問合壹通

一琉球登り船四艘致入津候処、未圓順丸壹艘残居候旨、

三原・福崎より拙者・山口へ申越候問合壹通

一諸郷米相場付問合壹通、三原・福崎より我々兩人江申

来ル、

一羅紗三百本

右長崎へ御差出高、

一同貳拾五本

右 御前御用として御納戸へ入付相成、

一六本

右 宰相様御見合、

一同拾六本

但疵付染入

右琉球産物方御蔵御格護合羅紗三百四拾八本

内三百拾四本

右琉球御買入之上繰登之株

五本

右御納戸御格護之内繰替相成返端

八本

右諸人持登御買上之株

貳拾壹本

右琉人持登同断

但

百五拾本丈追々琉球方より為差登候段御届申出候付

御前御用等被引残置、残高長崎へ被差出度取しらへ

申上置候処、右通二拾壹本御買上相成、端数減少仕

候付、琉球館相糺候処、右外ニ持登不申、勿論館内

江は為何義も不申越段申出候、

右之通三原・福崎より我々兩人江申越候問合壹通 御

覽相済、

一金三拾兩と願出候得共、御留守居之御事故拾五兩被仰

付候旨申来候、

指宿雄四郎

右は困窮ニ付御内意申上候趣有之、右之通御取替被下

候旨申渡引渡候由、名越より我々兩人へ申来候ニ付達

御聴候、

一御種人參三ヶ年程御試等之義ニ付、奥四郎より拙者へ

之問合々通 御覽相濟、

一大振丸木 御供之丸木御在合ニ付、大船便より積入差

登せ候旨、三原・福崎より拙者方迄申越候ニ付達 御

聽置候、

一金拾五兩

右は内野太左衛門へ御内用ニ付、長崎表にて被下方染

川江申越、引渡方相濟候得共、払切之証文無之候ては

首尾合出来兼候付、証文相廻し呉候様染川より申越候

事、

一西田源太郎事

樂水殿御附御小姓被仰付候ニ付、御

礼被仰上候、

一三十間之大船、追々金物杯致手当候ニ付、引続被仰付

度趣、三原より拙者迄申来候ニ付申上置候、然処右は

先一旦都て引払候様被仰付、其段は先便より申越候得

共、中途行違相成たる儀と存候間、追て猶又申越候様

可致候事十二月朔日便よ
り返答いたし候

十一月廿八日

一宰相様去ル十日 御光着被遊候御左右申之飛脚今日

到着にて、左之通相届候、

一此節

宰相様御下向ニ付、御領国中老人并孝行之者、其外主

人等江丁寧相事候もの共江御祝可被下段、永江休之丞

御取次にて被 仰出候ニ付、中將様御下向之節御先例

ヲ以御取調へ有之候旨、豊後殿より之御問合相達候、

一三原・福崎より諸郷取納日限究之義ニ付問合々通

一豊後殿より御同人事十月十五日大坂出立にて、中国路

矢掛御止宿之砌被拔上候て、十一月三日米之津江被

致着、夫より福之江御差入、序ニ御蔵々取納并藍玉所

御見分、夫より鹽濱并大野原辺御見分有之候由、其節

は中村新介、郡奉行吉田七郎・山下喜三次、地方檢者

所役々ニも御附添申候由、右旁ニ付御問合々通

一豊後殿より我々兩人宛にて爰元出立被致候砌、拝領物

被仰付候御礼状尅通相届候、

一小判金八拾兩

一式朱金七拾兩

右は今般

禁裏御移徙為御祝義御太刀御馬代金御献上ニ付、御買入代其外御付届品物等之代、見当として京都御留守居任問合、差続有之候旨大坂御留守居より之問合々通相達候、

卯十一月十九日札

一砂糖樽合七千四百八拾式丁御払、

右之通徳尾藤左衛門より添書を以申越候問合々通

十一月晦日

一御代官格

今井喜平太

勤方は迄之通

井上嘉左衛門

前田傳左衛門

右 仰出御家老衆方同役より差出候、

一詰衆

肝付尚五郎

右は小松家養子被仰付候処にて被仰付賦ニ候、 仰出

御家老衆へ同役より差出ス、

一御右筆

市來傳藏

右御役替被仰付候、

仰出御衆老家江右同断、

一先度山川江異船渡來之節、江夏莊七郎・磯永喜之介無御暇にて差越候一条、今般委敷野元一郎より申越、左候て、最初卒爾成事を申上恐入候ニ付、差控にて可申上旨申越候付達

御聴候処、如是能相分り候上は宜、差控ニも不及との

御沙汰ニ付、十二月朔日式日便より一郎江申越候、

一永江箭七郎・谷村拾郎兵衛・名越彦兵衛事、來春新番

之場にて交代伺有之候処、箭七郎・彦兵衛義は今二、

三ケ年も立候て可然、余人取調候様ニとの 御沙汰ニ

付、其趣御家老衆方江相達置候、

一三原藤五郎・福崎助八より差為登候蕃錢金氣不宜旨、

御国元にて之吟味申越候ニ付達

御聴候処、御当地にて吹方被仰付候処、極上之金にて

有之、拝見も被仰付候、就ては右之趣猶委細之義は玄

碩より申越にて可有之と大頭迄申越候様被仰付、

御沙汰之通來朔日式日便より申越候事、

一御手許計御手網方之義、金子之申出も候ハ、沖永良

部嶋御積金之内より相下ケ候様、三原へ可申越旨被仰

付候間、去ル朔日式日便より申越候事、

一昇平丸代料何程にて出来候哉、不苦候ハ、承度旨蘭人より申出候由、如何相答可然哉之旨、三原より申越候^マ申上置、三万両余相掛り候旨、尤初発之事故不宜時は解毀、又仕直しなといたし候事にて、夫丈余程余計ニ

も相掛候事迄も可申聞旨、右同便より申越候、

一早川務より山田壯右衛門迄遣候長嶋御手網方之一条ニ付、諸書付見置候様ニとの御事にて、右書付御渡被下候、

一御国元高欄口之絵図并爰元御式台之絵図裏打方相濟、森川孫太夫より差出候ニ付、今朝差上置候事、

十二月三日

一金三百兩

右は御手許計にて御出来之板藏用ニ付、取替具候様玄碩へ相渡置候処、今日御下ケ被遊候由にて、右同人より相請取候、

一金式拾七両式歩

右は去年御研之何某御吟味ニ持越候途中にて捨候寒山細工金家鏝、此節福岡御留守居方へ差出候由にて、山崎拾へ相渡御披露申上候処、右代金^{可取カ}宜取計旨 御沙汰

被為在候由にて、中山次左衛門より承、尤御鏝致拜見候付、右之通御内用方金之内中山江相渡候、

十二月四日

一今朝 御目見仕、先日見置候様ニとの

御沙汰にて御下ケ被下候早川務より山田壯右衛門江遣候長嶋御手網方之義ニ付、御徒目付調へ等之書付御返上申上候、

一金山一件ニ付御前借之御願書取仕立候様、御留守居方へ振合も可有之との 御沙汰承知仕候ニ付、翌五日半田嘉藤次へ相達置候、

但右一条は早川五郎兵衛取扱もいたし候ニ付、申談可然との事迄も申置候、

一南部様御一条去方江申込候様、左候て又十二日比申込候方宜との 御沙汰承知仕候、

但本文ニ付、翌五日半田江相達置候、

一園田仁右衛門琉球江相詰居致骨折候ニ付、品能被仰付度 御沙汰ニ付、御勘定方小頭被仰付候方相当ニ御座候旨申上候処、其通宜との

御沙汰被為在候、

一 大久保八太郎も同断骨折相勤候付、是又品能御取扱相成候様

御沙汰ニ付、何分取調吟味仕可申上申上置候事、

一 御台式絵図は未出来哉と御尋ニ付、森川孫太夫江致催促置候、

一 立花直記差越、熊野会所より差越呉候様承參候処、今

度一万両御拝借ニ付、何分御金相少く扨底ニ付、十日比ニ五千兩、廿日比ニ五千兩御渡し申候て宜御座候哉

と申候ニ付、御扨底と申儀致承知、押て申上候ても被成様無御座筈、乍去御即答は出来兼申候付、重役共へ

申聞何分可申上旨申置候旨承候、右ニ付ては押て申上兼訳合ニ付、先方之任申候方可然と玄碩申談置候事、

本文十二月十三日町便より駿河殿江御問合申上越候事、

一 質素節儉相守、文武之修行不取失様心掛、徒之不致集会様との義は、追々被仰出置候通にて、祝事等之儀ニ付ては、

宰相様御家督中応分限振舞向等も被定置、一統旧染之習俗も相改候得共、依御役場昇進等之節々、奉行・頭人・書役等ニも夫々同席相招候仕来之向も有之由候処

間ニは今以旧弊相流、分限不相応之振舞等いたし候も

有之哉ニ相聞得、甚以不勘弁之至ニ候、難有 御趣意も汲受薄筋ニ相当り、屹と

御沙汰ニ可被為及事候得共、此節迄は御寛宥被召加候条、以来礼節ニ拘り候儀は天保之度被定置候通相守、

猶又質素節儉相用、文武之修練無怠様可申渡旨

御内沙汰ニ候事、

一 御家老申渡御用之間之場、御客間上之間

一 御小書院廊下申渡之場、右同所ニ之間

一 於奥申渡席之儀、御近習番所上之間

右は澁谷御屋敷

御逗留中御役替等申渡席、右之通被仰付候条可申渡事、

一 澁谷御屋敷年頭御松飾之儀、例年通被仰付哉奉伺候処、

伺通り被仰付との御事ニ付、左候ハ、芝ニても同様可

仕旨申上候処、是も右同様被仰付候付、御家老衆方江

書役為引合候事、

十二月六日

一 今朝被為召候ニ付、罷出 御目見仕候処、来ル九日寒中 御機嫌御伺として

御登城可被遊候間、前日猶又御伺申上候様被
仰付候、御供揃は五時ニ被仰付候、

一眞華院様より以和山被仰進候趣は、幸橋御屋敷至て御
手狭にて、夫故怪我も百人余為有之事故、何共被仰進
兼候得共、櫻田御屋敷御殿不被召建候ハ、御長屋三
棟計出来候丈之御地所御借用被遊度、尤御不自由之御
門も被為在候ハ、夫を御拜借被成、此御方様ニは不相
障候様可被遊候間、何卒御願被成度被仰進候由、就て
は和山可罷出候ニ付、其時武兵衛へ逢候様 御沙汰可
被遊候間、其上櫻田之義は御上屋敷にて御成も被為在
候義ニ付、何分御相談難被応御断ニ思召、右ニ付今里
御屋敷之義は往々は脇々江御讓可被遊思召候間、都て
之処は御讓難被遊思召候得共、上之御取添之方を御貴
被進候ハ、御仕合之御事ニ思召候間、旁右通御返答和
山へ申聞候様被仰付候、

一加世田辺にて鯨取候儀余り不致候との事ニ付、早川務
より承候由之処、運上有之事之由、夫故取方不致事之
哉ニ付、十ヶ年程運上御免被仰付、勝手取方被仰付候、
浦々延立可宜候間、不被差支廉も無之候ハ、右之通
運上御免被仰付、取方勝手被仰付候様申越候様ニとの

御沙汰奉伺候、

一福壽亭^{〔寄之〕}不取掛候ハ、莫太御普請ニ付、御長屋方杯を折
角差急、福壽亭之方跡へ廻し候様被仰付候間、芝御用
部屋江罷出候節、井上逸作江承候処、最早取附有之候
旨承候、然共右通跡へ相廻し候様可被申越旨、逸作江
口合置候、

一高輪御屋敷御長屋最早成就程にて、移り込候人も有之
候由処ニ、森川孫大夫より迫水孫次郎江、芝にては床
下へ嘉せを入候様被仰付候^{〔マカ〕}申越候様ニとの^{〔事脱之〕}は無之候得
共、致咄候との事之由、然処成就ニ付てはいか、可致
哉杯と孫次郎申候由、逸作咄ニ付、高輪之儀は本之通
と被仰付置候間、最早仕直しニ及間敷、其趣は入
御聽置候様可致段も申置候、翌七日御目見仕候節申上
候処、本之通にて宜との 御沙汰被為在候ニ付、井上
逸作江猶又為念申遣置候、

一御下ヶ被下候務より山田壯右衛門へ遣候長嶋一条之書
付、御直ニ御返上仕候、

十二月七日

一今朝 御目見仕御長屋取縮調へ書并供連又ハ御道中御

行列伺通被仰付候、乍然御道中御行列書ハ篤と

御覽も不被遊候ニ付、猶又奉伺候様仕度候事、

一 御家老御長屋は平御長屋ニ被仰付被下度願之趣申上候
処、伺通被仰付候、

一 仙臺様より參候供連一条之返答も入

御覽候、細川様御供人数書も入

御覽候処、仙臺様御両家と被仰談有之候て、御並家ニ
は不及との

御沙汰被為在候、

一 御年頭ニ付、供連装束供は召列間敷と御触流し有之候

ニ付、何分委細分兼候御書面故、去方江御留守居より

承候処、大目附衆へ御問合可然との事ニ付、問合之書
面入

御覽伺御内慮具候様承候旨申上候処、何分仙臺へ問合

候様、彼御方よりも御伺被差出候ハ、此 御方様よ
りも被差出候方可然、又仙臺様より不被差出候ハ、

此 御方様ニも右通いたし候様被仰付候間、右之趣御

留守居江相達可申事、

一 九日 御登城可被遊管候得共、九日不時御札有之候由

ニ付、今日山田壯右衛門を阿部様へ被差出、九日、十

一日之間 御登城被遊、其節御逢被遊度 思召候間、

何日宜御座候哉御尋越可被遊との 御沙汰奉伺候、

一 南部様御一条ニ付、半田・西・竹村殿・東條殿・加藤
殿へ差越、申込候御受振申上候処、亦差越候節は、何
分御年数は御不足ニ候得共、

廣大院様御由縁柄を以御取調被下候様、尤奥平左衛門

尉様事も御年数早く候得共、右之御訳柄にて被仰付事

候間、右之趣を以猶又申込候様ニとの 御沙汰ニ付、
御留守居江達可申事、右ニ付ては猶又壯右衛門を以、

阿部様・牧野様江も被仰込との 御沙汰も奉伺候、

一年頭も近寄候間、御裏御門番中小姓等可被召置候付、

御門番所之絵図面取仕立相伺候様、依事候ハ、御届ニ
も相成事も可有之との

御沙汰被為在候旨、以玄碩承知仕候、無程罷出候節、

玄碩より聞つ、との

御沙汰御直ニも奉伺候、

一 那代方御金御借用ニ付、平藏より御願書之案文差遣、

今日中河路正左衛門殿江御留守居を以被差出候様との

事、玄碩より承候ニ付、有馬仁左衛門御暇序ニ為持、

右之趣蒲生郷右衛門へ申遣候処、委細致承知、問合通

可取計旨返答有之候由、仁左衛門より申越候、

一昨日日立花直記私宅へ参、明後八日四時熊野会所より兩人参候間、田町明ヶ方并茶・煙草盆致手当呉候様承候

ニ付、書役方江右手当之義問合候様申達候、菓子壹通可差出賦ニ付、此分は御留守居方にて手当有之候様直記へ申聞置候事、

十二月八日

一芝御用部屋にて龜山甚之丞・榎本新兵衛へ左之通申渡候、

一近年御役替等之節祝として相催候節、別て太粧ニ取仕立候由被聞召通不可然事候間、以来之義取締候様、尤御役場被遊御指候て

御沙汰は不被為在候得共、猶又各方江相達候様被仰付候間、拙者より右通御承知之趣を以、御国元御同席中江被申越候様相達候、

一御留守居御用申遣候処、半田嘉藤次被罷出候ニ付、南部様御一条ニ付去方御答之趣申上候処、左候ハ、猶又申達候様、就ては未御年数ハ御不足ニ候得共、別段廣大院様御由縁柄之御取訳を以御取調へ給候様、尤奥

平左衛門尉様ニも御年数は御早く被仰付たる義ニ付、

其趣も申込候様被仰付相達置候、

一今晚町便着にて、向井新兵衛より先月廿六日致着坂候旨申越候、

一御留守居初外式人より、十一月廿七日砂糖入札七千三百六拾九丁御払ニ相成候旨申来ル、

一向井より自書も相達候ニ付入

御覽置候、

一御式台を高欄口ニ御造替之絵図裏打相濟、森川より差出候付差上候、

一去秋致渡唐候琉人共より、十六種外品を持登りニ付、焼捨等いたし候も欺ヶ敷事ニ付、長崎ニおひて売捌方被仰付度との御願書并天保之度之例書、此節持渡之薬種品立書入 御覽候処、来春差出候方宜との 御沙汰被為在候、右御願書は何方にて取仕立候哉、能出来候との御沙汰も被為在候、

山崎 拾

重久 玄碩

山田壯右衛門

花 謙 藏

右は

親姫様御方掛り同様被仰付候付、壯右衛門へ申渡候、
外三人は同人名代承候、

一親姫様御事、地震ニ付御住居御破損ニ付、先達てより
御滞在被為在候処、御帰りに被成候事、

一今日南部馬御取寄せ有之、御取添御屋敷御山ニ御馬場
出来、今日初て右御馬見所へ被為入被遊 御覽候、

一眞華院様より和山を以、櫻田御屋敷内御長屋三棟計建
候丈之御地所御借用被成度被仰進候ニ付、右は無御扱

御差支被為在候間、今里御屋敷は往々脇々江御讓被遊
度思召候ニ付、右を御貫被遊候ハ、御仕合ニ思召候間、

右之通櫻田之義は御断ニ思召候旨可被申上旨、和山へ
申聞置候段、今朝申上置候事、

一昨日蓑田傳兵衛より差出候琉球人十六種買欠ニ付、右
替ニ外葉種持渡候ニ付、右を御売捌方之御願書相請取

置候ニ付、今朝入 御覽候処、来春御差出ニ相成候方
宜と 御沙汰被為在候、今夕折節豎山郷之丞拙宅江參

候ニ付、右之趣申聞御願書傳兵衛江渡具候様相頼候て
渡ス、

一今日熊野方より金五千両相渡候由、残り五千両は来ル

廿日比相渡候積りニ候、

一芝御殿相損候ニ付、今日田町御茶屋にて御坊主拝領被
仰付候、右ニ付井上逸作相詰候、

十二月十一日

一今日五時御供揃にて
御機嫌御伺として御登 城被遊候、

一御元十一月廿四日立間之飛脚今日到着にて、左之通
相届候、

一琉球通寶鑄建方被仰付候付、今和泉家磯屋敷跡鑄建所
ニ申渡等有之候書付、外ニ成田正右衛門鑄製方掛り被

仰付、右へ一篇ニ被掛置候等之書付壹通相添、
一出水庄瀉御新田御取付一条にては、金壹万五千両丈も

不相揃候ては相成間敷、就ては町人共へ掛被仰付、御
成就之上出銀仕候のを御返し被下候ハ、何様可有之哉

等之事ニ付壹通
一地震一条ニ付御問合申越候処、右江書入を以御返答有

之候、
右三行豊後殿より

一 高奉行

御勝手方

書役勤

迫田賢助

右は書役共転役沙汰ニ付訳合有之、当御役一篇之伺、

右近江殿より

一先般御勝手方書役安田喜藤太外ニ忝人御勘定方小頭御役被仰付、御徒目付勤ニて鑄製方掛之伺近江殿より被申越候ニ付て、其節意味合近江殿江御口合之趣共、豊後殿より被申越候御問合々通

一御国元御払金之儀、当年中何程有之候て可相済哉申上候様被仰付置候付、御趣法御用人江申渡相成候処、当年中御払丈之所は相済可申候得共、来年之処御手当無之申出候由ニ付、何れ大坂表ニて御借入ニ相成候ては、利足さへも致増長候事故、御宝蔵御格護金之内より四万兩位御取替払被仰付置候ハ、大砲船代料御下ケニ相成候節御入付ニ相成申候ハ、何様可有御座哉之伺々通

右豊後殿より

一新納矢太右衛門最早老人ニも有之候付、何ぞ御役被仰付被下度被願候処、御免被仰付候得共、何御役と申事

不被伺置候ニ付、何分伺済之上早便を以申越候様、豊後殿以自書被申越候、

一大野原御新田一条ニ付豊後殿御問合々通、并中村新介吟味書絵図面相添、

十二月十一日

御書取を以篤と拝見仕置候様被仰下、左之通、

一琉球錢之義は、願済ニ相成候ハ、か様く可取計間、其心得ニて罷在候様申聞置候処、表向申渡候義甚々麁忽之事ニて当惑ニ存候、余之事ニ候ハ、宜敷候得共、鑄錢之義は

公儀ニても御制禁之事、未タ表向願ニ不相成内右様之事ニては、万々一

公辺隱密より響候ては以之外事〔成脱カ〕と存候間、か様之間違ニて候段、辰ノ口迄は可申置と存候、少しも早く先日相達候琉球錢之義は、先御沙汰止之段達し直し候様可致、余之義と違ひ左様ニ無之ては

公辺江之響合以之外と存候間、早々可取計候、尤此度差出候願書案は、国元心得迄ニ可申遣候、願達ニ相成候とも来春之儀、取建等之事は其節細事可申遣候、尤

用地ニ相成今和泉屋敷之事は、先其儘ニ差置候様可申遣候、豊後差控伺可申と存候、不好事ニ候得共外之事

と違一大事之事故、致かた無之哉と存候、

一用心金四万両之義、是は不宜様ニ存申候、大坂新借之
三万両を早々国へ下シ候様申遣可然哉と存候、当地之
処は紀州二万両、又御郡代金も多分二万位出来可申、
辰之口氣ニ候間、其内金山之方三万と大船八万と之内
四方は返済ニ見込ミ候て、残り七万ニテ二口合て十一
万ニ相成候間、差支間敷と存候間、三万両をハ国江相
廻し可然、銀目も宜敷と存候事、

一出水新田之義はいつれ下国之上と可申遣候、

一迫田之事、伺之通ニテ可然哉と存候事、

一いつれ之筋改革掛りは駿河可然様存候事、

以後か様之舎と申事、此節之様成鹿忽ニテは甚夕掛念
ニ存候事、

右之通 御書取之趣を以一々豊後殿江御返答、十二月
十三日仕立町便を以仕出し候、

一新納矢太右衛門・園田仁右衛門 仰出、大窪八太郎御
徒目付被仰付候

御沙汰書、今町便より仕出しニ相成候事、

一御役替等被仰付候節杯之祝、近年余り不相応律派ニ有
之候段被聞召通候ニ付、

右之 仰出駿河殿迄今日便より仕出し候、

一迫田甚助当務一篇之勤被仰付候

仰出石見殿江差出ス、

一迫田一件は近江殿より私方江被仰越候付、御返答御相
応ニ申上越候、

一新納矢太右衛門一条、夕刻御目通申上候、伺通被仰付
候、園田・大窪等之仰出も其節入

御覽候、

一上村十左衛門事ニ付、転役之義駿河殿より石見殿江御
伺越ニ相成候得共、石見殿御聞通之義有之、御問返し
ニ可被成御舎之由承候、乍去右御問合并蓑田傳兵衛よ
り極内承候趣は達

御内聴、御問合は則蓑田迄差返し候、

一熊野御寄附金御借用ニ付、御挨拶として左之人数江被
下候、

一金七百疋ツ、

一琉球嶋紬一反ツ、

紀州御貸付役所

頭取

田中仲右衛門

酒井五郎助

田中内藏助

差越候ニ付別段

村田吉右衛門

一右同式百疋

小池米次郎

右之通御内伺相濟候ニ付、御趣法御用人江相達、取仕

立向右同断受持、

一金子五百疋ツ、

一琉球嶋紬一反ツ、

右同元

村田吉右衛門

森部市之丞

鈴木文三郎

十二月十五日

一金百両ツ、

御前様

晴雲院様江

一同五拾両

寵姫様江

右は例年通被進ニテ小野嶋江引渡候、

一明十六日松平越前守様御直約ニテ昼過より被成御出筈

ニ候、御案内ニは不宜旨庄太郎より申出有之候、

一右御同所様御留守居より此御方御留守居へ向、弥明日

は御直約通被成御出筈候ニ付、為御知御座候通、澁谷

御屋敷江御住居被為候哉、左候ハ、表御門より御出被

成可然哉、旁御案内申来候由ニテ、半田嘉藤次より来

一金子三百疋ツ、

右同元

前川忠平

小池米次郎

市川大助

一右同式百疋

右同玄關番

三人

一右同三百疋

印鑑見届として

書相添差出候付入 御覽候て、右通之御事候間、可然返答有之候様及返詞候、

一馬喰町より今日御留守居御呼出にて、立花直記罷出候

由之処、壹万兩相濟内五千兩は来ル十九日御渡ニ相成跡五千兩は追て御渡ニ可相成との趣御達有之候由、嘉藤次より申越候ニ付入 御覽置候、

一明十六日松平越前守様、御見舞掛之筋にて被成御出筈候ニ付、御供方被下物之儀、此節柄之事ニ付御減少之方可然、篠崎彦十郎へ相達置候処、左之通取調へ申出候、

一吸物掛盃

一湯漬

右御刀番五人

一湯漬計

右御駕籠廻り

一肥前守様御見舞掛之筋にて被成御出候得共、御改服ニ付

御前ニも御改服被遊候ニ付、御側役初改服ニ候、

一御同所様御出ニ付、大奥之御座ニ候得共、初之内は奥御小姓御給仕にて、後は女中向ニ相成候、後は 御召

替被成候由之事、

十二月十七日

一此御屋敷にて四・九之日調練稽古有之候ニ付、福崎半次郎・相良彌兵衛練廻し罷出候様被仰付候旨八郎申出候ニ付、芝江申遣候、右ニ付御側御用人座書役も同断ニ付申遣候、御膳所向并御納戸向江は此御殿申渡候、

一金百疋

勝川殿江肴代

一同百疋

菓子代

一同三兩

同心中江料理代

一錢四貫文

酒壺斗代

〆四兩ト七百文

右は古藤雅郷一宗免許之節入用本左之通ニ御座候間、被成下候様奉願候、

卯十二月

竹之内雅春
青山雅芳

右之通御茶道方より申出有之、

十二月十九日

一金五千両

右は馬喰町御金御拝借一万両御願濟相成候内、今日右之通被相渡、立花直記請取罷帰、御進物蔵江御格護いたし置候由、半田嘉藤次より申越候ニ付入御覽置候、

一向井新兵衛大坂御用相仕廻、今日帰府にて澁谷御殿江罷出候ニ付、以御小納戸御届申上候処、御馬被遊候付、私ニても承置候様以井上庄太郎承知仕候ニ付、新兵衛儀明日も罷出可然旨申置候、

一御先手中畠宇右衛門殿寒中為御見廻、御入来御小納戸御逢被申候由、中山次左衛門より申出候、

一今日調練有之、芝よりも御軍賦役并小頭三・四人罷出候、

一折田與右衛門より中山次左衛門迄差越候書物一冊、阿部様より井戸殿江御下ケ被成候由、右より早川五郎兵衛迄被相下候由、外秋山より書抜いたし候一冊極内五郎兵衛へ相渡候由にて、右二冊今日同人より差出候ニ

付請取置候、

一近日打鞆有之候間、菱刈・肝付は勿論其外御厩人数之内、馬ヲ以達者之者致吟味、芝御用部屋迄被申出候様申遣候処、承知之返答有之候、

十二月廿日

一今朝罷出候様承知仕候ニ付、直ニ罷出御目見仕、昨日向井新兵衛より請取置候大坂表之諸書付等入御覽置候、

一青山千九郎より申越候書付一冊、表向入御覽書面ニも無之候得共、難捨置候付極内差上置候、御留置被遊候、

一竹之内雅春・青山雅芳匠家より一字被免賦ニ付、其節之祝物旁として、入目料被下方先例も有之候ニ付入御聽置候、

一御小人拾人・小仕八人・助者人

右は地震後芝并澁谷へ詰通しにて致骨折候ニ付、御心付被成下度、山田壯右衛門より申出有之候ニ付達御内聽候処、可被下との御事ニ候、

一此御屋敷江相詰候下目付岩越矢之助事、致出勤御用立

候付、骨折被下方可宜との

御沙汰承知仕候、

用人

矢野甚右衛門

一御道中御行列之内、御先備内之御挾箱一对、御蓑箱一

并御堅傘・御受傘御引取有之候ても可宜哉、御供目付

方調へにて御家老衆より伺ニ相成、先日入 御覽候得

共、突留たる御差図も不被遊候ニ付、猶又奉伺候、左

候て猶吟味仕申候処、御堅傘・御受傘之儀は格別ニ御

座候ニ付、是迄之通被召置、御挾箱三ツ之分御引取ニ

相成、其代りニ御持筒五挺為御持被遊候ては何様可被

為在哉奉伺候処、其通被仰付候、尤 御地廻り御行列

之義は是迄之通被仰付候、右ニ付御家老衆江致清書可

差上旨、伊東正兵衛江申聞置候、

一金山一条ニ付御前借之御願書、半田嘉藤次より差遣請

取置候、

十二月廿四日

一今朝御目見仕、左之通奉伺候処、都て御都合能相濟、

一梶原清右衛門年功書面を以、同席中より申出入 御覽

候処、御広敷御用人へ被転候旨 御沙汰被為在、左候

て小森は交代前ニ付、代合候て可然との儀迄も承知仕

候、

一銀十枚

但金子にて

勝川殿へ

右は進上物旁之御返しとして被遣、

一金式拾兩

水野土佐守殿

一金三兩

大石寺

右は兼て御祈禱申上候ニ付被遣、

一金三百足

高野周輔へ

被遣、

右取仕立方等有馬仁左衛門へ相達候、

右三行、御内用方御金之内より出ス、

一菱刈全之介拜借之儀、石見殿より御伺有之候処、百兩
御取替可被仰付との御事ニ御座候、

一西筑右衛門御取替之願有之、金五十兩被仰付との御事

ニ御座候、

一井上正太郎処江活字板いたし方之者召呼、御用申付、

当人は御奉公ニ可仕との事之由候得共、職人之事ニ付夫ニても相済間敷、日数三十八日ニ相掛候ニ付、一日ニ弐朱ツ、兩人江被下可然哉と吟味致し候旨、菊池藤助より申出、就ては正太郎義も兩人江飯酒等振舞いたし及失費候ニ付、二千疋位被下度との趣も右同人より承候ニ付申上候処、同通被仰付候、

一鈴木善兵衛父子金三拾兩被下候処、親死去仕候ニ付ては母へ可被成下哉申上候処、同通宜との御沙汰承知仕候ニ付、右之趣半田嘉藤次掛之事故申遣候事、

一昨夜山崎拾より承申候金子御借入之義、随分宜向ニ御座候間、弥御借入被仰付候哉申上候処、同通被仰付候間、左候ハ、私忝人ニても不宜候付、蒲生などの内忝人書加へ可申旨申上置候、

一向井新兵衛へ被遊御沙汰候天保度之総書、早く入御覽候様可致催促旨承知仕候、然処折節柏原甚藏之御用部屋江相見得候ニ付、右

御沙汰之趣申通し呉候様頼置候処、夕刻新兵衛參、猶

又御請承届候、

一高木様御屋敷代之義は、取揚私方江致御格護置候様

御沙汰承知仕候、

一金貳百兩

右は 智鏡院様より無御抛宗澹を以御ねたり有之、尤御年寄杯不存様、宗澹江為御持被下候様御願ニ候得共、夫ニては外々様江も不並 是迄被仰進候通御承知成被進候ニ付、先此度は内百兩被進候間、右様承居候様ニとの

御沙汰奉伺候、

一宗益殿より湯川殿・名賀殿先比も金子頂戴被仰付候得共、類焼にて中々困窮ニ付、今五十ツ、も遣し呉候様ニとの事ニ付、安道江は百位不遣候ては相済間敷との御沙汰奉伺候、

一伊集院卯十郎事、来正月十一日御広敷番之頭へ御役替被仰付との 御沙汰奉伺候、左候て見習は又御考可被遊との御事迄も奉伺候、

一山田宗一郎事承合候様被仰付候付、御徒目付木脇孫右衛門を以聞合いたし候処、年三十式三歳にて、少々足を引候由書面を以奉伺候処、先日才藏へ御尋被遊候処、

山田は自分之同志にて能存申候、足不宣と申事候間、
是は不宣との御沙汰被遊候、

一芝御広敷向之面々、是迄御蔵ニ御道具有之、昼夜御番
いたし候得共、最早御道具無之候間、何様可被仰付哉、
入江市郎左衛門より申出候ニ付申上候処、最引取候〔呈脱之〕
宜との 御沙汰ニ付、右通相達し可申旨入江江相達候、

十二月廿五日

一今朝御目見仕候て、早川五郎兵衛より申越候上野御拝
借金五千両相渡、御留守居付役請取候間合入
御覽候、

一田中仁左衛門御細工奉行寺社方取次勤御役替、清水周
吉御鳥見頭格御鳥見勤御役替、相良助太夫屋久嶋奉行
書籍方勤御役替被仰付度奉伺候処、伺通被仰付候、

一正月装束御供之義、仙臺江半田より問合置候処、返答
申来候来書入 御覽候、尤仙臺様ニは大御目附様へ御
問合為有之筋ニ御座候ニ付、此御方よりも御問合せ仕
候ハ、何様可有御座哉、嘉藤次申候旨申上候処、問合
候様被仰付候、

一來ル廿八日歳暮御祝儀被

仰上候義、松平越前守様江問合候哉、何分彼御方御仕
向通いたし候様、嘉藤次江可申越旨被仰付候ニ付、右

二ヶ条問合候事、

一梶原清右衛門御広敷御用人江御役替、当詰被仰付候
仰出、并岩元太右衛門・井上庄太郎十人賄料被仰付候
仰出入

御覽候、

一御家老衆より伺ニ相成候熨斗目一条之書面并来年頭御
次第、今朝山口直記より文箱ニ入付以御小納戸被差上
候処、宜との 御沙汰にて御下ケ被遊候、

一篠原彦十郎事病氣にて御用差支申候ニ付、芝今壹人被
召移候て何様可被為在哉奉伺候候、誰ニても引移候様
被仰付候間、申渡方有之候様芝詰同役江申遣候、

一御反物一反 八丈嶋

一金千疋

西 恰

右は上野御預金一条ニ付、当年より毎年被成下候様被
仰付候由、玄碩より申出候ニ付、掛り井上逸作江申越
置候、

一金百両

湯川安道殿

右は地震後類焼等にて極々困窮ニ付頂戴被仰付度、伊

東宗益殿より被申上候由にて、玄碩より申出ニ付同人

江引渡候、

一金百疋

伊東宗益殿

右は今般熊野御寄附金之内御拝借ニ付、御世話被申上

候付被遣候、

一金十兩

宗益殿用人

杉村金次郎

右之通被下之、

一金五百疋

三浦

右之通被下之、玄碩へ引渡候、

一金三千五百兩

右は高木様御屋敷料として、大坂より相届居候旨申上

候処、武兵衛方へ致預置候様

御沙汰ニ付、昨日廿四日御趣法より取揚、御徒目付并伊東正兵衛相切封にて

御納戸藏江御格護為致置候、

但右之内千兩は、近日中山崎拾より彼御方江引渡

賦ニ付、御小納戸方へ相頼置候、

十二月廿四日千兩櫻田御屋敷御普請料として、早川五

郎兵衛方江被相廻候様、御趣法御用人江致問合候事、

一来正月二日は、御風邪氣ニ付 御登城被遊間敷 思召

ニ被為入候との御内話相伺候ニ付、半田嘉藤次江迄

ニ申越置候、

一南部遠江守様、去ル廿三日四品被蒙仰候御礼無御滞被

為濟候ニ付、御用人以御使者表向御礼被仰上候処、此

御屋敷ニは御用人詰合無之候故、御側役より御取次い

たし呉候様、遠江守様より山田壯右衛門へ御沙汰被成

候由、山口直記より次渡承置候処、今日御使者野中鐵

與と申人被差向、拙者致面会候処、甚寒之節御座候処

薩摩守様益御勇健被為入恐悦思召候、左様御座候て今

般結構被蒙 仰候御礼無御滞被為濟、就ては不一方御

懇切ニ御世話被成進、夫故御都合能御礼被為濟難有思

召候、右御礼被仰上度御目録之通被進候間、宜申上候

との御口上振ニ候、

一御太刀一腰 一御馬代銀五枚

一青籠御着 一 泥障一掛

右は表向之御使者ニ付、御口上之趣は則申上、御品差上置候得共、兎角御答礼も可有之と

思召候ニ付、使番方へ相達致吟味申上候様被仰付候ニ付、御使番へ申越候、

十二月廿八日

一 例年歳暮ニ付御登 城不被遊節は、御祝儀之御使者無之候得共、当年は地震ニ付御登 城之義、当年中は右ニ付被為及候旨被仰渡置候故、今日御登城は不被遊候得共、御月番之御老中様へ御留守居以御使者歳暮之御祝儀被仰上候事、

一金千兩

右は高木様御屋敷料来三月被遣候内として山崎拾へ相渡ス、

一金五拾兩

右は 龍姫様より御願之趣有之被進候付、小野嶋へ山田壯右衛門を以引渡候、

一 樺山主殿三番御小姓組番頭江御役替伺、川上孫左衛門当番頭御役被仰付候同一通、

一 小牟田源五右衛門御勘定方小頭御役ニテ御徒目付大坂

掛被仰付候伺、

一 源兵衛嫡子清水龍太郎并小林一學、及左衛門嫡子山口彦四郎江表御小姓御役被仰付度申上候処、伺通被仰付候、

一 松平猪之丞御作事奉行見習勤方は迄之通被仰付度伺登通、

十二月廿九日

一 今朝被為召候付、昨日入 御聽置候御役替等之 仰出入 御覽、伊東正兵衛江相渡候、

一 諸人売買之義ニ付、御国許之御家老衆より吟味之趣ニ付て之問合、篤と致吟味候様ニとの 御沙汰ニテ御渡被下候、

一 琉球為御救助錢鑄製之儀ニ付、豊後殿より私迄御問合有之候御留置被遊候処、猶又篤と考見候様ニとの御事〔タテ〕ニテ御下ケ被下候、右式通は不急義故控置候様正兵衛へ申聞、問合も渡置候、

一 長崎表ニテ御目付衆などより鉄砲張方鑄製方へ被願候由、然処鑄製方取込故、数丁ハ難出来候ニ付、其趣問含有之候間、三挺程致出来候ハ、此表へ相廻し、夫よ

り長崎へ相廻候方宜との 御沙汰承知、尤右一条其外之義共御書取被成下候御書取も正兵衛へ渡置候、一昨夜阿部様より御留守居御呼出にて半田嘉藤次罷越候処、御封書被相下候由にて、今朝拙宅江嘉藤次被致持参候付、今日出勤之上入御覽候処、諸夷へ約条一条ニ付琉球江御遣被成候御書物にて、

公辺御都合向ニ不宜御文儀有之候筋にて、御書取を以被相下候、就ては現事ニ候得共、此差障候筋ニ候間、早川五郎兵衛江申遣、中村殿へ打合候様、左候ハ、御取直し之上松之内相濟候上、又御差出ニ相成候方宜との 御沙汰にて、已前之約条書共三冊御渡被下候、右ニ付則早川五郎兵衛へ申遣候処、罷出候ニ付右通相達候、尤右三冊共相下ケ呉候様承候故相渡置候、一御家老座も御出来ニ付、来年頭より相詰候様被 仰付度申上置候ニ付、今日伊東正兵衛御暇之節、前条通達し方有之候様可取計旨申聞置候、一御裏御門上番も年頭より相詰候様可仕旨申上置候、一松平美濃守様より吉永源八郎其外御国許江被遣、金貳・三万兩御借用、其外砂糖并馬御取入大豆など之一条

被仰進候得共、御金之義は逆も御出来難被成、此内御小納戸御使を以霞ヶ關江御断被仰進候得共、最初御国許にて三原藤五郎へ引合も有之候事故、同人福岡迄御挨拶旁ニ不被差出候ては些首〔尾脱力〕とれ兼候様ニ付、此節出府掛立寄、御使相勤候様被仰付候ては何様可被為在哉、左候ハ、入御念候方にて御宜は被為在間敷哉と申上候処、其方宜との

御沙汰被為在候、尤右福岡へ立寄候一条ニ付、藤五郎江之問合も認入 御覽候処、 思召も不被為在候、就ては外之品も有之候ニ付、吟味之付候丈之品は猶又可申上との趣申候方可宜、都て御断と申候ては不宜との御沙汰ニ付、 御沙汰通之御事故、其趣も申上候方御宜と申上置候、然処三原出立之程合も分兼候ニ付、町便仕立呉候様山田壯右衛門より承、勿論拙者方も同様成事故町便仕立候事、一永江休之丞より 宰相様御月延之御願被遊度 思召候ニ付、私へ申越被為濟候様取計可仕旨被仰付越候ニ付、 太守様達御聽候処、 御直ニも被仰進候ニ付、辰ノ口江被仰上置候得共、未否之御返詞不被為在との 御沙

汰ニ付、左候ハ、其趣申上候様可仕旨申上置候て、永

江江も右之趣を以御請旁申進候事、尤町便にて仕出ス、

一豊後殿より三原藤五郎出立ニ付、仕廻料被下方之儀ニ

付、員数は不被仰遣候間、勘考次第申上取計候様、尤

豊後殿御立後ニ相成候儀も難計候ニ付、駿河殿御連名

宛にて申越呉候様被仰越候ニ付、百両御取替被仰付と

の御事候間、宜御取計被成候様、御所宛にて町便を

以申上越候事、

一南部遠江守様四品ニ被任候ニ付、口宣宣旨一条御家来

被差出咎候処、京都之儀は別て不案内ニ付、御屋敷内

之御長屋御貸被進候ハ、御仕合之旨被仰進候由、右之

趣京都御留守居江問合呉候様、山田壯右衛門より承候

ニ付、交代御長屋万一差支之儀も候ハ、外宿致世話置、

勿論致世話被申候様ニ伊集院太郎右衛門へ問合いたし

候、

一年頭被遊御登 城候哉之旨、仙臺様御留守居より尋越

候由にて、来書相添半田嘉藤次より差出候ニ付入 御

覽候処、玄碩を以御下ケ被下候節 御沙汰ニは、御病

後之上当分御風邪氣ニ被為入、殊ニ供連之事も有之候

ニ付、被為依事候ハ、

御登城不被遊候義も被為在との趣可及返答候様、尤長

州様江も右御同様返答いたし候様承知仕候ニ付、其通

半田嘉藤次へ申遣候、

一金式千両

右熊野壹万両御拝借之内、右之通残居候付都て相渡候

由、立花直記より申出候、

一和田休左衛門其身より起出銀相願差出候ニ付、探幽筆

二幅対拝領被仰付、今日式日より大坂御留守居江向相

廻し候、

一千兩屋宗十郎右同断ニ付、常信筆山水二幅対右同断、

一白山彦五郎右同断ニ付、同人筆二幅対右同断、

一金拾五兩

右は本屋平藏今度御那代方御金之内御拝借一条ニ付、

初発より御世話申上候ニ付被下之、

一去年筒井肥前守殿より三百両金拝借有之、右は年府ニ

て此節二十両用人村上應助より拙者井井上庄太郎へ被

差出候ニ付、御請取不被遊候ては不宜候故、何分奉伺

候処、当年之義は御請取被遊候得共、大地震ニ付ては

一統難渋不少候得共、此御方にては先薄く方ニ御座候

間相互之御事、已来之処は此御方より可被仰遣候間、

其内は御控置被成候様被仰付候趣を以、應助迄拙者・庄太郎連名申遣候処承知仕候間、退出之上可申聞との返答申来候、折節庄太郎罷出候ニ付、右返答相渡入御覽候様、尤右式十両表にては首尾合も仕兼申候付、御手許江差上候様庄太郎へ相渡、差上候由之処御請取被遊候事、

一今日松平隠岐守様・南部遠江守様御用召之処、禁裏御用途御勤之義被仰渡候由御しらせ有之候由にて、御使番より申出有之、

閏五月八日御渡被下候

御書取写

一是迄三役以上年々為駕籠代藏方名代勤申付候事候得共名実不相当ニ有之風義ニも相拘候次第ニ付、当年より藏方名代勤之義は不申付候、左候て右為代沖之永良部嶋砂糖利益之内、左之通可遣候、

一家老

一若年寄

一大目付

右之段駿河江可申聞候、左候て右藏方明所之義は、書

役初諸役人江程能割合、藏方代りニ別段手当遣候義は可成丈無之様可取計候、以上、

右本文之通之

御筆駿河殿江相渡候、

七月廿日磯

御逗留中被仰付候趣左之通、

一孝行ヶ谷并荒平大木ニ相成候ニ付致伐方、左候て

總州様御代通炭焼いたし候様、尤船材木ニ相用候品は築出之処江集メ置候様、炭焼之義は日州御手山方より功者之者を取寄候様、此義は福崎江可申達事、左候て木伐り方ニ付ては井上庄太郎江、尤御内用方掛り養田源左衛門江被仰付候旨相達候、

但本文之趣、駿河殿江大頭申出置候事、

一庄太郎事来月五日、六日方長崎江被差出候ニ付ては、今吾人相良彌兵衛ニても被仰付被下度申上候由ニ付、致吟味候様被仰付候付、猶又駿河江申聞候様可仕旨申上置候、

一市來正右衛門事当秋琉球江被遣候付、御徒目付被仰付、左候て御内用ニ付右同所江渡海被仰付候間、園田仁右

衛門江致交代候様、且又惣髮成願出候様ニとの 御沙汰承知仕候、

右之趣ニ付

仰出事書を以駿河殿江相渡候処、表向御達相成候、

一駿河殿より被相伺候琉球江三嶋方より被遣候一条は、近々之内

御殿被遊候ニ付、篤と御考被遊候上、御同人江

御直ニ御達可被遊との

御沙汰被為在候、

一大嶋江被遣候人柄之義、物頭之内無御座候付、石原新助・中村早大・柁山四郎左衛門之内何様可被為在哉、

右之内より被仰付候ハ、物頭ニても被仰付候哉之事

申上候処、是又 御帰殿之上吟味可被遊との御事ニ付

御意之趣駿河殿へ御達申置候事、

一阿久根町地面手狭ニ付、別立仕候義出来兼申候付、川

口辺江開地被仰付被下度所より之願書等入 御覽候処

御免被仰付候との御事ニ付、願書并右御沙汰之趣駿河

殿江御達申候事、

一朝稻三益悴三碩事、多喜家江医道稽古として罷登居候

ニ付、式人賄料被仰付被下度三益願ニ付申上候処、御

免可被仰付との御事ニ候、

一被仰付置候水引八幡山中江松杉植付方之義、寺社方江

申渡置候処、絵図面を以被伺出候付入 御覽、左候て

苗杉御植付之木正も相替可宜との申出ニ付、其通被仰

付候との御事ニ候、

一國分八幡寺中江松桜植付候様、蒲生八幡江も松杉植付、

左候て往々は御伐除にも相成、其節は亦跡江御植付ニ

相成候趣 御神慮伺置候様ニとの 御沙汰ニ付、猶

亦仰出表江差出候様可仕旨申上置候、

右ニ付 仰出駿河殿江相渡ス、

八月

一相良量右衛門・知識尚之介御小姓御役被仰付候 仰

出、

一奥勇之丞御附替被仰付候 仰出、

一富田悦阿彌御役替之 仰出、

一大山正圓御同朋被仰付候 仰出、

右駿河殿江相渡ス、

一奥勇之丞江戸詰被仰付候 仰出入

御覽、左候て同人出立仕候迄は、是迄之通罷出候様可

被仰付哉奉伺候処、病人等にて差支候節は其通可被仰付候得共、先夫ニは不及との 御沙汰被為在候、

一大野原田地開方ニ付、当巳年迄上納方御猶予被仰出置候処、其後新介・私罷出候節、五ヶ年位御用捨可被下旨 御沙汰被為在候間、当年迄之義御座候付、何様可

仕哉新介より承候ニ付、申上候旨申上候処、 思召之処は最初郡奉行申出通三ヶ年いたし置、右相濟候処

新田開方別て致出精行届候意味を以、亦式ヶ年御猶予可被下との 御沙汰ニ付、其趣新介江相達置

仰出駿河殿江差出候、

一 御記録奉行之義ハ、最早伺出候ニ不及旨被仰付置候得共、添役欠跡有之候ニ付取調へ相伺候様可仕旨、下總江可相達旨被仰付候ニ付、御同人江相達候、

重富家来

木佐貫源介

右は市來正右衛門自分家来之筋にて召列度申出候ニ付申上候処、伺通被仰付候ニ付同人江申渡候、

砲術方書籍掛勤

木協仁右衛門

右は市來正右衛門事琉球渡海被仰付候付、跡替磯永喜

之助繰上ケにて、右仁右衛門義助被仰付度江夏十郎より申出候ニ付申上候処、伺通被仰付候付、毎之振合を以申出ニ相成候様十郎へ相達候、

八月廿七日

一 忠昌公并

持明様御画像古ひ候付入 御覽候処、随分御衣紋相知れ居候との 御沙汰にて御留メ被遊候付、 御前江差上置候、

一 跡之琉球人被召列

御参府ニ付、御家老御用取扱之義、前年九月朔日被仰付置候間、此節は何様可被仰付哉、左候ハ、外ニは有御座間數旨申上候処、伺通可被仰付との 御沙汰ニ付、則御用召之書付御家老衆へ相渡候、左候て取扱被仰付候 御書附は翌朝相渡申候事、

一 誠恐院之方御附女中式人被附置候得共、当時老人ニ付其場にて自分計召置度候付被下方之願有之、益・暮兩度ニ可被下等候得共、益後ニ相成候付、三両今日長瀬江相渡候、尤右へ相添候書付も入 御覽、長瀬へ相渡候事、

一牛嶋林左衛門自分召建置候馬屋御用ニ被仰付度、尤当分通ニては手狭ニ付、近辺之屋鋪御取入被仰付、当人建置候馬屋料被仰付度、右ニ付代金之義は御厩御在金之内より御払ニ相成候様、御馬預より山田壯右衛門へ申出、同人より承候ニ付達　御聴候処、何れ無左候ては相済間敷候付、右之通可取計旨被　仰付候、

八月廿七日

一相良量右衛門困窮ニ付御救被仰付被下度、東郷藤兵衛より承候旨申上候処、伺通被仰付候付、二十五兩被下候付、河野祐右衛門へ引渡候、

一朝倉一十郎事右同断ニ付、壯右衛門より承候付、右江は十兩被仰付可宜旨申上候処、伺通被仰付候ニ付壯右衛門へ引渡候、

一指宿勇七郎事も右同断ニ付、是は当人より御訴訟承不申候得共、近隣之者より救之段も承候付、十五兩計被下候ては何様可被為在哉申上候処、伺通被仰付との御事ニ付当人へ引渡候、

一御趣法方御在金小判金計ニて小払出来不申候付、雑金繰替呉候様助八より承候ニ付申上、千七百兩入一箱繰

替候、

一山田壯右衛門事多人数ニて、南部様御人も兩人召置候ニ付ては、飯料喰禿シ申候付、御納戸御困米御払直段同様ニ申受被仰付度承候ニ付申上候処、御免被仰付候付其通申渡候、

一市來正右衛門事、来月五日比出帆仕度段申出候旨申上候処、其通宜との御事ニて、委細之義は武兵衛より相達候様、尤庄太郎未相帰候付、其上可相分候間、委細之義は跡より可申越申置候様、篤と園田仁右衛門次渡等いたし候様、左候て蘭人渡來之義ニ付ては、悪事は無之段も申付置候様被仰付、其趣相達候、

一駿河殿より被差出候松村源左衛門船問屋一件、并矢野十兵衛拝借金取扱振り聞合方不行届、横目糺筋々ニては不宜との　御沙汰被為在、尤四、五日之内ニは主水へ御用も被為在候ニ付、其節猶又　御沙汰可被遊との御事　御意之趣即駿河殿江御達申置候、
七月廿一日御直伺左之通、

一山田直左衛門事廿八年相動申候付、勤方は迄之通御馬乗見習被仰付度伺有之、伺通相済候付　仰出伊東正兵衛為認、今日磯詰ニ付御本丸同役方江相廻し候、

一蘭人より琉球約条取交度

公辺江願出候付、近々之内渡来可致義も可有之 御書
取を以御留守居御呼出ニテ御渡ニ相成、右ニ付琉球は
勿論、同表在番并守衛方ニテ差越居候郷原・諏訪并染
川へ之問合、豊後殿より被差出候付入 御覽候処、段
々御直し有之候付、於御前私相認候事、

但御書取も琉球へ差越候方可宜との

御沙汰も被為在候、

一筑州より参居候吉永へ御逢被遊筈候付、其節は御目通
可被仰付、尤被進物并当人江被下物も可被仰付、又鍋
嶋様より参居候者江も 御逢可被遊、左候て被進物被
下物被遊との 御内話奉伺候、

八月廿九日式日より左之通仕出ス、

一永江休之丞江町田主馬義御側役被仰付度 思召被為在
候ニ付、

宰相様御内慮奉伺候様被仰付及問合候、

一奥勇之丞御附替并出立迄も被仰付候付、宜同立申談候
様申置候処、竹崎潤計へ相頼候旨、四郎より承候旨永
江江問合いたし候、

一黒川作二郎事御庭方被仰付候

仰出入 御覽、伯耆殿へ相渡候、

一山崎拾事芝御庭御普請方へ被掛置候、付ては御用向多
可有之候ニ付、西向御長屋へ引移候様可申越旨、左候
て山崎へ被下置筈之御長屋江は、岩元太右衛門罷在候
由ニ付、外御長屋江引移方申渡候様被仰付候付、右之
趣仙波市左衛門江問合候事、

一当年中金山御前借之

思召候間、御願濟之上は、一万両は大坂江可差下旨被
仰付候旨、仙波へ申越候、

一大野原御新田開方ニ付、出精いたし行届候付、来年よ
り先酉年迄上納方御用捨可被仰付候との 仰出、豊後
殿へ相渡候、

一有馬新七事学問稽古として致出府候処、当詰被仰付、

御作事方下目付被仰付候旨、筑後殿より御同役方江御
問合有之入 御覽候処、右之取計不宜候ニ付、新七事
糺合方江隔日、又は二日置ニても罷出致指南方候様被
仰付候旨、伯耆殿江相達置候、

一式日中より相別れ到着計踏越候義不宜候付、以来は出
水、阿久根辺より江戸之方江は、大磯辺より踏越候義

は御用捨被遊候得共、其外遠方より蹈越候義は屹と不相成、右通不相守者は跡差引は御取揚無之との御沙汰ニ付、御意之趣伯耆殿へ相達置候、

八月卅日

御小姓与

松村孫太郎

右は田中理右衛門支配水車織御召御端布方江被掛置候旨被仰付、申渡候事、

十月二日

一今日日挙被遊御覽候後罷出、左之通申上、又は入御覽候、

一本田加賀守此節上京上階之賦ニ候、右ニ付先例を以金子御下ケニ相成候様申出候由にて、書付数通駿河殿より御渡シ被成候ニ付、今度之願は少々過分ニ有之候間先例通にて宜との御沙汰被為在候、

一琉球国王より拝借之願書、右御同人より被相渡候付、昨日申上候処、利足ニは不及旁之御書取御渡被下候付、写を以御渡し可申考にて為認御同人江御渡可申答候処
今日は宅別勤にて御出勤候由控置候処、御家老座より

伊集院新之助江取次、国王拝借一条は此節より被差越
咎候間、早く相下り候様申候由新之助より承候ニ付、
直ニ以同人為相渡候、右序ニ加賀守拝借一条之書付も
相渡候、

一才駒三疋ツ、

右は嶋津淡路守殿より年々御申請被成度御願之書面、
并唐薬種品々、御手許唐反布も品々被成度御願之御書
付、蒲生郷右衛門より申上呉候様承候ニ付、大黃杯は
些御手許御用ニは過當ニ付、御手許并御領内中之用ニ
と有之候ハ、宜候哉、田中源五左衛門江引合候様ニとの
御沙汰被為在候、

一座喜味一条ニ付、駿河殿より琉球詰番江御掛合之書面
入 御覽候処、宜との御事ニ付、伊集院新之助を以御
家老座書役江為渡候、

一重久佐次右衛門江桐ノ実油すめ方等ニ付、掛り被仰付
候間、何篇吉川源右衛門へ引合有之候様相達候、

一美代良八山見廻、森孫兵衛山奉行方書役

桐ノ苗植付方等ニ付掛り被仰付候間、名代被承候様襲
田源左衛門江相達候、

一川上箭七郎・高橋甚五兵衛江骨折為遺駄との御尋ニ付

今何とか壯右衛門より承候ハ、相渡可申旨申上置候、

一金五拾兩

右は西郷吉兵衛江戸江被遣候付、段々御用之義も有之

候間 御手許江差上候様被仰付候、

一金七拾兩

右は川上箭七郎事別て困窮ニ付、兼て山田壯右衛門江
内意申聞候趣も有之候処、折柄江戸詰も被仰付、猶更

相迫居候ニ付申上候処、其通被仰付候、

一金三拾兩ツ、

右は川上箭七郎・高橋甚五兵衛事御馬乗立方等ニ付、

別て骨折致出精候御取訳を以、右之通御内々頂戴被仰

付候との御事候間、金子奥上ヲ以取揚置候、伊集院新

之助首尾也、

一四、五日内磯江被為入、高竈并今度製造之鉄砲御試可
被遊との御内話相伺候、左候て七日ニ可被遊 御帰殿

との 御沙汰奉伺候、

一下之檀桁打方郷右衛門江被仰付との

御沙汰奉伺候、郡奉行方之賦は六ヶ敷との 御内話も

御座候、

一淡路守殿御願二才駒之義は、丁度御用分外ニ宜駒も有

之候付、即甚五兵衛江致吟味させ引渡候様可致旨被仰
付候、当人江則相達置候、左候て何分明日郷右衛門江
引合、尚亦委曲可相達旨申置候事、

一市來正右衛門江琉球一条相達、猶又井上庄太郎帰府之
上委細可申越旨相達置候、

一御神殿掛差支候旨仙波より申越、尤山下辰次郎事心願
もいたし居候由申越候得共、

高輪御広敷書役ニ付御差支之有無、永江迄掛合候事、

正月八日申上

一 精松八郎右衛門

右は御徒目付被仰付、御納戸書役方心添被仰付、并御
厩御仕立馬方、水車等御金出入掛等被仰付度、山田壯

右衛門より申出候趣有之候、然処御納戸書役心添被仰
付候ては、御徒目付被懸置候詮無之候間、矢張御徒目
付被仰付、別段書役之義は吟味有之候て可宜旨相答置、

其趣申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、

仰出入 御覽登殿江差出出候、
(符之)

一 久保田織右衛門

右は五十余年絹織屋主取被仰付置候者ニ付、御小人格

勤方は迄之通被仰付度旨、右同人より承趣有之候付、
達

御聽候処、久敷相勤候者故伺通被仰付宜との御事ニ御
座候、仰出登殿江差出置候、

一朝稻三益事品能被仰付度、同役共より申出趣承候得共、
何分未年功も無御座、其上八人賦被仰付候も跡

御参府中ニ御座候ニ付、此涯品能被仰付候向ニは難申
上、乍然自然脇々より御聞被遊候義も被為在候ハ、御
不都合ニ付、入 御聽置申候段申上候処、未早く候間
追々

哲丸様御じをも相勤候上は、其節は可宜との御沙汰被
為在候、

一金千両川井田藤助より御貸上金にて相納候ニ付入 御
聽、今日山口直記殿立会御金藏へ入付候、首尾之書役
は伊東正兵衛にて候、

一 小生立日限之義、来ル廿四日 御内慮伺給候様頼置被
申上候^{〔被み〕}呉候処、宜との

御沙汰被為在候付、直ニ今日 仰出駿河殿へ被差出置
候処、直ニ被仰渡、書役は有馬九左衛門被召附候旨被
仰渡候、立日限も同様被仰付候事、

同日

一 琉球より硫黄并出米申請之一条、依御都合御咄申上候
処、御参府之上は

思召も被為在候間、其内ニ申出候義は不宜候間、暫致
心保候様ニとの 御沙汰ニ付、左様御座候ハ、其趣駿
河江可申聞旨申上置候、

一 寄合家内ニ罷在候二男、三男句詠師相勤候者も有之、

右は是迄全心付不申候、右之通寄合之子共小役人にて
は不宜哉ニ相考申候付、致吟味追て何分可申上旨申上
置候、

一 河野元靜事琉人立ニ被召付度との趣、伯耆殿より被相
伺候付、達 御聽候処宜との 御沙汰ニ付、右書付ニ
御朱入れ右同人江相渡候、

一 哲丸様御不例ニ付、小倉玄與申遣御様体奉伺候処、最
早別て御宜被為在候得共、未少し御積被遊御残候ニ付

是さへ御止り被遊候ハ、御平日と申事ニ御座候間、未
御夕詰は申上候との事ニ付、御全快被遊候ても折角御
念入上ケ候様申上置、下總殿江も御口合置候事

一 駿河殿より先達て被差出候産物方申請之内、御用之分
は最早奥江差出候由、夫にて外之分は宜欵との旨被仰

聞候ニ付、外之分は御達申上置候通ニて宜御座候、尤御用相成候端布代金は、則不殘産物方江相下ケ申候旨御答申上候事、

一金百兩

右は私今般御使として京都・江戸江被遣候付、為仕廻料拜領被仰付候旨、名越彦太夫御取次を以致承知頂戴仕候、拙者江被召附候書役有馬九左衛門江は金貳十兩同断被下之、

一園田郷右衛門事未御上下御供不仕候ニ付、何卒此節は御内訴申上具候様、尤外ニ望も無之、生涯之心願罷在候由、悴取次を以承申候旨申上候処、今度一時之事ニ付召連られ候との不御取敢之御沙汰被為在候、

御内々申上候、当春參勤前

近衛殿より被仰下候ニは、

右大將様御再縁之儀ニ付思召有之、

廣大院様御由緒之訳も御座候間、去夏比ニ大奥迄被仰

進候は、薩州江差当相応のものも無

「張紙」此御書之節戸田戸澤之事も被仰下候、

之候得は、戸田戸澤娘

廣大院様江近き御縁も御座候付、右之内を薩州実子之姿ニいたし、

近衛殿御養女被仰出候間て取西丸江

御縁組被遊度段御内々被仰出候得共、其後何之御沙汰も無御座候間、私參府之上差含御様子相伺、何分早く相分り候様ニと之事御直書ニて極内被仰下候処、内々は先年始天保六未て下国之砌妾腹女子出生仕候得共、虚弱之上少々訳合も有之、内分之取扱ニて一門之内江預置候もの、此度下向之上見請候処、至極丈夫相成候間、參勤之上は弘メ可仕哉と勤考之折柄、右之儀被仰下誠難有御事候付、前条娘之儀申上、參勤之上様子次第妻養ひニ仕弘メ可申旨申上候処、此節伏見通行之節被仰下候は至極御満足ニて、右様之娘有之候ハ、早々弘メ仕候様、左候ハ、早速

近衛家御養女ニ被成、

御縁辺之儀御願被遊度との趣細々被仰下候間、いつれ

參府之上同苗其外申談、御請可申上旨申上置候事ニ御

座候、右之儀參府之上同苗江も申談候処、誠不容易儀

ニて、此方より可相願ハ恐入候得共、

近衛殿右様被 仰下候事故、相願候様ニと申談仕候、

就右一体代々家督之上、別紙之儀深心底ニ相納メ御奉公可仕旨急度申伝罷在候、然ニ彼是相考候処、近来は琉地江英人滞留之一条も有之、此後弥根深く相成候時は參府延引等も可仕、然処既此節ニても世間不案之者は内々交易始り候など浮説相唱候哉ニも相聞得、甚心外至極之事ニ御座候、右通故又々參府延引等之儀も有之候砌は、如何様雜説申触候も難計、仮令何と雜説申立候共、御奉公之一筋ハ嫌疑等不相憚は勿論之儀ながら、領国中之人氣、殊ニは琉球人心之程も難計、尤於本朝も開国以來実以未曾有之御配慮、海岸向之事旁追々被

仰渡候折柄、一涯人心を可結置事にて、如何ニも万端懸念之時節と奉存候、然は此節こそ猶祖先之志を継、代々申伝通

皇国之為精忠を相励申度奉存候間、何卒御縁辺之儀乍恐奉願度心底ニ罷在候、右之御事相整候得は雜説可起懸念も無之、乍恐

御国之御為ニも可宜奉存事ニ御座候、仍ては近衛殿御勸メ通右娘此節弘メ、且妻養ひ之御届仕候て可然哉、極内ニ貴公御内慮奉伺候、尤近衛殿よりは 御再々縁

与之御事御座候得共、前文之通為

皇国無掛念尽精忠御奉公奉申上度心底ニ御座候間、御再々縁与申儀御六ヶ敷御事ニ御座候ハ、一、二段格式下り候て成とも願達ニ相成候様仕度、此段も奉申上候、勿論貴所様ニは往昔より由緒も御座候間、御役場ニ不拘打明ケ御相談申上候付、御勤考之上思召被仰聞候様伏て奉希候、左候て 近衛殿江も何と御返事申上可然哉、此段も御内々御教示奉願上候、以上、

十二月五

又三郎様江被仰進候御口上之覚

從

東照宮御先祖到

龍伯様・惟新様・中納言様段々御懇之旨有之、猶又

御当家從 御代々様も不相替御懇意有之候付、聊其旨

御忘却不被成候、依之先

公方様江は格別之御用も候ハ、可被仰付旨、御内々為被仰上置趣有之候、然は

御当家様ニも勿論御同前之御事候故、右御心底之旨此節鳴津帶刀御使者に被差上、御内々より被仰上置候間

又三郎様ニも右之段急度御承知被成、可被置候、
右御口上申上候節は嶋津大藏并御守役、又は御側江相
動候者共

御前ニ相詰候様仕置、右御口上申上候後、相詰候者共
江直於

御前帶刀咄ことくニ可申聞趣は、

御先代様以來格別之御用支被仰上置候は、尋常之御奉
公ニては勿論無之候、万一世上騒敷儀も可有之節、其
向之御用可被仰付と之御事候、此節何ぞ御別条可有之
とは不被思召候得共、

御代替之節候故、改て右之趣被仰上置候、前々より被
仰上置候御心底は、

御曩祖以來不忠不義之御仕形曾て無之候、然処從
東照宮以來

御当家御代々様御懇意之旨有之候付、御奉公之儀御深
切ニ被掛御心、其段御先祖御代々堅御伝統被成候、依
之先年風説抔有之候節、先

公方様は

常憲院様御兄様之御筋ニて、御筋目付ては余儀も不被
成御座御事候故、未御城江不被為入前

大玄院様より御心底之程被 仰上置、其思召を 大守

様被相統御繼目被仰出候節、且又其後も御内々より御

心底之程被仰上置、其御覚語〔悟〕ニて被成御座候、然上は

縦は万歳之後世上転々之節ニ及、御当家様御懇之一

筋御忘却被成、時之宜方ニ可被懸御心底〔必カ〕少も無之候、

不義不忠之筋を以何程御家結構ニ成候ても無全候、且

御先祖御代々之思召を被背儀候得は差当御不孝之至、

彼是以道ニあらざる事候間、如何様之被及御難儀候共

御当家様江偏ニ御奉公可被成と御治定被成被置候、右

之旨趣此節御治定被成被仰出儀ニては無之、ケ様之儀

御父子様御間ニても不凶被仰出候儀は却て如何候、其

上 又三郎様未御若年ニ被成御座候付被控置候得共、

当時 御代替之節候故、乍御若年此砌御心底之程急度

被仰進置候は、御一生之御心根ニも可成と被思召被仰

進事候、大藏并御側之者共右 思召之旨承知仕、心底

一頭ニ治定可仕置候、未御若年候間於 御前仮初之咄

ニも世間騒敷成行候時は、進退如何可仕哉抔無正儀

共聊申聞敷候、右之旨具ニ可申聞置旨

御使

正徳二年辰十月廿六日 嶋津帶刀

御一条初発より之大意

一條様より入らせられ候

御簾中様薨去之後間もなく

廣大院様御比丘尼之うちより年寄迄内々にて大隅守并
ニ私娘年比之もの御座候や、大隅守娘手元ニ罷在候哉
御聞被成候、弥左様ニ候やと申參候由し、〔折々〕外ニは娘も無

之、大隅守手元ニお勝と申もの御座候、右も松平周防
守嫡子左近將監江縁付、同人死去後手元ニ引取候上御
返事申其儘ニ相成申候、其後薄々伺候得は、京都之方
は御好ニも不被為在、

廣大院様御例めしたく被為在候付、私方ニ娘御座候ハ

ハと申御様子ニも相伺申候、

右は嘉永三戌年秋之比と存申候、其後琉人参府之比、

近衛様より御内々被仰下候ニは、西丸様御再々縁之御

沙汰は無之哉と御尋在らせられ候ニ付、何も相伺不申

候得共、先比か様之事御座候と前文之趣申上候、其後

亥之春又々被仰下候ニは、兼て

廣大院様御由緒も在らせられ候間、御再々縁被遊たく
思召も御座候得共、京都にて御養女被遊御方も在らせ
られず、御残念ニ思召入らせられ候折柄、右様之事も
御座候ハ、

廣大院様御血縁之近き娘御座候ハ、私実子之旨御届
申上候様、左候ハ、關東江仰進られ御養女ニ被遊、御
再々縁被遊たくとの趣仰下され候、然ル処ニ私ニも家
督後入部之前ニ候間、御直ニ伺候て何分可申上旨御請
申上置、二月末御暇にて発足、京地江着、先例之通

近衛様江 参殿いたし、猶又御直ニも右之趣相伺候付
成程有難き思召ニ候得共、実子之御届之処、關東にて
は御六ヶしき事と申上候処、夫ハ尤にて、又々の養女

は不相成段御承知候ニ候間、本ノマとこ迄も実子之御届之事

は内々なから、是迄諸家ニも多く有之趣兼御存しも在

らせられ候ま、くるしからず思召候ま、何卒吾人

考にて国元より申上候様ニと押て被仰付候故、下国之

上御請可申上旨申上候て罷下り、猶又 近衛様より

も御書にて被仰下候ニ付、段々勤考もいたし候処

廣大院様御在世とも違ひ、此比は何となく御遠々しく
相成申候様存上、其上

廣大院様ニも御奉公大切ニいたし候様仰之^{〔符カ〕}之趣も有之且先祖以來御奉公專一ニ誠忠を尽し候様代々申伝も有之事ニて、専ら其心得ニて罷在候事ながら、とかく国持外様之義、折角と武備手当致候ても対

公辺嫌疑之意味も有之、琉球江も異人滞在も罷在、世間ニては内々交易いたし候なそと申ものも有之候様承り心外ニ存し申候、勿論御奉公筋ニ嫌疑を憚り候儀は無之事ながら、何分十分ニ取計兼候意味も多く、乍恐御縁組等被成候得は、左様之虚説御座候ても少しも心置なく海岸手当十分ニ仕、猶更御奉公相はけミ候為宜敷、殊ニ領分一統も人氣格別ニて、以御威光琉球迄も下知行届十分ニ精忠も尽され候事ニて、近年海岸御固メ専ら之御時節ニ付、乍恐 天下之御為も可然、乍然此方より願候儀は難叶候得共、幸ひ

近衛様より御進メも在之候間、何卒成就相成候得は難有とそんし候付、隠居并家老江も内々申聞候処、いつも同意ニ候ま、私伯父安藝娘、私先年初て下向之年たん生之ものニて、乍恐

廣大院様ニも御血統も近く、殊ニ右娘は先年 廣大院様厚き 思召之儀も有之ものニ候ま、右之趣 近

衛様江申上候処、至極御満足之段被仰下、参府之上は早々実子御届いたし候様、左候ハ、近衛様より姉小路殿江も被仰入候段仰いたし候、然ルに子年参府延引ニて、十月参府いたし、彼是延引ニ相成候処、京より御催そくも在らせられ候ま、^{丈夫カ}夫丈届并参府いたさせ候御届可申上と存候得共、何分内実之処、以後相知候ては不宜と存候間、安藝娘つ、きの事、別紙之通りニ委細書付、其外御奉公十分ニ申上度志願之趣も書取候て 近衛殿より之仰も口達ニて伊勢守殿江内々申談、仮令御縁辺不調節は末家淡路守当時無妻ニて御座候間、右江遣度所存故、実子之姿ニて丈夫之届いたし可然哉之旨も申述置候、其後罷越節承り候得は、不容易儀ニて御縁辺之事は只今有無之御返事被成かたく候得共、実子之姿ニて丈夫届之事は内々なから前々より例も有之事故、差出候ては可然^{〔もカ〕}と被申候、尤牧野備前殿江も続き之訳其外伊勢殿江申述候通り内々申置候処伊勢殿江万事御相談申可然との返答に御座候、右ニ付姉小路殿ニは戌年以來内献上之もの御取次万事御都合御頼申上候事、殊ニ 近衛様より御同人江被仰立候との事故、不申込候ても如何とそんし、其段荒まし申

入候処、委細御承知被成、

近衛様よりも最早申参り候との御事、右付私より願候義は御取次被成不宜候ま、御聞置被成候、私よりは伊勢殿江委敷申込候様、

近衛様より之義は御取計被成候との御返事にて御座候、夫故御同人江私より願候書面等も不差出、且内実之統之事も不申上候、併表向実子等御届申上候節ニは、御聞置迄ニ内々申上候事ニ御座候、右は丑年春之事にて、其後三月比表向丈夫届差出シ、間もなく御暇にて罷下り申候間、八月中ニ参府いたさせ候つもりにて、表通りは末家江縁組之心得之趣にて支度為致候折柄に、異船渡来、殊ニ御大変相同当惑なからも万々一不相叶折柄は、末家江可遣と兼て之内存故支度いたさせ出立も延引いたさせ候内存之处江、別紙之通美濃より申参候ま、始より定り之通り八月廿一日出立いたさせ候、右之通之次第にて其比より領分ニても内々御縁辺之事も申候ものも有之候、然処此節私事早参府いたし候様御達にて発足ニ付別て領分中にて御縁辺被仰出私早参府被仰付候存、最早被仰出と治定之様ニ申ふらし候、重役共ニハ左様ニは不存候得共、何分衆人之口は致方も無之、参府之上

只今迄何之訳にて参府早メ被仰出候儀分兼、此儀実は心配、殊ニ領分一同右様存込、殊ニ世上ニても御縁辺之事色々申立候様子、初発は万一不叶節は末家江可遣と存候得共、只今と相成様子考候得共、御沙汰止ニ相成候てハ、世上之評判は勿論、猶又浮説も生し嫌疑も益可申哉も存し、且は領分人氣も甚タ心配ニ御座候ま、此上ハ偏ニ成就之儀奉願度所存ニ御座候事、右大凡之手つ、きニ御座候、

一早く参府為致宜敷と被申候人は、辰之口阿部伊勢守殿にて、去年御大變後おろしや船長さき江参候付、私大伯父松平美濃守不快にて江戸江罷在候処、俄ニ出立ニ付伊勢殿へ御用談にて罷越候みきり、美濃守より兼て御承知之御一条も御大變後如何ニ候や、夫ニ付薩摩守娘八月比ニは国元発足之筈ニ御座候、乍然か様之御時節ニ候間、出立延引為致候ても可然もやと申候処、御一条之儀未タ何とも難申候得共、参府之儀は早く被致候かた宜敷と存候旨被仰候間、早く参府之方可宜段美濃より以早便申遣候間、八月廿一日ニ発足いたさせ候事ニ御座候、

別紙ニお篤出生之比

廣大院様思召被為在との訳は、天保未年〔六年〕從 大御所様私男子無之候ま、御養子被下候思召之旨、御内々

一位様江御はなし在らせられ候由、

一位様ニも有かたく思召候得共、猶又御考被遊候得は、

鎌倉以来血統ニて相統之事故、同じくハ御養子ニ無之

血統相統之思召、しかし其段被仰上候も厚き思召ニて

被仰上候事故御遠慮も被為在、何卒少しも早く実子出

生之手段專一ニ候旨、私祖父溪山迄御直書ニて仰いた

たき、俄ニ召仕之女中等兩人召か、ヘニ相成、右之通

俄之事ニて思わしきものも在少く候処、御内々之御沙

汰ニは、

大御所様御中ろふ方ニも輕き御身柄之御方も、奥向御

養女等ニて御出も御座候ま、人柄宜敷候ハ、家来娘

分ニもらひ受、少しも早くとの御沙汰迄も被為在、以

前より罷在候ものと都合三人ニ相成申候、右は未年之

秋ニ御座候、申年は私事初て罷下り、其秋溪山ニも湯

治御いとま相願罷下り候付、猶又

一位様思召ニて、万一召仕之女中妊娠無之候ハ、一門ニても血統近きもの、子供御座候ハ、夫を召仕之内

之女中妊娠之姿ニて嫡子ニ致し早く届いたし候様、溪

山江御沙汰も有之候て、溪山も下国いたし候故私召仕

妊娠無之、然ル処溪山末子安藝之妻妊娠ニ有之候て、

第一血筋も近く候間其段申上候処、御満足之旨被仰下

男子出生候ハ、早々実子之処ニて御届申上候様ニとの

事ニ御座候処、女子出生いたし候付其段申上候処、女

子ニては不宜候間止メ候様、左候て御養子御目当之御

方も當時は先無之、外ニ見立候ニ不及との事ニて相済

申候、右之通之訳も有之、此節之御趣意ニは相違之事

ながら

廣大院様思召も御座候もの、且は年比も相応

一位様御血筋一番近きもの故ニ、右之もの取極申候、尤

表向届は、先年出生仕候女子虚弱ニて御届も不致候処

此節下国ニて見請候得は、丈夫ニ相成候ま、妻養ひニ

いたし、追て参府為致候旨相届申候、左候て家中申達

候は、先年下国之節出生之女子存寄有之、安藝実子之

姿ニて是迄差置候得共、此節別段存寄有之、表向御届

いたし妻養ひ之弘メいたし候付本丸江引移申付候、追

て出府為致候との趣ニて申渡候、右之通り之先例〔重書〕榮翁之節も一兩人御座候間、全く実子之姿ニて万事取計候

事ニ御座候、且右之通故いつれ実母無之候ては不相成候付、先年俄に召か、へ候女中兩人は当時不罷居一人罷在候付、先年前文通り御趣意も御座候事故、右女中実母之処ニ取計申候、右之ものは一体町中ニ候得共、其節家来江もらひ受候て、家来之実子之姿ニいたし候ものニ御座候、宿元ハ国元ニ罷在申候事、一前文之通りお篤事ハ深き御因縁も有之候事にて、乍恐一位様思召ニも相叶可申哉と存候事ニ御座候、

嶋津安藝家大凡

元祖下野守忠氏

和泉氏名乗

当家四代忠宗二男

足利家より丹後田邊、肥前松浦之地頭職ニ被補、

二代 忠直

征西將軍宮江仕、

三代 氏儀

同様、

四代 久親

薩州江住ス、

五代 直久

薩州川邊松尾城にて戦死、断絶、

六代 忠郷

薩摩守吉貴代以存寄三男江和泉家相統申付ル、

七代 忠温

吉貴之末子、実子無之弟相統申付ル、

八代 忠厚

榮翁三男相統申付ル、

廣大院様御弟之統き、

九代 忠皎

実子にて相統、当時隱岐對馬居欽と申候、

十代 忠剛

当安藝、溪山七男にて相統、妻左膳妹嶋津之字落欽、

廣大院様御甥之統、

嫡子

三次郎、母左膳妹、

嫡女

お市 寅十九歳、母同断、

安政2年

二男 母同断

三男 母同断

女子 兩人妾腹

一左膳家

元祖市正忠廣

中納言家久四男、大隅守光久代三男家ニ申付ル、当左

膳迄八代家老番頭代々相勤申候、

〔表紙〕

豎山利武公用控十四冊之内

九

(自安政三年正月朔日至二月十七日)

〔扉〕

公私控

安政三年正月朔日ヨリ

二月十七日迄

九

(紙数八十六枚)

正月朔日

一四時大奥御座之間へ被遊

御出座、蓬萊御茶御年男より差上ル、左候て御家老衆

初御側御用人・御側役、其外奥向

御目見、畢て 御引入、

一御服御長袴被遊候、

一芝御殿にて御式御受被遊候節は、御側役以上ニ長袴着

用ニ候得共、澁谷御屋敷江御逗留中故ニ候、

一今日は大奥之御座にて候得共、表ニ相成候、

正月二日

一今日御登 城御断被仰上候、

正月四日

一井上逸作被召置候御長屋之儀ニ付、左之通重久玄碩御

取次を以、御書取御渡被下候、

一逸作長屋定より過上ニ相見得候、此節有来ニ候とて其

儘にては、申出シ何之詮も無之訳と存候、其上側役ニ

て法度崩し候ては、諸向江示し行届キ候訳は無之事と

存候間、最早修覆出来候とも仕直候様可申付候、左候

て家内多之事ニ候間、内実手狭ニて差支ニも可相成候

間、入口之分外ニ拵、二軒ニいたし、内は一囲相成候

ても法度之崩れニは不相成訳ニ候間、幸衛同居之事、

別之入口ニ右之宿札出し置申、左候て後年幸衛別宅ニ

相成候ハ、其節無間違間數減候ても可然、何分幸衛

之宿札出候処別ニ入口致し、二軒ニ相成候様可致、無

左候ては法度立兼申候事、たとへ庄太郎居候ても過上之様ニ被存候事、

正月五日

一 森川孫太夫罷出候ニ付、百幸衛事井上逸作同住之事候得共、入口を別ニいたし、表札も右之処ニ打候ハ、二軒ニ相成候て宜、内実之処は一廻ニいたし候ても不苦候間、右之通調方有之候様相達置候、

正月六日

一金五拾両

右は

智鏡院様無御拠御願ニ付被進候哉、左候ハ、私へ可申と申上候処、左様為致との

御沙汰被為在候ニ付、通し呉候様小野嶋より承候間、

則岩元太右衛門へ相渡、右同人江引渡呉候様頼置候事

一 嶋津淡路守殿被致参上、私へ御逢被成度との事ニ付、

御面会申上候処、年頭御祝義被仰上、

御前様江も同断申上呉候様との御口上ニ付、太右衛門

を以申上候、無程奥被成御通御逢被遊候由、

御書取被下候留

一 春日社札守之儀は何通可然、且三田辺氏神ニ候得は、

正月代参も有之可然事かと存候、吟味可申出事、

一 千草屋之儀、表向為申出可然事、

一 劍銃之儀、問合通にて可然事、尤格別出精之ものへは

当人江預り申付候ても可然と存候、左候得は人々之励

ミニ可相成哉と存候事、

但右本文ニ付ては、御国元御家老衆より鑄製方にて

格護処も無之、数挺故取始末も行届兼候ニ付、御

兵具方預り被仰付度御問合之趣ニ付て也、

一 五百両

心付ケ遣候人数之事、誰ニ候哉承度、左候て当年之藏

方申付候人数相知れ居候ハ、是又見度候事、

一 給地高直増之事、此義弥差支無之哉、篤と当地にても

吟味可致事、

一 淺野一學之筒之儀、九挺にては過当ニ存候間、二挺程

遣し、跡之義此方にて手当筒在少く候間、出来兼之趣

にて断候様、節兵兵衛筒之儀は、追て当地江相廻し可

申候事、左候得は都合三挺にて相濟候事、

蒸氣船之儀は、とかく工合不宣候段達

御聴候処、左様ニも可有之 思召ニ被為入、既ニ肥前

様ニても反射炉御発起ニは、十八返も造り替ニ相成候

との事故、中々一両度にて成就は有間鋪候間、蘭書等

山田正太郎へ吟味為致候て、幾度も器具造替候て工夫

可致旨被仰付、尤大造之処取替候ハ、御入目も相嵩ミ

可申、左様之義にて吟味出来兼候節は、早々何越候様

少々之処は吟味次第伺ニ不及、幾度も拵替模様可致段

被仰付候間、市來初細工人は勿論、掛り御船奉行始江

も被申渡、幾度造替ニ相成候とも退屈不致様、分て御

達有之候様ニとの御事ニ御座候、

但本文御書取ニ付ては、井上庄太郎江御国元より問

合越候由にて、右之通

御書取庄太郎江被下候処、就ては御用部屋より問

合いたし候様被仰付被下度御願申上候由、右故拙

者より三原、福崎江申越候事、

正月七日

一 熨斗目着用之事、

一 今朝若菜 御献上有之、右ニ付今晚則澁谷江御奉書御

到來有之、

正月八日

一 霜月廿五日

御指之御大小被遊御拝領候ニ付、急飛脚到着之事、

右ニ付御三役衆より御祝儀被申上候書付相達候、御側

御用人よりも右同断、

一 去年蔵方引替ニ御金被下候義、為念豊後殿江御問合申

上越候処、御自分大坂より御持下りにて、金五百両近

江殿江御渡被成候由御返答有之候、

一金五拾兩

一金五拾兩

長崎勘介

一代御小姓与

御船頭勤

花田喜三左衛門

右勘介義大船御造建ニ付初発より被懸置、此節江戸廻

之大船へ乗船被仰付候ニ付、為仕廻料金五拾兩被下相

成候得共、困窮者之御取訳を以御内々右之通被下方濟

候由、喜三左衛門義は昇平丸御造立之砌より被掛置、

右へ乗船被仰付、江戸迄被差越、此節押返し乗船被仰

付候付、為仕廻料金三拾兩被下候得共、困窮者之上旁

勤功も有之候ニ付、御内々右之通被下方有之候由、右之通豊後殿より私迄御問合有之候事、

楢林榮左衛門

一永井清左衛門より近權一条ニ付、伊丹辺之聞合方蔭山伊勢介江頼置候旨申越候、

一御家老座并御側御用人方より御左右啓相達候ニ付、則

山田壯右衛門を以入 御覽候、

一石見殿蓑田傳兵衛を以、志岐藤兵衛事御腹江被掛置候

義ニ付、御用透ニは御殿出勤、御馬預申談御用被仰付

度との趣御相談にて、伺之書面被差出請取候、

一今日より平服上下着用之事、

一櫻田江有之候〔虫懸〕蔦印部屋、澁谷御引直しと相成、右御長

屋江私引移候様、左候て少し手広ニも有之候付、子共

致同宿候可然旨

御沙汰被為在候段、山口直記より申遣候ニ付、御請申

上候、右ニ付今日より諸道具少し相廻し候、

正月十日左之通相届候、

一染川喜三左衛門より之問合留

阿蘭陀

小通詞

右は蘭通詞致師範候人柄取調申上趣御座候処、学力旁致再吟味指南方等頼入候様との趣、先達て被仰越候付猶又人柄致吟味右榮左衛門江頼入方仕候処、御請申出候付、別紙写之通御奉行所へ願出、御付札之通川村對

馬守殿より被仰渡候付、先月五日高木半藏・村上三之助儀榮左衛門方江入門、毎日稽古ニ罷越申候間、往往御用立候様只管執行之義、時々氣を付申渡方可仕候、此段御請旁申上候、以上、

但榮左衛門御出入之儀、御家老衆より被仰渡之御書付を以申渡先例御座候付、其通無御座候ては氣受

ニも相拘吟味仕候付、御方より被仰越候趣を以御家老衆より被仰渡候様、御国元江申上越候、往返之上追て申渡方可仕候、此段も申上候、

長崎在勤

卯十二月十六日

染川喜三左衛門

一豎山武兵衛殿

松平薩摩守家来

村上三之助

高木半藏

右は阿蘭陀通詞稽古為致度、於江戸表奉願候処、願之
通御免被仰付、依之右兩人此節致出崎候付、阿蘭陀通
詞榎林榮左衛門江指南方相頼申度奉存候間、御免被仰
付被下度、右之趣奉願候様申付越候間、此段申上候、
以上、

薩州聞役

十月 但左之通御付札 染川喜三左衛門

書面阿蘭陀通詞稽古榎林榮左衛門指南請候義承届、同
人江申渡置候、

肥後七左衛門

一代与力

梅田市藏

右は蒸気船等製造方等為伝習出崎いたし居候処、追々
蒸気船并蘭館等へ差越、最早尋問相濟致出立度申出、
十二月廿二日急ニて出立申渡候段申来、左候て七左衛
門申出、細工道具等御取入相成候、品立直段付迄も染
川喜三左衛門より申越候入^マ 御覽候、

一長崎表へ唐船入津ニて持渡候品立、惣年寄より申出候

由、徳尾藤左衛門より申越候付、則入 御覽候処、持
渡品書付候書面は御留被遊候、

一津田權兵衛より相納候員數、左之通、

一合金五百八兩

一同銀三拾九貫貳百目

外ニ銀七貫目

右は正月十八日迄ニ相納可申積之由、徳尾藤左衛門よ
り申越候、

御勝手掛

熊野金本占

諫坂三郎平

右は此節御懇意同様被仰付候間、金筋等引合事等いた
し候様、

熊野付

取払

富田伊兵衛

右は津田權兵衛金筋等之儀深案内之者ニて、此節重久
支頼を以極御内用向被仰付置候間、承札候義共有之候

ハ、無手抜取計時々御届申上越候様、

右兩行通之返答申来候、尤德尾藤左衛門返詞ニ候、

一 旧臘廿六日御国元より仕立町便を以、豊後殿より左之
通相届候、

一 琉球錢鑄製方ニ付、先便御問合申上越候御返答相届候

一 右一条ニ付自書之御問合書通、

一 御新借之三方両御国元御払用として被差下候義、先便
より申上越候御返答有之、

右之御問合入 御覽申候、

一 琉球約条ニ付御願ニ相成候一冊、御書取を以被仰渡趣
有之候ニ付、去方へ御内々御相談有之、右不宜候文面

之処江御懸張にて御書取共被相添、阿部様へ猶又御内
慮御伺可被遊候間、御心付之処は無御心置御差函被下

候様、山田壯右衛門を以被仰遣被仰付候付、今日右一
冊上紙取替、御右筆江御名認替させ壯右衛門江相渡候

一 佐土原改革一条書付袋書ツ、

右見置候様ニとの趣にて、蒲生郷右衛門より差出候ニ
付請取置候、

一 御広敷御用人江御役替梶原清右衛門、

一 十人賄料

岩元太右衛門

井上庄太郎

一 御広敷番之頭へ御役替伊集院卯十郎、

今日此 御殿にて伯耆殿被差越申渡相済候、

其外は蒲生郷右衛門・平田伊兵衛差越申渡有、清右衛
門へ被仰渡候節は、拙者席詰いたし候、

一 私義日勤、山口直記義三日ニ忝度位罷出候様被仰付、
昨日山田壯右衛門を以承知仕候ニ付、直記江相達候、

今日直記出勤有之、

一 今日例年通御祝之餅汁被下之、

正月十三日

一 松平兵部様奥方様御病氣之処、御差重之為御知有之、

然処御統柄能不相分候ニ付、御留守居より尋問いたし
候処、右は故松平相模守様御厄介覺之丞様之御娘子ニ

て、

太守様ニは御従弟様之御統と、因州様御留守居より申
来候ニ付、達 御聴候処、十五日ニは

御登 城之思召ニ付、何日比御免可相成哉、不差障様
ニ承繕候様ニとの 御沙汰ニ付、御留守居へ申遣御問

聞合遣候由之処、今日迄は未御治定も不被為在候得共
多分十六日比御発可相成哉ニ返答申来候由にて、夜中
ニ拙宅江六村清左衛門乗切參、半田氏より之聞合差出
候、

正月十四日、晴

一今朝早く、昨夜半田より差出候松平兵部様奥方様御発
御一条ニ付、来書入 御覽候、

一明日は 御登 城之御供触は差出可申旨、以御小納戸
申上候処、差出置候様、尤御坊主部屋御借受之義も、
御手当申渡候様山口直記江申越候、

一今日調練稽古ニ付見ニ出候処、無程被為召候付罷出候
処、昨日南向・西向杯も御見分被遊候処、南向別て大
痛にて不宜候ニ付、早速手を付候様被仰付置候得共、
猶又相違候様、左候て外長屋は最早御取立之節二階付
を平長屋ニ取違、御見分之節いたし方も無之、御差控
ニ可被為及義ゆへ、上之塗ニ窓を明ケ候由にて相濟候
ニ付、此節は二階付ニ被仰付度、就ては西向守衛人数
之御長屋を引直し候様被仰付候との 御沙汰奉伺候、
一御趣法御用人何も不存筋ニ相見得候付、御金繰旁も可

有之候間、壹人ツ、四ツ八ツニ繰廻し、壹人ツ、此御
用部屋江致出勤候様可申渡旨被仰付候ニ付、蒲生・向
井・田中三人連名にて申遣候、

一平田義は御趣法を御放し被遊候ては不宜候間、御留守
居兼務被仰付候てはいか、と

御沙汰ニ付、少しも御差支〔筋カ〕不被為 在間敷旨御答申上

候、大御支配之節懸被仰付度 思召之段承知仕候、

一愛之助・十郎事勢高く相成見苦敷候得共、子共御不自
由ニ付、御逗留之御事故口達を以、是迄之通相勤候様
申渡候ハ、何も御差支之儀被為在間敷旨申上候処、
随分可被宜との

御沙汰被為在候、左候ハ、何日ニても宜御座候哉申上
候処、何ニても宜との 御沙汰奉伺候、

一御発駕御暇之儀も阿部様江 御口置被遊候付、御願書
取仕立十五日過ニは御差出ニ相成候様可取計旨被仰付
候、

一玄碩事御供之筋にて御先ニ御登せ不被遊候ては、芝御
殿廻間違之儀共有之候ては不宜候ニ付、右之 思召候
間雪庵を御下被遊度、左候ハ、御国元大奥御休息所、
又は牡丹之間辺旁之義共ニ委敷被仰含可被遣との 御

沙汰奉窺候、

一 御発駕御出来不被遊候ハ、重ミ人数は差下し候様

御沙汰ニ付、左候ハ、伯耆杯も余り久敷相成申候ニ付
是も同様可被仰付哉申上候処、藏人出府いたし代候て
宜との 御沙汰ニ御座候、

一 御国元五十万之内、慶長其外古金余程有之、式歩金拵

は式万位も為有之様ニ御覚被遊候間、慶長金は三方程
も有之候ハ、少しは残置、余は爰元江差出引替候ハ、
相応ニ余勢も可有之との 御沙汰ニ付、石見へ申聞

御国元江申遣候様可仕旨申上置候、

一 山崎拾より借入申候式千五両は、御小納戸方へ預置申

候付、表江差出申候て宜御座候哉申上候処、差出可然
との

御沙汰ニ候、

一 大圓寺地震後末

御廟所なと御成就ニも不相成様相見得申候間、年頭ニ
付

御参詣之義は御延引ニて、瑞聖寺共ニ御代参被仰付候

ては何様可被為在哉申上候処、申上候通被 仰付候、

尤高輪江は 勝姫様も被為入候御事ニ付、近々ニ被

為入御参詣〔道方〕となく、御神殿江も諸人参詣道より御参詣

可被遊との御内話奉伺候、

一 拙者被召置候御長屋、土間狭く運ひ兼候付、少し差御
奉願度、其上煙殊之外吹込候ニ付、煙出奉願度候間、
申上給候様玄碩へ頼置候、

一金千疋

右は美野部閑山殿年内熊野御寄附銀御借入ニ付、御世
話被申上候為御挨拶被遊候付、重久玄碩江引渡候、

正月十五日、晴

一月次ニ付御例刻御供揃、裏御門御出ニて被遊御登 城

御帰掛櫻田御屋敷江被為入、夫より仙臺様へ御見舞被
遊候由、八ツ少し過御本門より被遊 御帰殿候、

一 御趣法御用人壹人ツ、繰廻しニて、此御用部屋江為詰
候様被仰付候付、今日より向井新兵衛罷出候事、

一 御帰殿掛御呼被遊罷出候処、御小座ニて
御沙汰之趣は、

満君様

近衛様御養女ニ被仰渡候一条、書拔差上候様被仰付候、

其節松平兵部様奥方様御死去ニ付、明十六日兵部様御

忌御届明夕可被仰上候間、御差支不被為在哉と申事申上候処、御差支不被為在との 御沙汰ニ付、其趣御家老兼江申上越候、畢て御暇仕候、

正月十六日、快晴

一今朝三部より致出勤候、

一今日田中仁右衛門致出勤候、

一今朝御目見仕、谷村愛之助・岩山十郎并平田仁兵衛仰出入 御覽候、申渡は 御忌明後十九日之方宜敷御座候哉と申上置候、

一御広敷御用人より申出候役所書役所手狹ニ付、今六枚敷御広メ被下候様絵面を以承候付、申上候処、伺通被仰付候間、則梶原清右衛門へ達置候、今日ハ御作事奉行は病氣、下目付兩人共在宿無之候ニ付、御供目付大山仲兵衛へ右広メ方之義承置候様相達候、

一松平兵部様奥方様御死去ニ付、今夕御届被仰上候御草案并御忌服調へ御統書入

御覽申候、

一昨夜昇平丸致着候由之処、

公義御徒目付等則上陸いたし、跡へ池田壯左衛門残り

居候由、就ては御徒目付不行届、又壯左衛門も不愛合^{〔受カ〕}方為宜ものをと

御沙汰被為在、今日は壯左衛門へ罷出候様申聞置候付御聞可被遊との

御内話奉伺候、早川五郎兵衛罷出候ニ付御逢被遊、右一条ニ付委曲 御沙汰も被為在候由、

一西向ニ有之候御家老方御内用蔵、何も入付無之哉ニ申事候間、左候ハ、定府之物置所不持者江拝借被仰付、上御屋敷ニても諸人蔵遊谷より御蔵御引直し之上御建可被下との御沙汰承知候、

右之趣山口喜三右衛門へ相達候処、伊東正兵衛參申候ニは、西向御蔵之一条承知仕候、右は古笑^{〔古カ〕}左衛門殿御内用方御蔵ニて候得共、明^{〔明カ〕}等之義は御用部屋種子嶋休藏・篠原藤助など取扱ニて候、其後明蔵ニ相成候ニ付、一昨年御用部屋御蔵崩れ候節、御帳面杯は右御蔵へ入置、又菊池其外内々願ニて諸道具入付有之候、左候得は御帳杯外ニ入付候格護先も無御座候事故、右二階江致^{〔致カ〕}入付置、下へ定府之諸道具は入付置、左候て明立之節は、御用部屋へ申出候様有之候ハ、可宜哉と承候ニ付、右通ニて可宜候間、則重久玄碩へ口合達

御聴候様、口合候様達置候処、右通同人江口合候由ニ
て、亦々拙宅江入来ニテ首尾承届候、

一昨日承知仕候

満君様御帳一冊并右之内書抜いたし差上候処、御養女
被仰渡候義不相知れ候間、務へ被仰付来候御書留跡へ
残し置、誰ぞ存候者も可有之候間壯右衛門へ申聞、此
帳面と一緒ニ差上候様ニとの 御沙汰ニ付、則壯右衛
門へ相達候処、夫は岩元太右衛門定て存居可申と申事
にて、頓て同人御帳段々被持出候得共、不相分候付
御前へ差上可給旨申聞被差上候処、暫在て玄碩を以
御沙汰ニは、一向不相分との

御沙汰之由相伺候付、右ニ付ては第一之処見得不申、
就ては外ニ御帳留為有之様相覚居申候付、御家老書役
へ調へ方申渡置、尤御用部屋之方も相糺候様申聞置候
間何分相知申候ハ、則差上候様可仕候間、其趣申上置
給候様玄碩へ申置、其通入 御覧候処、左候ハ、夫ニ
て宜との 御沙汰被為在候由、同人より承知仕候、

一松平兵部様奥方様御死去ニ付、

太守様ニは御従弟之御統ニ付、三日御忌御請被遊候御
届、彼御方御打合之上今夕被仰上候、右之奥方様古松

平相模守様御舎弟覺之丞様と申上候方被成御出、右之
御娘様ニて御座候由、御留守居方より尋問いたし候上
相分候、

一右は御両敬様ニも無之候事付、御停止は無之候得共、
人々心得を以相慎罷在候様ニ申渡之書面何有之候、

一先日承知仕候御国元五十万之内ニ、慶長金并享保・文
政之度杯御金有之候様ニ御取覚被為入候間、当時にて
は費成ものニ付、御引替相成候ハ、余程御余勢ニも可
相成、尤慶長金は少々有之候ハ、残し置、二三万も有
之候ハ、相応ニ余計可相成、武歩金は二万兩位は有之
候哉ニ御取覚被為入との 御沙汰奉伺候付、今日山口
喜三右衛門江、石見殿江右之趣申上、御国元へ御問合
相成候ハ、何分相分可申答候間、其上何程御取寄相成
候義杯は可被仰付義と存候間、何れ之筋御問合有之候
方宜と申置候、

正月十七日

一今日西筑右衛門罷出、今朝阿部様より御呼出ニ付罷出
候処、先日山田壯右衛門を以御差出ニ相成候御封書被
相渡候由、差出候ニ付則差上候処、無程井上庄太郎を

以御封書御下ケ被下、篤と致拜見、左候て清書いたし
追て阿部様へ御差出被成候との 御沙汰にて、壹通は
御前江差上候様、左候て御家老座へも控置候様被仰付
候旨承知仕候ニ付、則右一冊并道之嶋へ御達之二冊共
相良彌兵衛江相渡候、

一 早川五郎兵衛罷出候て御渡ニ相成候御封一条ニ付、天
神下より之返答并利倉より手紙入

御覽呉候様ニとの事ニ付、罷出入

御覽候て、右書面同人江相返候、

一金貳千五百兩

右は山崎拾才覚にて御借入ニ相成候株にて、表江相渡

可然と 御沙汰承知仕候ニ付、昨十六日向井新兵衛へ

向差廻し候事、

一 今夕玄碩參、芝御普請兎角埒明兼候ニ付左之通相達候

様、尤下目付之岩越義宜候付、芝江被遣候方宜と 御

沙汰被為在候由、旁承知仕候ニ付、御尤様ニ奉存候旨

御受申上候、其通同人より申上被呉候処、左之通玄碩

より心得迄ニ書記し遣候事、右ニ付森川孫太夫明日御

用申遣置候、

御本門より東
新取添

大野四郎右衛門

御本門より西御取添

西向御長屋
掘端同
南向御長屋
澁谷詰

芝御屋敷掛
南向へ引越

右同

右同

高輪へ引越
当分通
南向

掘端山田壯右衛門
跡へ引越

右之通申渡候様

致承知候ニ付、森川孫太夫へ相達候、

但右引越方人数之儀、御供目付江は芝にて申渡い

たし候様、山口直記へ申越候、

正月十八日

一 今朝三部前より致出勤候、
一 今日向井新兵衛罷出、八ツ時迄相詰候、
一 今日御目見仕候て、御道中御行列内御持筒五挺為御持

森川孫太夫

福永仁右衛門

二階堂十郎兵衛

岩越清之進

山田半七

村越平吉

井上直之丞

淺井銀右衛門

大橋金十郎

中村小平

伴 鐵太郎

御沙汰被為在候段、重久玄碩より

被遊度御伺書、例書相添入 御覽候処、 思召寄不被

岩山十郎

為在候、

一明日 御忌明之御届書、御右筆より明朝御差出之賦と
申事にて差出候ニ付入

御覽候、

一当春中御暇被遊度との御願書差上置候処、御筆にて御
取直し被下、尤御内伺之方宜との 御沙汰にて御下ケ
被下候ニ付、則御右筆有川直次郎へ相渡ス、

正月十九日、晴

一御鉄砲五挺御持せの御伺書も直次郎江相下ケ候処、直
ニ精書いたし差出候ニ付請取置候、

一奥御小姓

一御扶持米貳拾七俵

一御心付銀三枚卅貳匁

谷村愛之助

一山崎拾方にて御借入相成候貳千五百両之証文控、拾よ
り差出候付、向井新兵衛へ相渡候、且亦右貳千五百両
二箱ニして新兵衛へ相廻し候、一箱鑰廻し後れ候ニ付
今日右同人江相渡候、

一奥御小姓

岩山十郎

一外山五助事、御国元にて笛役差支候ニ付、被差下候様年内

若年寄衆より御問合相成、詰御免被仰付候間罷下管候得共、

困窮者ニ付中急被仰付度、御能方肝煎より申出、仙波市左衛
門より山田壯右衛門江相廻し候由にて、同人より承候ニ付、
蓑田傳兵衛へ口合置候事、

右明四時御用有之候旨御家老衆より御達有之候ニ付、

拙者より御用触は差出候様、御書付は明朝芝可相廻段
も申越候ニ付、則御用触差出候様伊東正兵衛へ申渡候、
外ニ平田伊兵衛御用之儀は芝より申渡有之賦ニ候、

外ニ平田伊兵衛御用之儀は芝より申渡有之賦ニ候、

右之通御役替被仰付、澁谷御殿御近習番所上之間にて

拙者申渡候、山口直記列席ニ候、

但右兩人江口達を以、当分御逗留中ニ付御差支相成

候間、奥通之儀は是迄之通被仰付候、左候て表向
屹と被仰付義にては無之候付、右様相心得罷在候
様申渡候、直ニ前髪取相濟候ニ付、奥之事故御小

納戸差添にて 御目見被仰付候、

谷村愛之助

一大坂御留守居兼務

平田伊兵衛

右当御役にて一往右之通被仰付、御趣法掛是迄之通被仰付、御礼罷出候ニ付、則罷出申上候処、又も御逢可遊との

御沙汰ニ付、其趣当人江相逢候、

一今朝罷出御目見仕候て、

御発駕御暇之御願并御上下之節御持筒五挺為御持被遊度との御書入

御覽、御差出之御比合奉伺候処、明後廿一日ニは山田壯右衛門阿部様江可被遣

思召候得共、今日壯右衛門不罷出候ニ付、廿二日比ニても御差出ニ相成可宜哉との

御沙汰ニ付、其通有川直次郎へ申聞、御願書は式通共同人江相渡候、

一琉球約条ニ付て之書付一冊、阿部様より御書取被相添御下ケニ相成候ニ付、認直し候ニ付、一冊は御前御控ニ差上、一冊は阿部様江壯右衛門ニても御持せ可被遣哉と奉伺候処、御留守居にて宜との御沙汰承知仕候、左候て本被差出候一冊は、御家老座江控置候て

宜御座哉と申上候処、伺通被仰付候ニ付、相良彌兵衛

へ相渡候、琉球へ被遣候儀は亦御沙汰も可被為在候間、其節何分可相達旨申聞置候、

一高輪にては盆前并年末ニ御用部屋書役へ金子被下方有之哉ニ相聞得候ニ付、井上逸作相糺候処、弥其通之事ニ付、夫形ニも難召置、且亦御納戸書役已前ニは申請物被仰付候処、当時は左様ニも無之困窮いたし候付、

金子ニても被下方御座候様ニは叶間敷敷之旨、当座書役より有馬次郎右衛門へ申出候故、御小納戸江も相談有之候得共、何分取計之道無之候間、とふか取計様は無之哉と山田壯右衛門より承候ニ付、是亦申上候処、右両座共同通御許容被遊候ニ付、則伊東正兵衛・能勢權之助・有馬仁左衛門へ為戴候、御納戸書役三人へは山田壯右衛門へ引渡候様可致事、委細之義は公用雜留ニ記置候事、

一金五拾両

右は

順姫様無御扱御願にて

上様御承知ニ被為入候ニ付、通し具候様小の嶋より玄甫を以致承知候ニ付、岩元太右衛門〔門脱カ〕以小の嶋江差通候

処、請取書被遣候事、右請取は正兵衛へ渡置候、

一 半田嘉藤次より西向御長屋北之方は、段々出窓有之候

得共、自分被召置候御長屋は出窓無之候付、南通りニ

出窓自分ニて調申度御座候付、奉願呉候様承候付、申

上候処、とふ〔せか〕で今度仕替候砌ニ付、其通為致との御

沙汰被為在候付、御礼申上相下り候、左候て玄碩江も

口合置候、

正月廿七日〔マカ〕

一 当春中御暇御願書并御持筒五挺御上下之節為御持被遊

度との御願書、廿二日頃御差出ニ相成可宜哉ニ、先日

粗 御直ニ奉伺候ニ付、弥右之通御差出相成宜被為在

候哉、山田壯右衛門を以申上候処、弥右通仕候様ニと

の御事、則御右筆へ相達、御家老衆へも懸御目、其上

直ニ御留守居へ被引渡候て可宜旨、有川直次郎へ申達

置候、右之趣西筑右衛門江も相達候、

一 先達て阿部様より御書取を以御下ケ相成候琉球条約一

件之一冊、御認替ニ相成候ニ付、明後廿二日朝阿部様

江御差出ニ相成候様、左候て此書付面通琉球江も可被

仰遣との趣も申上、可然義と筑右衛門へ口合置候、

一 明廿一日四半時御供揃、御微行ニて高輪百花亭江被為入、夫より諸人參詣道

御通ニて

御神殿江御參詣可被為在旨、井上庄太郎を以承知仕候

ニ付、高輪掛井上逸作并御用部屋宛ニて致問合候、

御神殿御先番奥御小姓之義は、御附より相勤候様被仰

付候、再大奥へ被為入御膳被召上、御召替被遊候て、

御帰掛今里御屋敷へ 御立寄可被遊との御事ニ候、

則大山仲兵衛へ相達置候、

一 昨日より此御屋敷御徒目付木屋江、居役所ニて札渡所

取扱いたし候様被仰付、何篇上御屋敷振合通被仰付候

事、

一 高輪百花亭は御差支ニ付、大奥御休息所へ被為入候様

大奥より申出候由、御広敷御用人より申出候段も逸作

より申越候付、以御小納戸達

御聴候、

一 今夕御国元よりの歳暮中急到着ニて、左之通相達候、

一 太守様へ

宰相様より御書壹通、

一 右御同所様より

御前様江御文 壹通、

右能權〔勢カ〕之助を以御小納戸江為差出候て差上ル、

一 御家老衆并同席より之御左右啓式通、

一 長崎表詰之見聞役等へ御金被下方、豊後殿より之伺壹通、

一 豊後殿より拙者江之自書壹通、

一 琉球為御救錢鑄製方ニ付て之御願書先便より豊後殿并駿河殿御連名宛ニて相廻し申候御返答壹通、

一 松壽院殿御附御広敷医師壹人致病死候ニ付、跡代り一条ニ付て之私迄之御問合壹通、

一 市中米相場之問合壹通、

一 諸郷右同断之問合壹通、

右式行三原・福崎より拙者并山口江之問合壹通、

一 御側御用人中より歳暮御祝義申上候問合壹通、

右八行能勢氏へ相渡候て、御小納戸を以差上候様申聞候、

一 書挙一封

右名越彦太夫より差越候、

一 出水大野原新田開地一件ニ付、諸書付并絵図相添、

右豊後殿より拙者江之御問合一封相届候、

右之御問合都て高輪御帰殿之上、岩元太右衛門を以入 御覽候事、

正月廿一日

一 今日四半時御供揃、略御行列ニて高輪大奥御休息所江夫より諸人参詣口御通ニて

御神殿江被遊 御参詣、左候て再御殿江被為入、御二度御膳被召上候て、御召替被為在、夫より今里御屋敷

江被為入、暮過 御帰殿、

右 御出ニ付御帰殿之御都合も不相分候故、詰通罷在候、

一 今晚早川五郎兵衛・重久玄碩拙者小屋被差越、篤姫様御一条ニ付、先日去方様より京地江御封書御仕出しニ

為相成由粗御承知被遊候由、就ては

右府様へ御書被進候間、明朝仕立町便致手当候様 御沙汰被為在候由奉伺候ニ付、伊東正兵衛参、右手当之

問合一覽いたし、則芝江為相廻候、

正月廿二日

一 今朝六半時分百幸衛を以

右府様江被進之御書御下ケ被下候付、則正兵衛呼ニ遣し、被參候付右御書相渡、仕出方申渡候、右ニ付得淨院江之書添并原田才輔江問合、左之通、御内用ニ付申上候、

まつ以両御地

上々様方御揃被遊、益御機嫌克成らせられ候御事、恐悦有難狩まいらせ候、左様御座候へは兼て御承知被成候

篤姫様御一条之儀ニ付、先日は去方様より其御地江御封物御仕出しニ相成候哉、粗御聞及被為在、夫ニ付右府様江御直書被進候間、御手前様迄相廻し差上候様被仰付候ま、よろしき様御披露被下度御頼申上候、此段御内用を以申上候、めて度かしく、

正月廿二日

たて山 武兵衛

得淨院様

兼て被相伺候

篤姫様御一条之儀ニ付、先日は去方様より其御地江御封書御仕出しニ相成候哉ニ被遊

御承知候、右ニ付

右府様江御直書被進候間、得淨院迄相廻し差上候様被仰付、今日仕立町便を以差越候間、おのつから同人より被差上ニて可有之候、就ては右之趣極内御方江も申越置候様被仰付候条、此段以御内用申越候、以上、

正月廿二日

豎山武兵衛

原田才輔殿

一 今日御目見仕候て、得淨院江之添書并原田才輔へ問合入 御覽候、

一 御一条ニ付、竹村殿より西筑右衛門へ被申候趣申上置候、

一 近權江催促之儀ニ付ては、御名代などにて厳敷催促も難出来ニ付、濱村并森本杯江被仰付候ハ、可然哉、左候て此表より被仰付越候ハ、宜御座候半と玄碩方迄安田屋より申越候由、委細は玄碩江承候様 御沙汰承知仕候事、

一 平田伊兵衛事昨日罷出候義申上置候、

一 酒井家くら別て困窮之由、島山より昨日申候ニ付、委細之義は又申候様ニ

御沙汰候由承知仕候、

一勝姫様御金、近權江御預置有之候株いか、之金筋ニ候哉と、嶋山江御尋被遊候処、右は先年より御統千両之内を百両ツ、御積金ニ成し被置候付、先年御趣法へ御糺ニ相成候処、名目計にて現御金無之候ニ付、入御聴候て三百両御取立にて、夫を右之通被預置候株御座候て、証文なども御座候由嶋山より申上候由、左候ハ、証文も小の嶋へ相廻し候様被仰付置候との 御沙汰承知仕候、

一宰相様御月延之御願、阿部様江度々被遊御催促候得共未一向御返答無之候間、何分御返答被為在候上、

〔由羅芳興御室〕

薦印御暇之義も不被仰上候ては不宜との 御沙汰被遊

候段奉伺候、何れ御国元江何分御返答不被遊候てハ不被為済候ニ付、亦々御催促可被遊との 御沙汰承知仕候、

一渡瀬玄悦より先日承候田宮安實御取替之義、御内々申上候処、随て御都合宜候ニ付、左様御座候ハ、何れ不申上候ては御都合も不相分候ニ付、弥申上候て宜候ハ、可申上旨、其上弥御願申上呉候ニとの事御座候ハ、其節御金引渡可申旨申上置候、員数之義は慥ニ相分り

不申候得共、三十位にては不足之様ニ申居候由ニ付、五十兩位被仰付可宜哉ニ是亦申上置候、

一金拾兩

右は兒玉嘉次右衛門困窮ニ付、中山次左衛門より承趣有之、山口直記申談置、当年蔵方被仰付候ハ、直ニ通上可仕との事ニ付、右之通返上方引受首尾為致被申度趣、中山へ相逢御金引渡候、

但本文通無間も蔵方引当を以、暫之御取替被仰付候儀、多々先例有之候ニ付、不達御聴候、

一今日は田中仁右衛門罷出候ニ付、大判金相場最易節百枚計御取入有之候様被仰付候間、向井・蒲生江も御口合可給旨申聞置候事、

一西洋布三端ツ、

一御着代五百疋ツ、

御徒目付組頭

依田源十郎

御小人目付

橋元鐵四郎

吉岡元平

右昇平丸乗組にて長崎迄往來被遣、帰帆之節此 御方

様御用石炭三百俵積入方等ニ付、世話ニ相成候との趣を以被遣候て、何様可有之哉と五郎兵衛申出候ニ付達御聴候処、宜との御沙汰承知仕候ニ付、西洋布之儀は表江無之候間、御小納戸方御在含有之候へ、出し給候様山田壯右衛門江口合候処、可差出との事ニ候間、追て取仕立出来之上五郎兵衛へ引渡可申事、

正月廿日歳暮之飛脚到来にて、御家老衆より之御問合左之通、

一上野彦四郎蔵方目付助被仰付、鑄製方へ被掛置、棒火箭方へ混と相勤候様ニとの伺合通、

一公義御用之大船式艘十二月廿八日朝前之濱致出帆候御問合合通、

但右式行横封

一松平美濃守様より異国船御手当向多端ニ付、已来御取交被成候御状ニ付て之御問合合通、

一咲咭喇船渡来之節御取扱振染川喜三左衛門より御軍賦役方へ申越候義ニ付て之御問合合通、

一年頭其外御内輪横目録料紙一条ニ付て之御問合合通、
一郷原亘御前元服相濟候御問合合通、

一御船手与力山元善藏退役御褒美相濟候御問合合通、

一有川善左衛門勤方御断ニ付、右同断、

一奏者番謁之書付御問合合通、

一柿元釜助惣博勞数十年相勤候付御引揚之代り五千疋被下方相濟候御問合合通、

一中山王より年頭御祝義等申上候ニ付て之御問合合通、

一平田伊兵衛御合力高被下候ニ付て之御問合合通、

一宰相様御湯治御暇ニ付御羽織被遊御拜領并御発篤ニ付御祝義、且亦地震ニ付以上使御尋被遣候御礼迄も被

為濟候ニ付て之御問合合通、

右都て堅紙認、

十二通之内

一嶋津淡路守殿御家来長倉勇之進外ニ壹人、野村弘記方江兵道入門御頼ニ付て之御問合合通、

一安藤十郎御広敷番之伺一通、

一櫻嶋郷土原田仲太郎曆者見習被仰付度との右衛門へ問合候処、御在金之内より引渡候旨、十一月廿九日付を

以今日相達候、

一十二月朔日付を以紙張文箱合通得淨院江届方、伊集院太郎右衛門へ申越候処、十二月十五日付を以届方相濟

候段今日相達候、

一 御銀主津田權兵衛閉居ニ付てハ、御出入惣年寄薩摩ヤ小傳次を以、御内用頼与力内山彦次郎方江極内手を付聞合具候様申込置候処、此節別紙書取之通承得申候付差上申候、乍然猶又諸方江聞合頼入置候付、追て可申上候、此旨御内用を以申上越候、以上、

正月十三日

徳尾藤左衛門

豎山武兵衛殿

近江屋權兵衛義、十月節季以前俄ニ取引相止候付、取引先ニ差支、追々出訴相成候分數口之由、右は權兵衛手段を以諸方之入銀取込、右様仕成候儀ニては無之由諸家様取引之内、土州様は毎年十月金壹万兩程ツ、入金相成、追々ニ御取出シニ付、右を以權兵衛方十月節季諸向取引無差支様取計来候由之処、当月ハ例年と違壹万兩之入金無之、其上臨時御入用有之、兼て御預ケ金之内一万兩計も急ニ御取立ニ相成、兼て之手積行違、右壹万兩之渡方御猶予相願置、同渡世之内兩三軒へ急ニ取替之儀相頼候得共、何れも断ニ相成、其上右様權兵衛方不融通之風聞取引先へ相響候付、一時ニ取引候付、無是非廿六日取引相休候由、元來權兵衛方近

年不勝手ニ候得共、渡世柄故表を鏝居候得共、右之次

第二て最早難取統相成候由、近年家屋敷等は家賃ニ入其余ニも内借數多にて、実ニ融通差支取引相休候義にて、謀計ケ間敷義は無之由相聞候趣、

一 御国元当春御払金見当無之旨年内申来候付、大坂御新借有之候三万兩を御国元江振向差下候様被仰付候付、御留守居へ申越置候処、旧臘廿六日黒田彦右衛門弟黒田六次郎才領にて差下候旨、今日相達候、

一 公義御用之大砲船式艘、旧臘廿八日前之濱致出帆候由御手船之大船は正月初精々出帆為急候旨申来候、

一 波戸御台場砲門十ヲ之内三ツは御成就ニ相成候て、又三ツは仕掛り置候由、福崎・三原より申越候、

正月廿五日、晴

一 今日田中仁右衛門出勤有之、

一 四ツ後罷出御目見仕、駿河殿より私江被申越候松壽院殿御附御広敷医師壹人致死去候付、代り御願之趣有之候由、然処御子様方被附置候内三人有之候処も有之、亦壹兩人有之処も何分難取究候ニ付、御沙汰之程申越候様御問合ニ付、申上候処、随分今形にて可宜との

御沙汰被為在候ニ付、右通末便より御返答可致旨、伊
東正兵衛へ申聞置候、

一家村源左衛門と申者、先御広敷番にて御座候処、三十
年已前悴藏方仕損哉にて被召捕、夫形無勤にて罷在候
処、当年九十歳にて一日成共御奉公仕見度心知御座候
由、不存人ニは御座候得共、高年ニ付被仰付候ては、
何様可有御座哉申上候処、親之義ニ付何も不相構筈候
得共、大目付方さへ不差支候ハ、宜との
御沙汰被為在候、

横目助

清水源兵衛

右は当分見聞役より壱人反射炉掛り有之候得共、表ニ
ては行届兼候付、右源兵衛義御徒目付被仰付、右見聞
役は引取にて被掛置候ハ、至極可宜、左候て蒸氣船掛
り之儀は、是迄之通被仰付候間、時々見廻候様可被仰
付との

御沙汰奉伺候付、

仰出認入 御覽候様可仕旨申上置候、

一 駿河殿より爰元御兩人江倉野善助事老体相成候ニ付、
道奉行御細工奉行勤金山奉行和田源兵衛へ御役被仰付

度御内伺ニ付、書面入

御覽候処、伺之通被仰付候付、

仰出山口喜三右衛門へ相渡候、

一 名越彦太夫

右は御手網方御趣法計にては御金等埒明兼候付、右へ
掛り被仰付候旨承知仕候、

一金三百兩本

右は

勝姫様御金にて、大坂近江や權兵衛方へ御預ニ相成居
候処、同人事年内閉店にて上納方御断申出候、右ニ付
先日高輪へ被為入候砌、嶋山へ御尋被遊候処、右ニ就
ては友野市助より証文差出置候旨被申上候処、差廻さ
れ候様 御沙汰被為在候由にて、小野嶋方へ相廻し候
由にて、今朝小野嶋より右証文請取候、就ては何様可
被仰付哉、御国元御趣法方にて御貸付相付申候ハ、可
宜と申上候処、夫ニても可宜との

御沙汰ニ付、仁右衛門など罷下り申候節申談可仕旨申
上置候、

一 飯嶋江郡奉行相廻候義一向無之、御用筋は呼付申聞候
由、河野四郎兵衛廻勤之節申越候由御沙汰奉伺候、

一 德尾藤左衛門より責馬いたし候節、裏御門通にては狭く、人通も多く難致責馬候間、御本門通にて仕度願具候様ニとの事ニ付、申上候処、御免被仰付候、

一 友野市助・伊木七郎右衛門・奥四郎・伊集院喜左衛門事七十余歳罷成、旧年

宰相様より老年を御祝被下、拝領物被仰付候御礼申上越候付、一紙を以申上置候、

一 迫水孫次郎事、親善左衛門事病氣之義申来候由にて、昨日樺山直八・平田善太夫より御暇被下度内意申出候

ニ付、申上候処、被成御免との御事ニ付、大山仲兵衛江申聞置候、尤願書之段は伊東正兵衛申聞置候、右孫

次郎事御作事奉行寄高輪御屋敷御普請掛被仰付置候ニ付、跡代り誰へ申聞可然哉 御沙汰ニ付、不取敢福永

仁右衛門宜は無御座候哉と申上候処、其通被仰付との御事ニ付、

御沙汰書認入 御覽、則御家老座江伊東正兵衛を以為差出候事、此御屋敷之儀は最早御濟奇故、奉行詰ニは

不及候間、町田孫六は表へ相勤さへ宜との 御沙汰被為在候、

一 小野嶋より来月は

寧姫様御髪置之御祝被為在候ニ付、被下方も御座候と申事故、御先例御書写給度申置候事、

正月廿七日

一 今日御目見仕伺事等左之通、

一 早川五郎兵衛出勤にて、下村より三千両御借入之内、千両被相請取持参ニ付、相請取御小納戸方へ預置候、

左候て右之請取書并跡式千両は来月上納可仕旨、下村より差出候書面も入 御覽候、

一 田宮安實御取替、弥可被仰付哉奉伺候処、伺通被仰付との御事ニ御座候、

一 駿河殿より爰元御同席方江御間合相成候給地高売買直増之義ニ付、我々共へも勘考候様被仰付候付、猶又御

家老衆初之御考致承知度、蓼田傳兵衛へ申置候処、畠山吉次郎を以被差出候書面之趣は、御国元之御吟味も

無扱趣ニ付、壺石三拾四貫文位之処にて被仰付哉之書付ニ付、蒲生・向井などへも及内評候処、何分直増被

仰付候儀は不宜、今形にて御取締有之候方可然と、我々共之吟味申上候て、右書面入

御覽候処、 御前ニも些御不承知之御模様にて御預可

被遊との

御沙汰にて、御請取被遊差上置候、

一熊野吟味役方より御留守居御呼出ニ付立花直記差越候
処、御拝借之壹万兩来月ニ候ハ、一緒ニ可被相下候得
共、当月ならば内五千兩被相下、残り五千兩は来月可
被相下候間、何分可申出旨被申聞候由直記より承候ニ
付、向井江も致相談候処、来月一緒之方可宜申談、其
趣申上候処、来月之方宜との 御沙汰被為在候付、其
通直記江も相達置候、

一名越彦大夫へ弱網掛被仰付候間、福崎助八申談御用取
扱候様ニとの書面入御覽候、

一清水清兵衛へ御徒目付被仰付候て、反射炉掛被仰付、
左候て蒸氣船掛之儀も是迄之通被仰付置候間、時々見
廻候様、左候て是迄被掛置候見聞役は引取、掛被成御
免候様旁之書面御家老座へ差出、福崎江も問合候書付
入 御覽候、伊東正兵衛へ相渡ス、

一昇平丸へ御雇之水主共、松平肥前守様御方より大砲積
入候節、御世話申上候廉にて被下物有之候、池田壯左
衛門より之首尾書、早川五郎兵衛より被差出候付入
御覽候、

一 来月五日

寧姫様御髮置御祝ニ付、御白髮之義は

御前より可被進哉之旨申上候処、伺通被仰付との御事
ニ相伺候、右御祝済之上芝外御庭諸社江 御参詣之場
は、 御遥拝被遊可御宜哉と申上候処、此御庭之諸社
へ被遊、御参詣宜との 御沙汰ニ御座候、

一 仁禮雪庵 菊池矢一郎

百 幸衛 藥丸猪之介

右当辰年藏方御訴詔之願申上候、

一 町田孫六事当分病氣ニ付、出勤之上は南向御普請ニ被
掛置候哉之旨申上候処、申上候通宜との御事ニ御座候
一 迫水孫次郎事明日出立仕候ニ付、田町御台場御出来之
節は、奉行江金三千足被下候て、中程より被掛置候人
数江は、右之半方被下候ニ付、孫次郎江は二千足も被
下候て可然哉ニ向井申上候間、其通可被仰付哉申上候
処、伺通被仰付との御事ニ付、向井へ相達候処、此御
殿にて取替を以取仕立、大山仲兵衛名代ニ付向井より
引渡候、

正月廿九日

一例刻より致出勤候、

一今日蒲生郷右衛門出勤前ニ候得共、眼病之由にて向井新兵衛致出勤候、

一四ツ後罷出 御目見仕、左之通伺事等仕候、

一奥医師等欠跡有之候ニ付被召被下度、清水・渡瀬兩人より名前承候付、書付請取申上候処、御取被遊候間、

猶又御勘考被遊候様申上置候、

一張物師主取日高萬五郎事、御小人江被召出候義申上候処、伺通被仰付との御事ニ付、仰出能勢權之助を以御

家老座へ被差出候、

一梶原清右衛門事此御屋敷江引移度願出候ニ付、申上候処宜との 御沙汰ニ付、則御供目付大山仲兵衛へ可申

渡旨相達候、

一町田孫六事、此御屋敷御普請最早御済程ニ付、芝江相

詰可申旨被仰付置候、左候ハ、跡は下目付のみにて候得は、納り物等旁ニ付不取締之訳も有之候ニ付、見聞

役家人詰被仰付度申上候処、仰付られ候ニ付、則仰出御家老座へ書役を以為差出候処、直ニ被仰渡候由にて

橋口次郎太今日引越候、

一田宮安實御取替之義、五十両御伺申上候処御許容被遊

候、

一嶋津淡路守殿白熊七百目御申請御願ニ付、御不用之のも御座候由ニ付、御願通可被遣哉申上候処、伺通被仰付候、

一豊後殿より当月御出立之筈ニ御札相達候ニ付入 御覽候、

一和田休左衛門・白山彦五郎・千草ヤ宗十郎江先便より御懸物被下候処、御札申出候由にて、御留守居より間

合相達候ニ付入 御覽候、

一安田屋より近權一条ニ付、御名代兩人之義共申越候付入 御覽候、

一琉球江被遣候異国約掟之書面、阿部様江御差出ニ相成候付、最早琉球遣し申候て宜御座候哉奉伺候処、宜との 御沙汰ニ付、則御家老座書役山口喜三右衛門へ

相渡、石見殿へ申上候様達置候、無程相良彌兵衛右一条ニ付御用部屋へ差越候間、道之嶋江之式冊も相渡候

一鬱金并明礬之御産物料掛矢和田休左衛門へ被仰渡候処御請申上候由にて、御留守居より申越候付書面入 御

覽候、

一今日式日中急被差立候、

一 琉球江佛国船渡来ニ付、琉役共応接旁之義、山田壯右

衛門江園田仁右衛門より差越候書面見よとの 御沙汰

ニテ御渡被下候、

一 熊野御寄附銀御拝借壹万両今日相下り、立花直記請取

參、御進物蔵へ格護いたし置候との御届有之候ニ付、

直ニ書面入 御覽候、

一 今日梶原清右衛門・橋口次郎太此御屋敷へ引移候由ニ

て御届有之候、

一 御用之大船致着候ハ、直ニ左之通名付候様ニとの

御沙汰ニテ、御右筆山田壯右衛門より被相渡候ニ付、

伊東正兵衛へ為写、御家老衆は御詰合無之故、山口喜

三右衛門江相渡候、

御用船

二十四間

大元丸

大哉乾元

二十間

鳳瑞丸

左伝杜序麟鳳五靈
王者之嘉瑞也

御手船

二十四間

承天丸

易文言坤道其順
乎承天而行

二十間

萬年丸

詩大雅於万斯
受天之祐

右之通

二月朔日

一 今日御目見仕伺事等左之通申上候、

一 当春中御暇御願立ニ相成候処、不時御暇は被下間敷と

の趣、御書取を以被仰渡候、右之趣詰中承置候様申渡

候様ニとの 仰出為認入 御覽、左候て御家老衆御詰

合無之候ニ付、書役豎山郷之丞江相渡候、

一 御滞府ニ付ては、伯耆殿も交代被仰付候ハ、代りニ

致出府候人之御長屋無之候ニ付、中途代ニても可被仰

付哉申上候処、石見殿病氣故、豊後殿壹人ニては御番

中御差支ニも可相成候付、御家老御長屋則可引直旨被

仰付候付、御作事奉行へ相達給度、蒲生郷右衛門へ申

置候、左候て右御長ヤ住居は不相究との

御沙汰ニ付、玄碩へ口合置候、

一 彼之御一条之儀細々承知仕候事、

一 昨日熊野御借金壹万両并五郎兵衛方より請取置申候三

千両之内千両も、未格護いたし置申候間、何様可仕哉

申上候処、表へ相下ケ宜との 御沙汰ニ付、蒲生江右之趣相達置候事、

二月

豎山武兵衛

一昨日御下ケ被下候園田仁右衛門より差登せ候琉球一条之一冊、拝見相済候ニ付、今日御直ニ返上仕候、一金五拾兩

一川越方・人馬方・宿割方・御旅方役掛

宰相様御供ニて去秋罷下居候向々、当春帰府之筈候得共、当年 御下国不被遊候付ては、当秋

右は田宮安實江御内々御取替被下候ニ付、当人江相渡候処御礼申上候、

宰相様御參府御供ニて、致出府候様可被仰付哉奉伺候事、

但右御礼達 御聴候事、

但伺通被仰付候ハ、付役之義も同様可被仰付哉

嶋津伯耆

二月五日

右は

一例刻より致出勤候、

御下国御供被仰付置候得共、当年御暇不被下候旨被遊

一今日向井新兵衛殿出勤有之、

御承知、余り長詰ニも相及候ニ付御供被成御免候条、

一今日

嶋津藏人出府之上致交代罷下候様被仰付候、

寧姫様 御髮置御祝被為在候付、御家老之場嶋津伯耆

嶋津藏人

殿、御側御用人之場向井新兵衛、御側役私詰有之候付

右江戸詰被仰付置候ニ付、仕廻次第致出府、嶋津伯耆

四ツ過より広敷役所江罷出相詰居候処、無御滞御式被

江致交代相詰候様被仰付候、

為済候段、梶原清右衛門より承候ニ付、則右江相付御

右之通被仰付候条伯耆江申渡、藏人義は於御国許申

祝義申上候、左候て御酒等可被下候間御座へ可被相廻

渡候様可申越旨被仰付候、

候ニ付、頂戴可仕旨小森新藏より承候付、伯耆殿初相

御取次

披御用部屋帰居候処、御吸物并御小皿組付ニて御酒頂

戴仕候、尤着服熨斗目にて候、

一昨日松平河内守殿其外御役方御詰にて、昇平丸へ乗組長崎へ被遣候池田壯左衛門初水主迄御手当并別段金子可被下旨阿部伊勢守様より被仰渡、尤御金之義は御城中之口にて可被相渡候間、来ル十一日請取方ニ可罷出旨御達有之候由、御留守居首尾書を以申上相成候処、御礼沙汰之義 御沙汰被為在候由、山田壯右衛門より承候、折節西筑右衛門罷出、右御礼事ニ付ては早川五郎兵衛より書取を以去方江尋越候処、朱書入を以返答有之、其趣は御留守居を以不取敢之御挨拶有て、御礼之義は表向ニ可被仰上哉、亦池田壯左衛門拝領物之義ニ付、当人より之御礼いか、可被遊哉、御内慮伺有之候方宜と有之候ニ付、右を書取いたし、書面入御覽候処、宜との 御沙汰ニ付、其趣筑右衛門へ相達候、

一昇平丸へ乗組候池田壯左衛門初見聞役并足軽・浦水主迄為骨折被下方之伺、相良彌兵衛より差出候ニ付入御覽候処、伺通被仰付候ニ付、右同人江相達候、
一澁谷御屋敷之

稻荷も、何篇高輪・田町・櫻田御屋敷之振合通御備物

有之、奥向を以

御代參可被仰付哉、右之通被仰付候ハ、朝四時より九時迄諸人參詣可被仰付哉以書付奉候候処、伺通被仰付候付、山口直記方へ問合、御家老衆被申出宜被取計旨申越候事、

一大藏大輔様御隠居松平長門守様へ御書被進候、

一松平相模守様へ同断被進、

一松平肥前守様御直約にて明後七日五時御供揃、此御殿江被為入御賦にて、先日彼御方より此御留守居迄問合有之候ニ付、弥被為入候様可致返答旨被仰付候ニ付、別段御案内ニは被為及間敷哉、以御小納戸奉候候処、明日弥被成御出候様、左候て御仮住居之事故御平服にて被成御出度致懸合候方宜との御沙汰ニ付、筑右衛門へ相達置候、左候て裏御門より被成御出候ても道不宜候ニ付、御玄喚迄御乗込入候様ニとの趣、右同人江申置候、

一右御同人様御出ニ付、御供方江湯漬并御酒手輕之処にて被下方手当有之候様、大山仲兵衛へ相達置候、

一御酒 一徳利

一御重之内 但御取肴物

御菓子
御さしみ

右は小乃嶋との文相添、今日御祝之御品にて御下りニ付、頂戴被仰付候旨被申越候間、御請御礼申上候、

二月六日

一例刻より致出勤候、左候て一寸御広敷役所へ罷出、梶原氏江取会御礼、昨日頂戴物之御礼申上候、畢て御座へ罷帰候、

一四ツ後罷出御目見仕候て、今度材木積船にて致着岸候久吉丸、最早荷卸済ニ相成候ニ付御用は不被為在哉、物奉行より御趣法江申出之書面相廻候間、大廻にても可被仰付哉申上候処、伺通被仰付候、

一御下国之節は御用部屋書役已前は御留守居詰兩人にて御座候処、近年老人被相減候ニ付、老人にては病氣差合之節御用差支申候間、以前通り被仰付被下度、左候て人柄之義は可申上旨申上候処、伺通被仰付候ニ付、仰出入 御覽、御家老座へ伊東正兵衛を以為差出候、一川上郷兵衛義長詰ニ相成申候義ニ付ては、女更之留守ニ御座候て、込入候義も御座候間、何卒中御暇被成下

度菊池藤助より承、尤伊集院藤九郎江戸江差越度申事之由山田壯右衛門より承候付、申上候処、中御暇にても、又藤九郎交代にても被仰付何様御座候哉申上候処藤九郎儀は反射炉方月々御左右申上候間、十月中致出府候様、郷兵衛儀は中御暇被下との

御沙汰ニ付、郷兵衛へ達置候、御家老衆へ

仰出差出候事ニ候、

一仁禮雪庵事も中御暇被下候間、来正月中致出府候様被仰付候付、表向は御家老衆へ

仰出差出候上之義ニ候得共、則当人江は達置候、仰出入 御覽候、正兵衛を以御家老座へ為差出候、

一西村喜作娘奥へ上り居、小の嶋世話にて調物等勞致心配候由、就ては先年貞光娘上り候節被下方有之候ニ付、右同様ニ被下方被仰付度願之由山田壯右衛門より承候付、貞光娘同様ニは被仰付兼義も可有之候得共、十五竹之間にて可宜哉、壯右衛門も其通之含ニ付委曲申上、尤毛頭不被下候ては不宜候間、廿計も被下候ては何様可被為在哉と申上候処、伺通被仰付候、
一郷兵衛義は最御納戸奉行被仰候て也〔脱アルカ〕
御沙汰ニ付、丁度御沙汰通と奉存候旨申上置候、亦御

下り之節は山田壯右衛門御小納戸頭取被仰付候ても宜との御沙汰ニ付、是は別て御用多骨折仕候間、右通被仰付候ても御宜御座候旨申上置候、

一 伯耆殿御供御免ニて嶋津藏人殿出府之上交代可被仰付との申渡相済候、石見殿より之首尾書入 御覽候、

一 昇平丸へ乗組長崎江被遣候池田壯左衛門其外水主迄被下方被仰付候義ニ付、阿部様江半田罷出不御取敢之御礼取繕申上候て、表向御礼可被仰上哉之御内慮伺言通、并御家来共拝領物被仰付候ニ付、当人共より之御礼いか、可仕哉之御内慮伺言通、半田嘉藤次を以御差出ニ相成候処、御落手被遊候旨、渡邊三太平を以被仰聞候由之首尾書差出候ニ付入 御覽候、

一金貳百両

右之通向井新兵衛より相廻し候ニ付、請取書を以及び返答候、

但内百両は御内用方

百両は御普請方ニて候、

二月七日

一 松平肥前守様五半時御供揃ニて裏御門御乗通、御玄喚

御中門外ニて御下乗被成御出、御控所迄は御取次番より御案内申上候、左候て私罷出候処、御口上被仰候付、則奥へ申上候処、無程御出迎ニ被為入、左候て御案内ニて奥御座之間へ被成御通候、

但初発表、後は大奥ニ相成候、

一 御平服ニて被成候付、一統平服上着用いたし候、八ッ後より御庭江被為入、御馬見所へ被為入、乗馬御覽、畢て稻荷之辺迄御廻ニて、清隆庵へ一寸被為入、御薄茶被召上候て、無程御座之様被遊御帰候、

一 御重一重為御持ニて被進候、

一 御立之節は御次口迄御見送被遊候、御駕籠御横付ニ相成候、夜五ツ少し過御立被成候、

一 今日年頭御献上物ニ付、御留守居久世様より御呼出ニて御捻御奉書御渡相成候由、御右筆より承置候、

一 蒲生郷右衛門出勤有之、

二月八日

一 年頭御献上物ニ付て之御捻御奉書并御請之草稿、且御留守居首尾書言通并伯耆殿御添書言通、今朝入 御覽、則家老座へ相下ル、能勢首尾ニて候、

一京都御留守居より相廻し候

近衛大納言様御昇進ニ付、羽二重三疋・金千疋、

右ニ付

右府様江も為御祝詞御肴代千疋、得淨院へ相廻し候間合書通、

一堤民部卿様へ御書書通、

源氏御煙草一箱毎振合通差出方相濟候間合書通、

一南部様口宣 宣旨御渡し相濟、去月廿八日御使者京地致出立候間合書通入 御覽候、

二月九日

一如常致出勤候、

一今日五半時御供揃にて、

聽德院様裏御門より被為入候、右ニ付ては何篇御広敷構ニ付、表より之御手当向は無之候、

一南部様江七ツ後より被為入候由にて被為入候ニ付、私御先立いたし、則表御休息所へ御案内申上御中座、左候て奥江御左右御小納戸より申上候、

一御庭御廻り等も被為在候由、

南部様夜四ツ過御立、御駕籠御横ニ相成候ニ付、薄縁

迄御見送申上候、畢て御暇仕候、

聽德院様ニは八ツ前御立之由、

一今日向井新兵衛出勤有之、

二月十日

一今朝常之通致出勤、四ツ後罷出御目見仕、左之通同事等仕候、

一平田伊兵衛事定式御用仕、此御殿江も四人繰廻し罷出候様被仰付候ては何様御座候哉申上候処、至極宜、出勤有之候ハ、御用之節も御宜との 御沙汰被為在候ニ付、今日蒲生郷右衛門罷出候ニ付、右之趣伊兵衛へ通し給候様口合置候、

一仙波市十郎西向御屋敷へ引移之願、西筑右衛門より承候ニ付申上候処、御長屋さへ有之候ハ、宜との 御沙汰被為在候、

一先達て御借入ニ相成候熊野之御金は、先致格護置候て、右蔵ニ有之候金を仕申候様

一御沙汰被為在候由、然処本右蔵御格護之御金は小判にて御座候付、熊野御金は雑金にて何も熊野之印も無御座候由申上候処、左候ハ、小判を残し置候様ニとの

御沙汰ニ付、蒲生へ右様相達置候、

一 琉球江異国船渡来一件ニ付、去月廿一日被差立急飛脚
今日八ツ過到着にて、御家老衆より之御左右啓相達候
ニ付、則以御小納戸入

御覽候、御側御用人初より之御左右申は同じ訳合ニ付、
不入 御覽能勢へ相渡候、

一 井上庄太郎を以、後刻依事候へ、芝江被為入儀も可被
為在候間、其考ニ罷在候様ニとの 御沙汰奉伺候ニ付、
則大山仲兵衛へ右之模様相達置候、八ツ前ニ相成弥被
為入候旨、山田壯右衛門を以承知仕候ニ付、直ニ御手
當いたし候、

一 八ツ半時比 御出被為在候付御暇仕候、
一 去月廿一日急飛脚便より左之通相届候、

一 福岡へ御使等之儀先便三原藤五郎江問合置候処、相達
承知仕候旨返答登通、

一 内野太左衛門悴御国許へ召列罷下り候一件、并弟子兼
次郎と申者も召列候旁三原へ問合置候処致承知、駿河
殿へ申出置可然取計との返答登通、

一 御手網方御払用之金は沖之永長部嶋御積金も可有之候
間、右之内より相下候様先便より申越置候処委細致承

知、就ては三嶋方掛へ時々相下候様申渡置候旨返答登
通、

右三行御小納戸へ相渡置、

御帰殿之上入 御覽候様口合置候事、

一金貳百兩

右は御内用方及払底候ニ付被相廻候様、向井新兵衛へ
問合置候処、八ツ後相廻候ニ付、直ニ拙者請取之返答
差出候、左候て御小人餅原七次を招呼、能勢權之助へ
御格護いたし置候様添書いたし、右へ為相渡候、

一金貳拾兩

右は西村喜作娘御番人江上り居候処、追々調物有之候
得は小の嶋心配ニ付、御金御心付被下候様岡村より山
田壯右衛門へ口合之由壯右衛門より承候付、先日申上
候処御許容被下候間、今日壯右衛門江引渡候、

嶋津式部殿御所帯向極々御難渋にて、公務も難

被弁形行ニ付、去冬御歎願書被差出、猶又此節惣

総取調書御差出被成候ニ付、左之通吟味仕候、

一 御願意之趣難被捨置御訳柄之儀御座候得共、何れ共御
引受御世話不被成進候ては不相成義ニ御座候間、此涯
此御方御重役始一向ニ係被仰付、嶋之内江戸共以年限

取結候改革被 仰付度吟味仕候、

一別紙調書之内、御趣法年限中十ヶ年之間金三百兩拝借之義被願出候得共、於此御方も御時節柄御難波ニ付、御本家様御取扱を以御改革被成、未御道立之程も御分り難被成御振ニ付ては、三百兩之御金被差出候儀御出来難被成吟味仕候、

一御屋敷御相對替、千六百兩ニ代銀を以御借財御趣法付之見込ニて、其内六百兩程は引料ニ相除候取調ニ御座候処、此涯暫之処は当御屋敷江御相住居之儀、

公辺ニさへ御差支無御座候得は其筋被仰付可然哉、左候得は引料見込之内金高相減、殘金高御借財趣法之筋、又は月為替之筋へ相廻候か、兩様之内都合宜方ニ振向度御座候、乍然前文中上候通係被仰付、猶又得と吟味之上ニ無御座候ては、何分御手筋取極難申上御座候、此段申上候、以上、

二月

山田鞆負

本文ニ付張紙左之通、

一西御殿当分御不用之儀ニ御座候得ハ御貸渡被仰付度、御手狭之儀ニ御座候得は此節御引弘之新御座、古道具等御貸渡被成、可也御住居被成候様被仰付度奉存候、

但當分之御場所ニては不宜哉ニも御座候得は、御書

院跡空地江御引直被仰付候ても可然哉、左候て女中部屋も西御殿江可也取付住居候様被仰付度御座候、

一家中長屋は當分御明長屋無之候間、是又御書院跡空地へ仮長屋相立候様被仰付度奉存候、

但夫丸等は

此御方浮夫木屋江一所ニ被召置候ても可然哉奉存候、御乗馬は御厩ニ被召置候ても可然哉奉存候、

別紙之通御引受被 仰出候ニ付ては、佐土原係役之者難及思慮儀は、御出役へ伺出候義御座候は何篇差図被致候様、御上屋敷より輕御沙汰被成下候様御願立被遊度奉存候、以上、

二月

山田鞆負

新納 亘

二月十一日

一御国許正月廿一日被差立候急飛脚昨日到着、右便より被差越候御問合等、今日豎山郷之丞を以被差出候、左之通ニ候、

一五代惣兵衛御船奉行江御役替、左候て滞琉中是迄之通
相勤候様被仰付度御内伺忝通、

一大船大嶋へ被遣候節御船奉行初其外乗組人数へ申渡相
濟候間合忝通、

一唐通事・朝鮮通事稽古扶持被下候定数不相極候ニ付、
当分之人数を定数ニ被相究度との伺忝通、

一末川久馬当秋肝付左門へ交代之伺忝通、
一倉山卯八郎伊勢雅樂養子願ニ付伺忝通、

一窪田筑右衛門初其外御役替被仰付候間合忝通、
一白石安悦酒狂ニ付御役御断申出候間合忝通、

一相良喜三右衛門年内
周防殿御附被仰付候 仰出迄有之候処、其後

宰相様思召相替 樂水殿江被附置候旨被仰渡候間合忝
通、

一本田六左衛門亡伊東仙太夫家来外ニ忝人致盜候ニ付遠
嶋之伺忝通、

一御兵具方足輕忝人遠嶋之伺忝通、
一百姓老人ニ相成奉公方御断申出、右は是迄数十年正道

相勤候者ニ付青銅貳百疋被下度伺忝通、
一撰政三司官江被下物ニ付て之伺忝通、

一去年九月廿七日琉球江佛国船三艘致渡来、条約書取交
し候一条ニ付問合、并長崎爰元御届書草稿、并琉球ニ
て毎も申上相成候振合之帳面忝冊、且漢文字之帳面等
相良彌兵衛を以被差出候、右ニ付 御目見仕、直ニ入
御覽候処左之通、

一前行ニ付棒掛候分ハ何通、又ハ 御聞置被遊候、
一五代惣兵衛御役替之

仰出は、伺書相添豎山郷之丞江相渡候、
一佛国船一条ニ付て之書面は御留置被遊候、尤爰許ニて

之御届書末ニか様書入仕候ては何様可有御座哉、余計
事ながら申上見候との御軍役方申出候旨申上候処、至

極宜との
御沙汰ニて、少々御直し等被遊候て御留置ニ相成、追
て御下ケ可被下との 御沙汰御座候、

一当年不時御暇は不被下との趣被遊御承知候御一条ニ付
御国元江申上候間、入江・稻尾外ニ忝人交代前ニ付右

兩人江急被仰付度、豎山郷之丞を以御家老衆より御伺
ニ付、申上候処、十四日ニ差立候様被 仰付候ニ付、

其趣郷之丞江相達候、尤入江義は
御下国御供被仰付置候事故御免付られす候ては相成

間敷と郷之丞江申聞候処其趣も一向ニ取計可申との事
ニ候、

一年內奉伺置候長崎にて唐菓種御売捌之義ニ付、阿部様
其外筋々之御役人様へ御内意申込候様可仕哉御名書被
差出候ニ付、申上入

御覽候処、其通被仰付、右江は御構も不被遊候間、表
にて取計候様ニとの 御沙汰ニ御座候、御名前ニ付郷
之丞江相渡置候、

一横目杯余り出勝之由候間、手之付様は無かとの 御
沙汰ニ付、何分若き者共計御座候故、年輩之者交へ出
府被仰付度趣は繁々御家老江も申事御座候、左候て何

御用筋にて罷出候方、御家老方届置致外出候方宜との
御沙汰被為在候間、奉畏其通相達可申旨申上置候、
一蘭学稽古願度者は、申出さ^{〔せ〕}へ出府有之候様被仰付置候
得共、一向無之、其後は何とも申越無之哉と御尋ニ付、

一向何分之儀不申越候、猶又問合仕候様申上置候、就
ては願度者有之候由之処、申渡無之候ニ付ては、何方
江か滞所有之との 御沙汰奉伺候、

一金六百五拾兩

右之通御普請御用として一兩日之内相廻候様取計可具

旨、早川五郎兵衛より申越候ニ付、蒲生・向井兩人江
向本行通問合候事、

一明十二日朝六ツ時御供揃にて、大井御屋敷へ被為入候
段被仰出候ニ付、向々江手当申渡候、腰弁当手当ニ候、

二月十四日

一昨年

御下国^{〔野〕}之御賦にて御供被仰付置候面々、詰過上ニ不及
其儘相詰居候向は、来年御下国御供別段不被仰付被召
列候条可申聞旨

御沙汰ニ候事、

但諸首尾合之儀も作年^{〔野〕}

御下国方より引続可致取扱候、
右二月十四日入 御覽、御家老衆御詰合無之候ニ付、
書役勤蓑田傳兵衛江相渡置候、

一卯年九月廿七日那覇江異国船三艘渡来、壹艘提督并官
人・唐人等都合七百人、壹艘は人数五百人、内唐人四
拾人、壹艘は火輪船にて人数貳百人、内唐人貳拾人乘
組有之段苦情申立、約定取交一条ニ付、辰正月廿一日
急飛脚被差立御届被仰上候御草稿并長崎御奉行へ御届

ニ相成御届書、御家老衆御添書にて、相届、則入

御覽候、尤爰元御届書末ニ相良彌兵衛存付候て加筆之

趣有之候ニ付申上候処、至極宜との 御沙汰にて、右

江猶又御書入被成下、山田壯右衛門を以御下ケ被下候、

勿論琉国にて佛国へ約定取交いたし候書面壹冊并朱引

を以相断候帳面壹冊相添、相良彌兵衛へ為持遣候事、

一御道中御持せに相成候対之狭箱并御蓑箱之義は御引取

ニ相成、其代りニ御持筒五挺御行列内ニ為御持被遊度

御願書被差出置候処、昨十三日牧野備前守様より右江

可為伺之通候と申御付札を以、御留守居御呼出しにて

被相下候由にて、伯耆殿より被差出候付入 御覽候、

一御門出入之義石見殿へ御達し申置候処、昨日御裁許掛

御目付江御達被成候て、御門檢通帳も御門方御側役方

へ差出候後、猶又札渡書役より御家老方へ可差出旨御

達被成候間、其趣斐田傳兵衛を以被仰遣承知いたし候、

一 去ル七日仕立町便を以得淨院より

左之通相届候、

一御内用封御返答別紙にて、当月二日ニ仕立差出候筈の

所、近日御返書被進候 御沙汰被為在候付延引致、今

日一所ニ差出し候間、左様御承知被下候、いよく三

御地御揃被遊御機嫌克被為成候御事乍恐いか程もく

御愛度有難狩奉候、左様ニ御座候得は此程の 御返書

外ニ今御壹通、右二箱

右府様より

太守様江被進候ニ付、今日仕立町便を以御まへ様迄さ

し出し申候間、何れ宜々御披露の御事御頼申上まいら

せ候、猶い細は

御書中ニも仰進られ候へ共、御一条ニ付ては末此御地

江は何事も被為聞ず候御事の由にて被為在候、何れ其

内ニは何とか 御沙汰も可被為在候と思召され候、其

節ニは又々直ニ仰進られ候、何も宜しく此たん申上置

候様被仰付候、先は御用向迄、早々、めて度かしく、

猶々、御まへ様いよく御機嫌よく御勤上られ候御

事、めて度御悅申上まいらせ候、猶又原田才輔より

も御用封さし上度由にて参候ニ付御届申上候、同人

も旧冬より存外所勞にて候所、先々此節ハ追々快方

にてハ候へ共、未出勤も致兼候様子ニ御座候、しか

しなから御案事いたさ候事ニも御座無候、其内ニ

は全快と存候、何分よほど老年ニ及候事故、はかは

かしく御座無様子ニ相見得申候、先御序ながら申上

〔まいらせ候カ〕
□□、何も急早々、めて度かしく、

二月七日

たて山

武兵衛様

御内用答

得淨院

右之通同し町便より相達候、

正月廿二日町便御仕出しにての御内用封、同月廿五日夜相届、早速御文拜見申上□□〔まいらせ候カ〕、先々両御地にて

上々様方御揃被遊御機嫌克被為成候御事、御めて度有難狩□□〔まいらせ候カ〕、左様ニ御座候へは兼て伺居候

篤姫様御一条、先日去方様より此御地へ御封物御仕出しに相成候哉ニ御聞及被為在候ニ付、右府様へ御直書にて仰上られ候ニ付、宜しく御披露申上候事取計候様被仰付、上趣いさゝかしこまり奉直々さし上奉候処、何も御承知被遊、何れ此御地の御も様も相知れ次第ニは猶又御返書可被進候間、先私より其段のみ申上置候様仰付られ候、未何方様よりも何たる御事も此御地江は申来不申候段

御さたニあらせられ候、先々此段御まへ様迄申上候ニ付、何も宜しく御披露之御事御頼申上□□〔まいらせ候カ〕、何も御内

用答迄早々、めてたくかしく、

猶々、御端書にて御尋被下有かたく、御蔭様にて先々気丈ニ相勤申候ま、憚ながら御心安思めし被下度、猶御まへ様ニもいよく何の御障様不被為在、不相替御用多ニ御勤上られ候御事、いか程もく御めて度御悦申上□□〔まいらせ候カ〕、御せつかく時かふ御用心く遊はし候様存上□□〔まいらせ候カ〕、先は此よしまてあらく、めて度かしく、

二月二日認

得淨院

たて山

武兵衛様

御内用答

右同町便より一所ニ相届、

正月廿二日御仕出之町便、同廿五日戌半刻相達拝誦仕候、兼て奉伺居候

篤姫様御一条之儀ニ付、去方様より当地へ御封書御仕出ニ相成候哉ニ被遊、御承知、右ニ付右府様江御直書被進候ニ付、得淨院迄御廻しニ相成差上候様被仰付候間、右之趣極内私へも申聞候様被仰付越候条畏奉敬承

候、いまた御祝儀所勞ニテ參殿も不致候得共、此度右府様より以 御直書御答之旨奉伺、右之形行得淨院より御用答申上候ニ付、同御内用答極御内々申上候、以上、

二月七日

原田才輔

豎山武兵衛様

副啓

昨年より意外之御無音何共無申訳奉存候、

御遷幸無御滞被為濟、

御所様ニも

供奉無御滞、被進之御馬并御馬具等御十分ニテ

大御満足ニテ被為在候、以前

宮中ニも被為警候御馬故世評甚高く、御馬具之被為双

候御方も不被為在、彼是御都合克恐悦奉申上候、私

事も

御所様供奉近衛之役被仰付雖有奉存候得共、病痛ニテ

歩行不自由ニ付御断申上候得共、厚き 思食ニテ持弓

を杖ニいたしても不苦候間、押て可勤様奉蒙 御意、

余り之難有さに御請申上、前夜暮過より參 殿、寅上

刻仮皇居江

御參被為在、供奉之面々伏見宮御殿跡ニ 控所御出来ニテ、夜明かた迄控罷在、卯上刻より

仮皇居御門外ニ一時計、皆々卯半刻日日出後

出御被為在、今出川通室町二條堺町

新内裏南門前ニ御下馬、夫より近衛六人被召列

承明門前江

左大臣 右大臣 内大臣

御鳳輦渡御まで御待受、其間凡壱時半計前ニ日之雨に

庭上しめり、蹲居候ニ湿氣自然ニ徹、寒氣ハ甚敷、恐

多も三公御列立ニテ恐入奉存候、先達奉差上候御次第

書之通ニテ

御鳳輦紫辰殿階上江昇上奉り、駕

御鳳輦より

出御之節遙奉拝

玉体、誠以冥加ニ叶雖有仕合、偏

御徳光之御余沢と畏入難有奉存候、暮過比ニ至り疝痛

甚堪兼候ニ付、

若御所様供奉ニテ從

内裏漸々人之肩ニすかり、 御殿迄御供いたし、漸々

勉強仕、夫より引籠罷在候処、 御礼參殿押々罷出候

処再発いたし、二日二夜之間人事不省ニテ漸く、十二月晦日暮比醒覺いたし候得共、歩行は勿論執筆漸頃日如此、乍恐歳末年頭之御祝義も不奉申上次策、不悪御仁恵被成下度奉願候、未病床平臥中乱筆御推覽奉願候、恐惶謹言、

二月三日

原田才輔

豎山武兵衛様

書添

御別当次右衛門事飼方功者之者故、

御遷幸迄之間御馬江付置申候、初霜月限之約定ニテ、飯料は御殿より被下候筋諸大夫中川宮内少輔、尤渡邊主鈴談置候得共、余り涯立候もいか、ニ存候付、師走限ニ計置申候、御給金帳面ニ委敷御座候、

一高階丹後介初より彼是心配致呉、其上所持之品等所望いたし御用相調候ニ付帳面之表、尤角倉馬乗ためし度、毎々馬場借入候ニ付帳面通、

一彦根警衛一番手之馬役栗林傳内、二番手之馬役富上勘之丞馬乗方度々相頼申候付、帳面之表之通取計申候、一年内御差返ニ相成御馬料之請取并宇治屋彦兵衛被下之金子頂戴請取二通、御差返落手仕候、

一五拾両之金子申出候は当御留守居伊集院太郎右衛門、取扱人ハ土師庄十郎ニ御座候、

右形行乍乱筆御届申上候、以上、

二月五日

原田才輔

豎山武兵衛様

一松平下野守様五時御供揃ニテ被為入候旨御問合有之候処、昼三部過裏御門より被成御出、御用部屋二階へ御中座被成、左候て奥へ申上候処、無程御出迎ニ被為入御逢、夫より御案内ニテ大奥江被為入候事、

一近々 御発駕被成候由、殊ニ当年は初て被為入候、御改服可被成御出と奉恐察、致改服居候処、右通之御服合ニテ被成御出候、

二月十五日

一今日御登城被遊、八ツ過被遊

御帰殿候事、

二月十六日

一今日御目見仕候て、牛嶋林左衛門六男御小人奇願書御

記録奉行調相付、御家老衆書面伺有之申上候〔宛脱之〕 思召寄

も不被為入候ニ付、伊東正兵衛を以御家老座へ相下ル、

一当春中御暇御願被遊候処、不時御暇は不被仰付候旨被

仰渡候ニ付、過上ニ相成候面々取調へ申上候様被仰付

置候処、今日御家老座豎山郷之丞を以被差出候ニ付、

取調書入

御覽、御沙汰等被為在候趣、伊東正兵衛へ申聞、御家

老座へ為差返候、

一市來喜平太事、当春湯治御暇申上家内共罷下り候ニ付、

御取替一条之義承候得共、自分御暇ニ付ては表向之被

下方不相成、夫迎も

宰相様御沙汰被為在候て之義御座候ハ、御取揚不被

為在候ては御濟被遊間敷候ニ付、御内々より金五十兩

被下何様御座候哉と奉伺候処、伺通被仰付候、

一仁禮雪庵中御暇ニ付ては、不時之下りニ御座候故難決

仕候付、式拾兩御取替被成下度同役共より御願申上候、

就ては先例も御座候事故、右通可被仰付哉と申上候処、

伺通被仰付候、

一牛嶋林左衛門馬一条ニ付ては、諸差引御座候間暫金百

兩御取替被下度、粗山田壯右衛門より申上候由承申候、

就ては引結之義は壯右衛門杯より可仕との事御座候間

差出可申哉奉伺候処、とふもいたし方無之、左様致せ

との 御沙汰被為在候、畢て相下り候処、無程被為召

候ニ付、罷出候処

宰相様御参府御月延之義、阿部様御沙汰御下り間も被

為在候得共、何事も無之相納り居候由、乍去来秋迄申

候ては余り御永く相成候付、来三月前ニは御参府被為

在候様御内慮御留守居を以御差出之方宜との事、先日

御承知被遊候由、就ては当秋御参府被咎候処、御湯治

も余程御相応被遊候ニ付、当秋今度御湯治被遊度、殊

ニ地震にて及大破、当秋迄は御成就之処無寛束候ニ付、

来三月前ニは御参府可被遊との御内慮伺認させ候様承

知仕候ニ付、則有川直次郎江申渡候事、

一雪庵下りニ付ては、御国元より参候大工、当分横木造

藏ニ御通ひ廊下仕掛り居候、右出来候上雪庵へ付被差

下候ハ、当人も能弁居候事故間合等も不及候ニ付、

右同人立も間有之候、宜との 御沙汰奉伺候、

二月十七日

一今日御目見仕、

宰相様御參府御日延之御願書草稿入

御覽候処、少々御取直し之処有之候、相下候上則有川直次郎へ相達置候、

一 御門出入ニ付見聞役之義、石見殿江先日御達申置候処、
蓑田傳兵衛を以、右ニ付ては則御裁許掛并御供目付江も折角取締いたし候様、就ては出入之義不相分候ニ付、御門方御側役檢通帳一覽之上、石見殿方江も札渡所書役より差出候様御達被置候由承候ニ付其趣申上置候、且亦以來之処老若相交江戸詰被仰付候ハ、可宜哉ニ申上候処、是も先便御問合有之候ニ付、今ともは御国元江為相達筈と被仰候段も達 御聽置候、

長崎宿老

濱武利兵衛

唐琥珀

濱武信之助

袴地二反ツ、

右は年初比進上物いたし候処、近々出立之由御留守居方より申出有之、右ニ付御返品御小納戸へ、

〔朱〕以下第十册へ繰ケル

〔表紙〕

豎山利武公用控 十四冊之内 十

(自安政三年二月十八日至四月十五日)

〔扉〕

公私控

安政三年辰二月十八日ヨリ

四月十五日迄

十

(紙数百三十四枚)

〔本〕^{〔前文第九冊ニアリ〕} 為致吟味候処、右之通差出候ニ付、半田嘉藤次へ向相廻し候事、

一雪庵罷下候節は、御国元より参居候大工式人召列罷下候様、尤当分は御蔵江通ひ、廊下折角取掛居候付相濟候上可被差下候付、其上致出立宜との 御沙汰ニ付、今日右之趣当人江相達置候、

二月十八日

一市來喜平太事内実は

宰相様御沙汰にて湯治御暇願出願通被仰付候、右ニ付金子御取替之義申出候付、定府家内引弘罷下候節は、表向被下方も有之候得共、自分御暇ニ付ては被下方不相濟候事故、内実家内出立ニ付無抛願之趣ニ候得は、其儘ニ難被召置候故、御内々にて金五十兩被下候付、拙者より引渡候処御礼申出候、

一金式十兩

右は仁禮雪庵事御暇被下候ニ付、難波罷在仕廻方出来^{〔兼脱之〕}候付、御取替之願重久玄碩より申出、達 御内聴候処、先日 御許容被遊候付、今日当人江引渡候処御礼申出候、

一今日蒲生郷右衛門出勤有之、

一今日水戸様より御直書を以、御馬卷疋并青籠一被進候由、御使者山方運阿彌被差越候段御小納戸申出有之、就ては御酒等被下、中間^{マツマ}な^マのは下行遣候、御挨拶被下方之儀は追て被遣候方宜と申吟味之由、是亦申出有之候、

一宰相様御参府御月延之御願書式通、今朝御文箱ニ入付

差上候処、御請取被遊候、

二月十九日

一今朝罷出御目見仕、今日相届候徳尾藤左衛門より相達候砂糖入札御弘ニ相成候書付二通、銘々添書有之、并近江屋權兵衛方致催促候得共不差出候ニ付、諫川・富田より申聞候趣有之候ニ付、表向御留守居より願出有之候書面写寄通、去十二月中総帳寄冊入 御覽候、総書は御留置被遊候、

一松本彦之丞・橋口次郎太役掛被仰付置、当分過上も不致候付被留置度との伺寄通、右兩人詰之伺御目付より有之候寄通も相添候、右も伺通被仰付候、

一本城源七郎当分過上ニ相成出立可被仰付咎候得共、当分は志岐藤兵衛事御鷹江掛居候付ては、澁谷詰差支候付、長崎助左衛門出府之上出立被仰付度伺ニ付、伺通被仰付候、右都て伊東正兵衛江相渡、御家老座へ相下ル、

一河野祐右衛門事御旅方之義、凡相仕廻置申候処、御発駕不被為在、此節出立仕候ニ付、不時之事故難渋仕候由、就ては御供仕候得はおのつから金式十兩可被下候

間、其場にて被成下度、同役共より願申出候旨申上候処、其通可被仰付との御事ニ付、折節當人明日出立之賦にて罷出居候故、當人江引渡候処御礼申上候、

一青山雅芳事、御絵師被仰付候てより七ヶ年相立候ニ付、御広敷医師格江被仰付候伺仕候処、御許容被遊候、一八木玄悦、湯前〔龍巻カ〕 事余程精出し候ニ付、三人賄料被仰付宜との 御沙汰被為在候、尤青山一緒ニ宜候との段も承知仕候、

二月廿日

一御用之大砲船名号之義御伺ニ付ては、御国にて御製造之事故、名号も御吟味有之候、昨日御留守居御呼出にて御書取御渡有之候由にて、御留守居首尾書被相添、石見殿より被差出候、

一今日御目見仕、御細工所絵師青山雅芳当年七ヶ年ニ相成候ニ付、御広敷医師格江被仰付度仰出、并八木玄悦・湯前龍春蘭学稽古相進候御取訳を以三人賄料被仰付候 仰出、又水野武一郎一代郷士被召出、伏見御屋敷廻勤京都手形所書役兼務被仰付度伺、何れも 御覽相濟候ニ付、有馬仁左衛門江相渡、明日山口氏へ可相渡

旨申聞置候、

一 薬師壳捌方御願ニ付、例書も先達て入 御覽置候得共、

例書有之候ては却て不宜候ニ付、残し置候方宜との御

留守居吟味いたし候由、今一往石見殿より被差出候ニ

付、右吟味之趣申上候処、引残し候て宜との 御沙汰

被為在候、

一 櫻田御屋敷之御殿之内

眞華院様へ被進候処、御引直方相済、就ては掛之向御

厄介ニ被為成候との御廉にて、早川五郎兵衛初御作事

方迄御銀等被下方被仰付候との御事ニ付、申上具候様

承置候故、今日申上置候間頂戴有之候様申越候、

一 下村方より御借入之三両、残之内千三百両今日早川

五郎兵衛より相廻し候ニ付、達 御聴蒲生郷右衛門・

向井新兵衛江向相廻し候処、新兵衛請取之返答相達候、

一 御一条之御模様御委敷 御沙汰奉伺候、右ニ付得淨院

出府被仰付候儀、牧印江粗被仰込候処、弥表向御発之

上可御宜との 御沙汰被為在候由、乍去御模様宜御都

合と申事は、才輔迄極内為心得申越候様被 仰付候、

一 南部様御留守居より半田嘉藤次迄以手紙、堀田様御引

移ニ付ては未御対客之仰出は無之候得共、御対客日其

外御日外にて、初御見舞之節は御太刀馬代銀可被進

哉いか、と承候様被仰付候処、半田も能不弁事故何分

相伺可申上旨致返答置候ニ付、奉伺具候様承候ニ付、

申上候処、

仙臺様此 御方様ニは、初御対客之節御見舞は無之、

以御使者御太刀馬代銀被進候事にて、外御並家とは御

違も被為在候ニ付、半田は不弁苦と 御沙汰有之、乍

去御並家様ニも被進有之候間、南部様ニは猶御持参太

刀にて被進候方宜との 御沙汰ニ付、則右之通半田

へ相達候、

一 小野嶋より致面会度との事ニ付達候処、京都より召拘

置候女中之下女、頻ニ致上京度繁々承候事故、近々市

來喜平太出立ニ付、京都迄召列具候様相頼申候処、受

合御座候間、仕廻料旁宜頼との事ニ付、右様之義は表

にて致吟味可申候間、御暇之義は

御前江被申上候様申置候、

一 金子千足

一 西洋布三反

右は東條平左衛門殿江早川五郎兵衛御内用にて罷出候

様被仰付候処、久々不差越候ニ付、手振りマツにて余り

ニ候間、右之通取計吳候様ニとの事ニ付、端物は山田
壯右衛門へ内談いたし、右通早川方へ相廻し候、

一御船名号御書取を以被仰渡候義ニ付ては、

御前より被仰上候御事ニても被為在候哉奉伺候処、何

ぞ哉阿部様江御尋被遊候事為被為在哉ニ 思召候得共

御取失被遊候との

御沙汰被為在候、

一琉球人より買入来候薬種御売捌御願ニ付ては、例書不

宜と申事故達

御聴、書面有馬仁左衛門へ相渡、郷之丞江可相渡旨申

聞置候、

二月廿一日

一今日御目見仕、町便仕出し候義奉伺候処、

右府様へ被進之御書并原田才輔へ被下之御書御渡被下

候、左候て伊集院太郎右衛門江も御一条之義申越候て

宜との

御沙汰ニ候、得淨院弥出府之筋ニ相成候ハ、原田も

被召附との事も奉伺候ニ付、今菅人は水野武一郎可被

宜申上候、尤才輔義は医師之事故、誰ぞ御広敷番之頭

番之間、交代なとにて伏見着之者も有之候ハ、太郎
右衛門より差留置可然との 御沙汰も有之候、得淨院

仕廻方も可有之候間、先百両相渡可然、江戸着之上は

爰元にて御手当可被成下との事ニ候、

一今度得淨院江は御書不被下との御事ニ候、若百両にて

不足いたし候ハ、亦々御留守居へ申出候様才輔へ申

越、御留守居へも申越候、御金御在合無之候ハ、大坂

へ申越候様、其段は石見殿より大坂へ御問合有之候段

も太郎右衛門へ申越候、

右之通今日日三日半仕立町便を以、伊集院太郎右衛門江

向仕出し候、

一今日九ツ時御供揃、御行列にて戸田采女正様御屋敷

親姫様御栖居へ被為入候、右ニ付ては被進物被下物段

々有之候、

一御帰殿暮過、

一今日向井新兵衛出勤有之、八時より退出之事、

二月廿二日、曇天

一今朝例之通致出勤候、

一今日蒲生氏出勤有之、

一 今日石見殿被罷出 御機嫌疑有之、右序ニ本城源七郎事御供被仰付置候ニ付、此節出立之処別て残多考ニて有之候腹之由、得と考呉候様致承知候付、同席中吟味いたし可申旨御答申上置候、

一 早川五郎兵衛罷出申候趣は、池田壯左衛門事持病有之御国勤之願有之、就ては御広敷横目同番又は御細工所下目付ニても宜との旨申候由、然処格別之持病ニても無之候ニ付、一代新番ニても被仰付候ハ、難有相勤可申、又御用立者候ニ付何分致勤考呉候様ニとの事ニて、年功書請取置候、

一 昇平丸長崎江被遣候砌、乗組被仰付差越候処首尾能致帰府、就ては彼是致骨折候ニ付、足輕兩人相中ニ為用心金被渡置候五兩被下切被仰付度、表ニて之吟味は不相付候ニ付致吟味呉候様、早川五郎兵衛より承候ニ付、同席中可申談旨相答置候事、

一 阿部様より御留守居御呼出ニて、御窺ニ相成居候御用之大砲船名之義は、御国許御製造之事故、此 御方様御撰被成候様以御書取被仰渡候処、毛頭御伺ニ被差出候義不取覚、早川五郎兵衛ニも同様ニ付、御直ニ御窺申上候処、御前ニも御取覚不被遊候得共、何ぞ哉

阿部様江御伺被遊候様ニも 思召候得共、御覚不被遊候との 御沙汰奉伺候付、表之方相糺候様伊東正兵衛江申聞置候処、去年九月十日御直名之伺半田嘉藤次を以阿部様御差出ニ相成居候由ニて、御伺書正兵衛より差出候、

一 肥後七左衛門・梅田市藏其外昇平丸へ乗組、長崎江差越蒸氣船伝習いたし度、御願濟ニて差越致帰府候ニ付ては、無急度阿部様へ御届ニ相成候方可被宜と天神下ニても被申候由、早川五郎兵衛より承、御届書相請取置候ニ付、追て入 御覽可申事、

前条之書付式通今廿五日入 御覽、早川五郎兵衛へ差返候事、
一 今廿五日御目見仕、池田壯左衛門昇平丸長崎表へ浦水主等御雇入ニて被差遣候ニ付、見締として乗組被遣候処、

公儀御役人様多人数之乗組ニて、往来共都合取計候ニ付、未年功は両年程不足仕候得共、右勤功を以一代新番被仰付候ハ、何様可有御座哉、同席中申談候旨申上候処、御都合能被遊御許容候ニ付、仰出伯耆殿今日御出殿ニ付則相渡候事、

一宰相様御參府御月延之御願書、何^アニても御差出ニ相成
宜との 御沙汰ニて、御願書御下ケ被下候、左候て何
日御差出と申事は可申上旨承知仕候付、御前相下り候
上、右之趣伊東正兵衛へ申合、御願書御家老座へ為相
渡候、

一松木弘安之一条、何とか御請不被遊候ては被為叶間敷
と申上候処、御失念被遊居、追て

御沙汰可被下との御事ニ奉伺候、

一篤姫様御一条之儀ニ付ても御内話奉伺候、未御達振不
相極由、廿八日共不相知、阿部様御逢にて御達も可有
之哉なとの御内話も有之候、

一得淨院様最早御内用ニて御呼付被遊、宜との事ニ付

右府様江御願被遊、御内用ニて御下しニ相成候処、御
直書を以御願可被遊との御事ニ付、明後廿七日町便致
手当置候様被仰付候間、伊東正兵衛へ手当之義申聞置
候、

一木脇賀左衛門初長崎表早く引取候様御聞被遊候付、弥
其通之事候哉、又中戻ニても有之候哉、何分長崎へ致
出張一年計も致伝習事、来春御下国前ニ御国許へ罷歸
居候様可申越旨被仰付候付、伊東正兵衛へ問合認方申

聞置候、

一石見殿より被差出候銅御門脇御目付宿絵図、重久玄碩
江御都合次第入

御覽候様ニとの趣を以相渡置候、

一田町江被召置候御研并金物師等、芝御屋敷江被召置度
石見殿より承置候趣有之候ニ付、是又玄碩へ口合置候
事、

一松木弘安出役被仰渡候御請并大砲船号之儀ニ付、御請
之義も 御前ニて山田壯右衛門江執筆被仰付、其通ニ
て宜候ハ、御差出ニ相成宜との御座候旨、伊東正兵衛
へ壯右衛門より申聞候由ニて、夕刻拙者処正兵衛右書
面持參ニて致一覽、存寄有之訳も無之候ニ付、御軍賦
役方へ差出候様同人へ申聞候事、

一明廿六日朝六ツ時御供揃ニて大井御屋敷へ被為入候旨
以井上庄太郎承知いたし候ニ付、則御供触差出、向々
御手当申渡候事、

一今日向井新兵衛出勤有之、

一今日焼金拾貫目余御納ニ相成候、右は表へ相廻し来候
得共、往返面働ニ相成候事故、已来は此御屋敷より直
ニ相廻し可宜哉ニ付、新兵衛より玄碩江致相談候て、

右之通相替候事、

二月廿七日

去ル廿一日仕立以町便

右府様へ被進候御書壹通并御方へ被下候御直書相廻し候間、疾ニ相届為申筈と存申候、其節粗申越候

篤姫様御一条ニ付ては、明廿八日

太守様御登城被遊候ハ、何とか御内達被仰渡候義も

可被為在哉ニ粗奉伺、先以御同慶奉存候、乍去先御内

密之御事故御方限御含置可給候、就ては先便ニも申越

候通、得淨院事御内用ニて出府被仰付被下候様

近衛様へ御願被遊候ニ付、弥被仰出候ハ、諸手当事は

御留守居へ被申談宜被取計候、得淨院仕廻料之義も、

先便申越候通百兩にて致不足候ハ、是又被申出度、江

戸江出府之上は、亦爰許ニて御手当可被下との御事ニ

付、道中入用は勿論、出府涯之処迄手当ニ被及可然と

存申候、尤同人出府ニ付ては、何れ夫々不被召附候て

は不相叶事故、別紙名前書之通愈

右府様より出府被仰付候上、表向申渡等取計候様御地

御留守居へ申越候、此義は御方御心得迄申進候、右旁

以御内用此段申越候、以上、

二月廿七日

原田才輔殿

豎山武兵衛

右府様江從

太守様御直書被進候付、仕立町便を以相廻し候間、被

差上候儀共宜取計候様御方へ可申越旨被 仰付候、此

段申越候、以上、

二月廿七日

原田才輔殿

豎山武兵衛

一 太守様より御直書御方江被下候ニ付、相廻し候間頂戴

可被致候、此段申越候、以上、

二月廿七日

原田才輔殿

豎山武兵衛

一去ル廿一日仕立町便を以申越候

篤姫様御一条ニ付ては、明廿八日

太守様被遊御登城候ハ、何とか被仰渡哉之御模様ニ

極御内々奉伺候、就ては得淨院事

右府様より御内用ニ付、江戸へ御差下し被下候様従
太守様御願越被遊候ニ付、多分被仰進候通同人出府被
仰付ニて可有之候、左候ハ、夫々不被召附候ては不相
叶事故、別紙名書之通可被召附旨申渡候様ニとの御事
ニ候間、弥

右府様より被仰付候上は、表向可被申渡候、

一被召附候人数へ、別紙之通為仕廻料御内々被下との御
事候間、可然可被取計候、右旁御方江申越候様被仰付、
此段以御内用申越候、以上、

二月廿七日

豎山武兵衛

伊集院太郎右衛門殿

一金四十兩位

原田才輔

一同七兩位

水野武一郎

一同五百疋位

人足壹人

右は得淨院出府被仰付候ハ、右之人数被召附候付、為
仕廻料御内々被下候事、

追て、右之人数にては不足ニ付、此節御広敷横目・

御広敷番着伏共ニ候ハ、被留置候様先便申越置候ニ
付、於其儀は右同様被申渡、若通行人無之候ハ、
土師庄十郎御広敷横目之場にて召附候様被仰付候、
左候て庄十郎江は為仕廻料金式拾兩位被成下との御
事ニ候、且亦御広敷勤之人江被仰付候ハ、是はお
のつから当前へ出府故、着之上為骨折聊金子被成下
可然哉ニ

思召候、御心得旁此段も申越候、以上、

一去ル二日御認置之御文壹通并七日付之御内用書、去ル
十四日相届拝見申上候、先以両御地

上様方益御機嫌克被為成、恐悦難有狩まいらせ候、左
様御座候得は先便

右府様へ被進候御直書御廻し申上候処、御差上被下た
る由御返事被下承知仕候、且亦

右府様より御返書外ニ今御壹通御廻し被成候ニ付、則
御披露申上候間、左様思召可被下候、去ル廿一日仕立
町便仕出し申候付、其便より右御返事かたく可申上
筈御座候処、御心せき被遊候て早々仕出し候様被仰付
候御事故、乍存認出し不申、夫故御返事誠ニ延引相成

候段は御用捨可被下候、

一 太守様より御直書壹通御手前様被遣候ニ付御廻し申上候、御戴き被成候様そんし上候、扱また

篤姫様之御一条ニ付、明廿八日

太守様御登城被遊候ハ、何とか御内達被仰渡候御模様之哉ニ奉伺候、^{〔天〕}いまた極みつの御事被為在候得共、

御内実は御治定被為在候御事と御同慶そんし奉候、御返詞かたく此たん御内用を以申上候、めて度かしく

たて山

二月廿七日

武兵衛

得淨院様

なをく、御手前様ニもいよく御障りなく被成

御座、愛度存上候、いまた殊之外余寒厳敷御座候

ま、折角御厭被成候様御ねんし申上候、猶追て

御吉左右可申上候まま、御待可被下候、めて度かしく、

昨廿八日

太守様被遊御登城候処、別紙之通阿部伊勢守様より御

内々被遊御承知、先以恐悦難有御同慶奉存候、右ニ付

ては来月三日川上郷兵衛事

右府様江御内使者被仰付出立之筈ニ候、何れ亦々表向之御達も可被為在候間、其節之御使者は御家老衆ニても可被仰付哉ニ存候、左候ハ、

近衛様よりも御使等被進御事ニも可有御座哉、旁之義共被承合後便何分可被申越候、前条ニ付今日急飛脚被差立、

右府様江御書被進候、右御書は得淨院迄相廻し候間、左様御含置可給候、猶不遠内表向之被仰渡も被為在候

ハ、早々可申越候得共、先々右之趣御方迄申越候様被仰付候条、此段御内用を以申越候、以上、

二月廿九日

豎山武兵衛

原田才輔殿

公方様御年若之御儀ニ付、

姫君様方并

本壽院様より

御再縁之儀厚御願之趣も有之候ニ付、

御聞届被遊

御縁組可被為在旨 御沙汰ニ候、併御再三之御事、殊

更当時殿敷御儉約中之御折柄ニも候間、諸事格別御省略御手輕ニ御縁約御取結之思召ニ候、就ては其方娘兼て之御由緒柄、諸事

廣大院様之御先例を以、

近衛殿御養女ニ被

仰出

御縁組被為 在候ハ、御親ミも弥増恐悦之御事候間、

右之趣京都表江御内談被仰進候ニ付、彼地より之答有

之次第表立可被 仰出候得共、此段為心得無急度申聞

置候様ニとの 御沙汰ニ候事、

宰相様御参府御月延之義ニ付、先便被仰付越趣承知仕、

則

太守様へ申上候義は、先度及御報候通ニて、其後

聰徳院様御伝を以阿部様へ御申込被遊候処、来秋迄之

御月延と申候ては余り御延々ニも被為成候御事故、御

都合も不宜思召候ニ付、来春三月前迄ニは

御参府可被遊との趣を以御願被遊候方可宜との趣ニ御

内々御返詞被為 在候由被遊御承、付ては被仰進候

思召通ニも運ひ兼、何共御氣之毒ニ 思召候得共、前

条通之御訳合ニ付ては何分被遊様も不被為在、無御扱

別紙通之御運ひニ相成、一昨廿七日御留守居を以、阿部様へ御願書被差出候処、未何分之儀不被仰渡候得共、右通御差図被為在候上之御事ニ候得は、多分御願濟も被為在哉ニ 思召候ニ付、御願濟之上は早々可被仰上との御事候間、右之趣御方迄申越候様被仰付候、為御心得御願書相添此段御内用を以申越候、以上、

二月廿九日

豎山武兵衛

永江休之丞殿

追て、御願書左之通、

同氏大隅守義持病有之、国元江病氣相応之温泉有之為致入湯度相願候処、御暇被下、一ヶ年程も罷在候て可致参府、且又快候ハ、御暇内ニても致参府候様被仰渡、当秋参府之苦候処入湯別て致相応、追々快方罷成候付、当秋今一度為致入湯、得と加療養候は猶以全快可仕奉存候間、来春迄御暇被下度、左候ハ、三月迄之内ニは為致参府候様可仕候間、此段御内慮相伺候、

二月

御名

去ル十日御仕出之御内用答、今日相届拜見申上候、兩御地まつく

上々様方御揃被遊、益御機嫌克被為成恐悦有難狩まいらせ候、左様御座候へは先便より

御二所様江御書被進候ニ付、御廻し申上候処、則御披露被成下候由承知仕申上候、且亦別紙を以申上候通、篤姫様御一条ニ付て之御事ニも被為在候哉、

右府様へ御直書被進、左候てむら岡様江御書被遣候間是又御披露之儀よろしく御取計被下度御頼申上候、兩日大取込罷在候ニ付、あらく此段申上候、めて度かしく、

二月廿九日

たて山

武兵衛

昨廿八日

太守様御登城被遊候処、阿部伊勢守様より御内々御達之趣は、

廣大院様御先例を以、

御所様御養女ニ被仰出

御縁組可被為在候段被遊御承知、まつ以恐悦有難狩御同慶奉存候、追て猶又表立被仰渡も可被為在候ハ、早々可申上候得共、まつく右之趣御手前様江も申進置候様被仰付候、おのつから

御所様より御伺も可被成候得共、此段以御内用申上候、めて度かしく、

二月廿九日

たて山

武兵衛

得淨院様

一 嶋津豊前居屋敷手狭ニ付、海手築地之伺
一通、

一 登殿御用船并御手船御製造掛被仰付置、為御褒美ちりめん二巻被下伺、駿河殿より、

一 右同断ニ付三原藤五郎其外へ同断御同人より伺

一 水軍兵士被召建候付、掛り三原江被仰付置候得共、出立ニ付田中仁右衛門下着迄之間代り伺、 右御同人、

一 御用船并御手船御製造掛り駿河殿江ちりめん二十巻被下之伺、 下總殿より、

右伺五通

一 嶋津健名替伺、

一 湯之尾郷土竹内仁左衛門〔門祝力〕遠嶋三ヶ年伺、

一 幸相様御挟箱持淺右衛門事身弱相成勤方御断申出御功米被下方之伺、

- 一 兒玉市之助宗門方横目伺、
 - 一 石原次郎右衛門式百五拾俵之御功米、親加右衛門病死
ニ付被下方伺、
 - 一 加世田郷土小川休十郎曆者見習伺、
 - 一 柗山主殿相馬と名替伺、
 - 一 亡松本十藏下人休藏一世遠嶋伺、
 - 一 大口郷土飯田次八怪矢いたし遠島三ヶ年伺、
 - 一 訓導師江久保田新次郎伺、
 - 一 重久五郎右衛門惣髮成之伺、
 - 一 木場増太太鼓役之伺、
 - 一 横目助之伺六人、
 - 一 御細工所絵師柏木藤七御切米重之伺、
 - 一 新納太郎左衛門百石高上伺、
 - 一 嶋津藏人下屋敷願伺、
 - 一 加治木町名頭田實伊右衛門親孝養ニ付御褒衣本ノマ之伺、
 - 一 金春流太鼓自分稽古御能入之伺、
 - 一 種子嶋加治右衛門娘志岐正次郎江縁組伺、
 - 一 朝鮮稽古通事苗代川朴休意江伺、
 - 一 覺法院様御法事伺、
 - 一 椿松伊兵次彫物師伺、
-
- 一 伊集院郷土吉牟田源之助遠嶋伺、
 - 一 小松尚五郎事帶刀と上原彌千母事善藏と名替之伺、
 - 一 月限伺二、
 - 一 東郷左太夫御合力之伺、
 - 一 音吉死体磔之伺、
- 右都て豎紙
- 一 覺法院様御法事掛筑後殿へ被仰付度との伺、下總殿よ
り、
 - 一 葉種類弘差引帳四冊
 - 一 唐反布右伺 四冊
 - 右へ相添駿河殿より問合一通、
 - 一 銀六貫六百五拾壹匁、駿河殿亡父代拝借銀として右之
通、残りは被下切之伺、筑後殿より、
- 右一罽三十一通
- 一 宰相様御湯治御暇被仰出候ニ付御祝儀書付
 - 一 徳田彦左衛門退役ニ付被下方ニ付て之書付
 - 一 屋敷譲渡一条ニ付 筑後殿伺
 - 一 讃岐殿墓參等ニ付私領へ御暇一条
 - 一 豊後殿御国元出立ニ付て之事
 - 一 登殿湯治御暇願ニ付て之事

一 御前様以上使被遊御拜領物候ニ付て之事

一 御敷寄屋一代与力河野白雪退出ニ付、御銀三枚被下方

ニ付て之事

一 芳眞院様式百五拾年御法事濟ニ付て之事

一 野元一郎添池囲被仰付候ニ付て之事

一 迫水善左衛門死去ニ付て之事

一 平田玄裕屋敷讓渡ニ付て之事

一 御機嫌伺書付一通

一 嶋津兵庫殿私領御暇ニ付て之事

一 伊木半十郎事七郎と名替ニ付て之事

一 宰相様御湯治より御帰殿ニ付て之事

一 一川上矢五太夫殿湯治御暇ニ付て之事

右 菅鉦拾八通都て堅紙

本文ニ付、返答三月四日式日便より仕出ス、

以飛札得御意候、春寒難去御座候処、弥御堅固被成御

勤珍重奉存候、然は旧冬出府中は段々御面働之義及御

懸合御苦勞奉存候、以御蔭万端無滞月迫致帰京候間、

乍慮外御休意可被下候、御序之節

薩摩守様江宜敷御申上可被下候、扱は尾州様御縁組之

一件御伝言之趣、具ニ

右府殿江申上候処、委細御承知被成、彼是御配慮之御

事御察被成御氣毒ニ思召候、尚以御書被仰入候得は段

々御懇切之御挨拶御手前様江も可申入旨被仰付候付、

宜敷御取繕可被下候、抑右一件先比御面談仕候節、成

瀬単人正演舌之趣は御咄申置候通にて、交代之上竹腰

兵部少輔江も及熟談、 中納言様御内慮相伺御請可

申上旨ニ御座候処、単人正病氣にて出立延引之内、震

災等にて段々相後れ、猶交代ニ關東相成、単人正出立

後兵部少輔へ面会、兼て御内命之趣及熟談候処、単人

正よりも示談有之由にて、当時節柄且御義理合等も差

加り、所詮御請被申上候場合ニは難參、幾度被仰進候

逆御断被成候外無御座と恐察仕候得共、御差急キ之御

趣意ニも不被為在、御殿向等御持も別段御設ニも不被

為及、御熟縁のみ御整被遊度御旨誠以厚思召之程奉感

佩候、御姫様ニも未夕相応之先柄も無御座、只今之姿

にては生涯縁附之見込も無御座、京都江御縁相整候ハ

ハ於御当人も御仕合之御事故、折角心配仕候処、何分

御義理合旁 中納言様御存慮ニも難被任、種々込入

候子細も有之、御心配被成候得共、今般訳て被仰下

御内命之趣厚勘弁仕り、

維學心院様御遺命

右府様御孝道も相立候様只管熟談仕り、

中納言様へ申上、力之及候丈は粉骨仕候間、御請之義暫御猶予相願置、

尾張様御家内御和熟之示談仕り、

中納言様御内慮汲取、其上御請可申旨談合ニ御座候、

此段一応申上置引取度存罷在候処、出立差懸り不能其義候、乍延引今便申上候間、宜敷御取成可被下候、右之段委敷

右府殿江申上候処、両臣勘考中 薩摩守様より

中納言様江御直文通にて、何分外方ニ御相応之御先柄

も頓と不被為在事故、両三年は相後れ候共、是非々々

御熟談ニ相成候様、只管御内談被成進候様被成度思召

候、無左ては兼て御内談被成置候通 維學心院御方

江御孝道も不相立、御所辺御時宜も深々御心配被成候

間、万事御質素之御取扱にて、御部屋栖同様にても宜

候間、只々御熟縁御内定之通御承知被成候ハ、御安心

之御事ニ被為在候、尤當時節柄表立御契約等御差支之

儀も至極ニ御察し被成候、殊ニ稀成大震にて御屋形向

も大破之折柄、尚又六ヶ敷事と思召候付、成瀬・竹腰

江は先無御懸合、 中納言様江極御内談被成進、程

能御成就之様御骨折之義偏ニ御頼之御書被進候趣敬承

仕候、是辺之儀尚又御手前様江も委敷申進、御内約之

処相整候様只管御働之事、於私も奉願度、万々宜敷御

取成可被下候、書余期後便候、恐惶謹言、

二月六日 北小路播磨守

二月廿八日相届候式日より之間合左之通、

一 諸浦鯨取運上銀差支有無御船奉行江調置候付、追て可

申上旨福崎より返答申越候事、

一 阿野四郎兵衛琉球詰御免にて御心付被成下度、早川務

申出候趣にて名越より問合、

一 御船賣來丸支配人坂本爲次郎喜界嶋登山川入津御届、

嶋元百七拾五万斤位見掛、諸作は宜由、福崎より申越

候、

一 豊後殿出府ニ付仕廻式百両可被成下、委細迫田甚藏江

申合被置候旨駿河殿より御問合、

一 牡丹之間

御座之間・麒麟之間・吾妻屋敷等御仕替向被仰付越候、

御受福崎より、

一谷山中之鹽屋大砲打方差免御場を先ニ寄せ相直候様被
仰付越候処、御場相直候場所無御座候付、鶴代飼付所
相直候様御鳥見頭吟味書相添、名越・三原より申越、
一御国許御製造蒸気船精微工夫吟味を尽、幾度も造替候
様被仰付越候、福崎御受、

一岬岐鳥毛緞西洋布等

御前御用ニて此節御納戸江御差分相成候御届、福崎よ
り申越候、

一下波戸御台場御造立向御成就手続御届、福崎より申越、

一錦其外綸子類濱崎太平次方御用相成候付、御代弘早川

務申談取計候旨、福崎より御届申越、

一宰相様御金津田權兵衛へ御預相成居候処、店閉ニ付右

御金償方被仰付置候処、右御償之儀は御断被仰進候、

然ルニ下町人藤安吉次郎津田方より借用金貳千両計右

之内より時々為致上納候様豊後殿江申出取計置候、委

細之儀は橋口今彦出府之上引合可致段舍人申越候、

辰二月廿八日御国許御問合左之通、

御手許江差上置候御留置ニて、又之便ニても宜

との 御沙汰被為在候由、山田壯右衛門を以被仰

下候、

一中野喜三左衛門事御金方被仰付度、駿河殿より御問合、

横封

一得能彦左衛門地頭練替之間合 右御同人より 横封

一平田朋之進御裁許掛見習伺 右御同人より

一有川藤左衛門転役之伺 右御同人

一嶋津左膳御勘定奉行伺 筑後殿より

一川上正十郎御用人伺 下總殿より

一野村源一郎出水地頭代伺 駿河殿より

一伊勢孫右衛門物奉行見習伺 末川家より

一宰相様御沙汰ニ付て正月廿九日式日被召延候御問合

下總殿

一松本十兵衛初渡海ニ付御金被下候御問合

駿河殿より

一春山休兵衛喜界島代官不時代之伺

豊後殿より

一去年藏方引替御金被下候名前書

近江殿より

右一鐔

一 御右筆崎元休左衛門江戸詰被仰付候御問合

近江殿より

一 軍船乗組ニ付掛大番頭其外へ被仰付候付御問合、横封

駿河殿より

一 水軍兵士被仰付置候郷原轉跡代り義岡藏人江被仰付候

御問合、但横封

右御同人より

一 佐多・山川より七八里之処異国船相見得候御問合 横封

下總殿より

一 嶋津豊前海岸防禦惣掛被仰付候ニ付て之御問合 豎紙

二月廿九日

一 昼過被為召候ニ付罷出候処、飛脚はいつ立かとの 御

尋ニ付、今日ニても宜、御手当は仕置候旨申上候、直

ニ右府様江被進之御書御渡被下、左候て村岡江も御書

被下候、未御出来不被遊候間、押付御下ケ可被遊との

御沙汰承知仕候、尤才輔・得淨院江は 御出不被下候

間、其趣私より可申越旨被仰付候、

一 右府様江被進之御書は得淨院へ相廻し候、左候て才輔

江昨日被遊御承知候御書付書写し相廻候、左候て今日

取込ゆへ、別段伊集院太郎右衛門江は不相廻候ニ付、

才輔より極内拝見為致候様申遣候、

一 昨日被遊御承知候趣ニ付、

聰徳院様江御しらせ旁私相動候ニ付、御返答之趣今日

御直ニ申上置候、

一 宰相様御参府御月延之義未御願済ニは不相成候得共、

か様之御運ひと申事を永江休之丞迄申越候様被仰付候

左候て問合出来候、一寸入 御覽候様ニとの御事、直

ニ持罷出可奉入 御覽考之処、折節勝川殿・伊東宗益

殿被罷出御都合無之候故、玄碩を以入 御覽候、宜と

の 御沙汰被為在候由にて、問合御下ケ被下候、

一 今日京都市御元江別々飛脚被差立候、

一 永江休之丞江 御参府御月延之御願書写相添差廻候、

一 御家老衆より御国許へ、昨日被遊御承知候ニ付被申上

越候御問合、伯耆殿より被差出候ニ付入 御覽候処、

宜との

御沙汰ニ付、則御家老座へ相返候、

一 当月式日来月三日御家老座より伺ニ付申上候処、四日

ニいたし候様ニ御沙汰ニ付、御意之趣御家老座へ伊東

正兵衛を以為申出候、

一 金式拾兩

右は川上郷兵衛事全体中御暇にて罷下り筈候処、京都

三月三日

御内御使被仰付候義ニ付、右之通御内々被下之、

一六時御供揃にて 御登 城被為在、九ツ時少し過被遊

一關何某 式人賄料願ニ付、早川五郎兵衛殿より承

御帰殿候、

趣有之申上候処、被遊御許容候ニ付、

一宰相様御参府御月延御願ニ付御内慮御伺、阿部様去月

仰出事書を以御家老座へ相渡ス、

廿七日御差出ニ相成居候処、昨日御留守居御呼出にて、

一御坊主御用頼野村休成転役ニ付跡代り并御出入欠跡有

右御内慮御伺書被相下候て、表向御月番へ被差出不苦

之、半田嘉藤〔次脱カ〕より御内慮差出候付、申上候処一向御存

との御書取を以被相下候由にて、御家老座より被差出

不被遊者ニ候得共、何も

候ニ付御序無之、井上庄太郎を以入 御覽、左候て明

思召奇不被為在との御事ニ付、其趣西筑右衛門へ相達、

日被差出候て宜御座候哉奉伺候処、宜との

書面相下ケ候、

御沙汰ニ付、右之趣を以御家老座へ相渡、左候て明日

一川上郷兵衛京都并御国許へ御使相勤候口上書入 御

被差出候様ニとの事迄も書役を以為申候、

内見、引渡候、

一明三日御登 城被仰出候ニ付、仰出書役を以御家老座

三月五日

へ相下ル、

一宰相様御参府御月延御願之御願書、御代り御月番久世

一御坊主部屋御借受之儀西筑右衛門へ相達置候、

大和守様江御差出ニ相成候処、可為願之通候との御付

一北小路播磨守より遣候書面入 御覽候処、右は尾州様

札にて被相下候由にて、御家老座より今日被差出候付

御縁組之一条ニ付、此内も被仰上越候通御世話成し可

入 御覽、左候て急飛脚何日ニ被差出候て可御宜哉之

被進候間、来春迄御猶予被下候様可致返答旨

旨、重久玄碩を以奉伺候処、八日比にて可宜との

御沙汰ニ付、御意之趣を以認方伊東正兵衛江申聞置候、

御沙汰被為在候旨承知仕候、

三月六日

一今日豊後殿御着掛、旅服之儘にて被罷出御目見被仰付候、左候て亦明後日被罷出候様
御沙汰被遊候由承候、

三月九日

一今日急飛脚被差立候ニ付、
宰相様御參府御月延御願之通被為濟候趣、永江休之丞
へ申越候様被仰付候、致問合候事、

三月七日

一今日八時御供揃にて、山田壯右衛門脇御門より御出、
芝井田町御屋敷へ被為入候、御出口之通暮過被遊 御
帰殿候、

三月十一日

一今日御目見仕候て琉球紐御本手用ニ付琉球運賃米を以
御備相成義、細山田支配人願出候願書并産物方調書相
添入 御覽候処、随分可然候得共、壹人江被仰付候
義御好不遊候間、産物方にて取扱候義は不相成哉と
御沙汰被為在候付、其趣衰田傳兵衛へ申聞、豊後殿へ
被申上候様申置候、

三月八日

一今日豊後殿被罷出候処、昼比より大奥へ被為召、八ツ
時分被相下候処、私被為召候付罷出候処、此内より御
留メニ相成候御国元御家老衆より之御内伺之書面、御
下ケ被下、何も 思召寄不被為在との 御沙汰ニ候、
然なから右之内ニ遠嶋伺有之人殺之事、些軽き様ニも
思召豊後殿へ 御沙汰被遊候処、御同人も不存申と被
申上候由、就ては例書取寄候との 御沙汰ニ付、豊後
殿江申置候、

一当御屋敷詰見聞役三人被仰付候ニ付、壹人は当分見聞
役罷在候ニ付、右へ致同宿せ、跡両人は御長屋出来次
第引移候様可被仰付哉と申上候処、伺通被仰付候付、
大山仲兵衛へ相達候様申渡候、
一表御門垣根廻相損候ニ付、御修覆是迄之通御庭方へ可
被仰付哉、又御作事へ可被仰付哉と奉伺候処、不遠御
引越ニ付ては、是非表御門御通之筋御願可被遊思召候
付、其節板屏ニてもいたし可然との御沙汰被為在候、

一織物道具之義は御国元江も可被差下 思召候間、少々
は御入価ニも可及との 御沙汰奉伺候、

一高木様并青山主水殿敷御借地之御届いたし宜候ニ付
御書面出来候ハ、入 御覽候様被仰付候間、半田嘉

藤次江相達置候、

一高木様御屋敷料并青山家之屋料も当月引渡申度拾申
出候間、宜御座候哉奉伺候処、宜との御事ニ候、就て

は青山家へ被遣候御金筋は無御座候付、私方へ御預申
上置候千両より差出申候ては何様御座候哉申上候処、

其通為致との 御沙汰ニ候、

一勝姫様御方御金三百両并利 近江ヤ權兵衛方へ御預ケ
相成居候処、旧年閉店ニ付都て不納ニ相成候旨、其砌

御留守居より申越候付、奉伺候処、夫は御廻し可申上
旨其趣徳尾藤左衛門江申越置候処、右之趣を以藤左衛

門より高輪御広敷御用人江向ケ申上ニ相成候処、御用
は不被為在候間、元利共慥ニ取計置候て宜との 御沙

汰被為在候由、向井新兵衛より致承知候付、右ニ付て
は近江ヤ權兵衛上納金も御座候間、右之内より新兵衛

持下り、左候て寺社方へ預ケ方取計申候ハ、丈夫ニ可
宜奉存候旨申上候処、いか様ニても宜との御事ニ候間、

御沙汰被為在候、

申上候通取扱可仕事、

一濱村孫兵衛事足痛と申儀全偽にて、豊後殿など通坂之
節も參候由、就ては 御下り之節是迄之通相動候様被

仰付候ハ、可宜との

御沙汰被為在候、

横目助

伊集院甚助

寄横目

伊知地藤左衛門

川畑十次郎

右澁谷詰被仰付候条可申渡候、

三月 石見

右澁谷御屋敷上番被仰付候、

三原仲右衛門

内藤鐵之助

右上番被成御免候、

三月十日

一御用ニ付於国元製造仕候大船式艘、船号之義奉伺候処、
右は万端引受之事故、船号之儀も相撰差上候様、御書

付之趣承知仕候、

二十四間之方

大元丸

二十間之方

鳳瑞丸

右之通にて可然哉奉伺候様申付候、

御名内

二月廿七日

西 筑右衛門

右ニ付御書取

船号之儀、書面之通にて宜候事、

三月十四日

一南向御屋鋪御長屋御普請ニ付ては、屋鋪御改役神尾寛

一郎殿へ御頼入相成居候処、余人ニ相替候ニ付、都て

御成就之上にては些御都合も不宜候付、一棟文は御残

しニ相成居候様寛一郎殿以用人被申聞候由、西筑右衛

門より申出候付、度々罷出掛候得共、品々御道具等御

覽被遊候御模様にて御透も不被為在候付、山田壯右衛

門御序を以達

御聴呉候様相頼候処、左候ハ、早々御見分事相済候様

可取計旨 御沙汰被為在候由承知いたし候付、則西筑

右衛門へ相達、絵図差返し候、

一明日御登城ニ付、仰出有馬仁左衛門を以御家老座へ差
出させ候、

一右御同断ニ付、御坊主部屋御借請之義、西筑右衛門へ
相達候、

一退出前被為召候付罷出、高木様并青山家切坪にて御借

地之願書入 御覽候処、宜との御事候、左候て御掛り

加藤惣兵衛殿江持參仕御相談いたし、其上右之御両家

江は引合申賦之旨申上置候、

一田中仁右衛門より伴鐵太郎大砲旁別て御用立相勤候得

共、至極困窮之由承候ニ付、御取替被仰付被下候様承

趣有之、二十兩程被下何様御座候哉と申上候処、御

許容被遊候、

一豊後殿御国許御出立之砌御取替之儀、御同席より心付

にて

宰相様江被申上候処、被下方有之宜との

御沙汰ニ付、其趣御当人江被相達候処、堅く御断にて

候由、就ては御出府之上達

御聴呉候様、委細之儀は迫田甚藏へ相合被置候事迄も、

先便駿河殿より私へ御問合相成候処、甚藏より猶又右

之通承候ニ付申上候処、

宰相様御沙汰被為在候事故、毛頭無ても不相濟候間、中濟之処にて被下可然と

御沙汰被為在候事、

一向井新兵衛・田中仁右衛門事も不遠出立之賦御座候、

右ニ付御規ニは無御座候得共、新兵衛義は去年大坂迄

被差出候節被下方も間も無御座事御座候付、七十兩被

下、亦仁右衛門義は初て之義ニ御座候付、百兩被下候

て何様御座候哉申上候処、夫にて宜との御沙汰御座

候、乍然不同ニ御座候間いか、ニ御座哉〔候脱カ〕と為念奉伺候

処、規ニ被下方無之事ニ付、猶相替居候方宜との御

沙汰御座候、

一豊後殿より被差出候寅年より卯ノ七月迄之大坂本総帳

一冊并砂糖入札之間合御払値段、是は差上置候、

一琉球紐御本手ニ付、琉球米運賃米を三ヶ年程産物方ニ

て下役三四人程致吟味取扱可為致との例書入 御覽候

処、宜との 御沙汰被為在候、

青山主水殿用人

梅村鐘太郎

右已来為見合留置候事、

一去月廿九日爰元被差立候飛脚今十六日丑ノ下刻比到着

にて、得淨院事幾嶋并原田才輔より去ル十日付にて差

返し候御内用答左之通り、

御内用封拜見申上ママ候、先月廿八日

太守様御登城被遊候処、

篤姫様御縁組被仰出、御内々御承知被遊候段誠ニ以幾

久しく、万々年もと乍恐御めて度有難り奉まいらせ候、

追々表向被仰出候御事ニ付、先々其段伺奉候様御文の

趣い細承知申上候、右ニ付

右府様へ

太守様より御直書被進、早束〔速〕さし上奉候、村岡江も

御書被下、是又戴かせ候、

右府様にも御めて度 御安心様被遊、一統も有難り

奉恐悦申上奉まいらせ候、

右府様より則御返書被進、村岡よりも御請差上られ候

ニ付御廻し申上候、宜しく御披露の御事御頼く申上

まいらせ候、猶御書中にて被進候被仰出之御書付等も、

私江も拝見仰付られい細伺奉、誠ニ以御厚キ 御沙汰、

乍恐御めて度有難狩奉まいらせ候御事ニ御座候、先々

右御返答迄大取込荒々申上まいらせ候、めて度かしく

なをくめて度かしく、

三月九日

得淨院事
幾島

たて山

武兵衛様
御内用答

御礼御吹聴奉申上度御まへ様迄申上まいらせ候、三御地

御揃被遊御機嫌克被為成候御事、乍恐御めて度有難狩奉まいらせ候、左様ニ御座候、

昨九日

御用召ニて

御前ニ置、存よらず別紙御書付の通り仰付られ、御内用向ニて關東江出府致候様口達ニて被仰付候、誠ニ以冥加至極身に余り、恐入有難仕合御礼申上奉度、御序の節何も成合候様宜敷御披露の御事御頼み申上まいらせ候、仕合次第早々出立之様承知いたし候ニ付、精々取急候事ニ御座候、何も出府之上御都合向宜しく御頼く申上まいらせ候、先は急ぎ此よし迄、万々年めて度かしく、

返々、猶御中間様方其外御礼御吹聴とも申上候御

向々江も乍恐宜しく御伝言とも御頼申上度、何分

万たん大取込み行届不申、御光免願上まいらせ候、

めて度かしく、

三月十日

たて山

武兵衛様

人々御申上

幾嶋

御書付写

藤田事
幾嶋

常興善院様老女役相勤居、其後

此御所勤仕被

仰付置候処、今般以

思召改名被

仰付候事、尤追て

御沙汰之儀も可有之候事、

三月

三月廿九日子刻被差立候飛脚、三月六日申之下刻到着

仕、右廿九日付之御書難有拜見仕候、

去ル廿八日

太守様被遊御登城、阿部伊勢守様より御内々被遊御承知、先以恐悦至極難有乍恐御同慶奉存候、右ニ付て当月三日川上郷兵衛殿事、

右府様江之御内使者被仰付出立之由、何れ又々表向之御達も被為在候上は、御家老衆御使者可被仰付哉之旨、扱々御手数之御事ニ奉恐察候、左候ハ、從

近衛様も御使等被進御事ニも可有御座哉、旁之義共承合せ何分可申上旨奉敬諾、則去ル七日參 殿何か奉伺、得淨院より御取伝ニて被進候

御書之趣細々奉伺、誠ニ以無此上も御都合恐悦不斜難有奉存候、其地より当所御所司代方江御一条被仰越、御行向ニて被遊御承引候、当日三條様參殿仕候て御直ニ奉伺候、昨九日得淨院改名被仰付候ニ付參 殿いたし候処、

御所様御沙汰ニは

奏聞被為濟、八日關東江御返答被進候旨奉伺候、且得淨院改名ニ付ては、於

御前諸大夫近藤式部權少輔より御書付被相渡候、其趣左ニ

藤田事

幾嶋

常興善院様老女役相勤居、其後此御所勤仕被

仰付置候処、今般以

思召改名被

仰付候事、尤追て

御沙汰之儀も可有之事、

三月

右幾嶋より可被申上とは奉存候得共、見聞之形行御内用答乍序奉申上候、猶追々当所之次第可奉申上候、先此段御内用を以申候、以上、

三月十日

原田才輔

豎山武兵衛様

追て、幾嶋當時仕廻方最中仕居候、扱々婦人

出立六ヶ敷、乍恐御高察可被成下候ハ、恐惶、

一御書付写相廻し候処返却有之、右ニ添書返答左之通、

別紙

御書附之写難有拜見仕候、被仰付越候通当所御留守居江も御内々被致拜見置候様との旨、直ニ差越御書面之

表を以申聞候、尤未然之御事ニテ極密之儀ニ候間、其
段も可申述置候旨承諾仕候、且御指廻しニ相成候

御書附写御返納申上候間、御握手〔落カ〕可被下候、御内用答
迄如此御座候、以上、

三月十日

原田才輔

豎山武兵衛様

左之通之書面、今日伊東正兵衛を以御家老座

へ為差出候、

三月十六日

一高木主水正様御屋敷并青山主水殿〔御脱カ〕屋鋪之内切坪ニテ御

讓請相成、是迄は御用部屋計被仰付置候得共、約定向

等御治定相成候ニ付、永々御借地御届之義、御先々之

以振合取計、已来何篇表計被仰付候事、

但高木様御方切坪壹万五千五百坪ニ候、左候て高木

様并青山殿方約定証文武通、是迄御入付相成候金

子請取相渡候、

三月十六日

一金七拾兩

右は向井新兵衛事来ル十九日交代出立ニ付、御内々御

取替被仰付候付、田中仁右衛門名代ニテ引渡候、

一金貳拾兩

右は伴鐵太郎事数年砲術致出精御用罷立候処、所帯方
困窮ニ付御救助筋被仰付被下度旨、田中仁右衛門より

承候ニ付申上候処、可被下との御事ニ付、今日当人江

引渡候処、難有狩御札申出候、

一今日四時御供揃ニテ、御庭口より裏御門より御出、御

馬ニテ水野土佐守様下屋敷へ調練等有之候由ニテ御

覽旁として被為入候、暮過御出口之通被遊

御帰殿候、

三月十八日、雨

一常之通致出勤候、

一今日平田伊兵衛殿出勤有之、

一四ツ後罷出御目見仕、左之通同事等仕候、

一伯耆殿より調練致出精候者共、御家老前より誉置申候

て何様可有御座哉之旨承候付申上候処、其通申渡宜と

の

御沙汰ニ付、能勢を以御家老座書役為口合置候、

一脇田仁兵衛事御留守居付役欠跡有之伺ニ付申上候処、

伺通被仰付との御事ニ付、朱書入ニて右同人江為持、御家老座書役へ為渡候、

一先達て大圓寺

御参詣御差支無之哉承候様

御沙汰被為在、申越置候処、成就見分も相済申候付御

差支之義不被為在との義ニ付申上候、左候て瑞聖寺は

御成就無御座候旨申上置候、

一今度材木積入致着岸候船之者より、大砲外之浦正月廿

八日致出帆候由、其後は噲不承候と申出候由、田中仁

右衛門より申越候ニ付、先達て之左右は二月六日外之

浦到着と有之候付、得度承合候様被仰付候付、仁右衛

門其趣申越之船之人間違ニて候由仁右衛門より承候、

一今日は四時比より 一橋様御年寄初被召呼候、

一明日日向井新兵衛出立ニ付罷出、御機嫌伺申上之、罷出

候御届小納戸申上候処、無程被為召 御目見被仰付候、

一右同人出立ニ付御羽織被下之、

三月十九日

一金式千五百両

右は高木様御屋敷代として山崎拾江引渡ス、取扱有

馬仁左衛門ニて候、

一金百両

豊後殿へ

但押返し御出府有之候骨折旁として頂戴、

一金七拾両

右向井新兵衛出立ニ付御内々御取替、

一同式拾両

右は伴鐵太郎事多年砲術出精いたし候処、所帯方別

て困窮いたし候旨被聞召通候付、御内々被下、

右之通頂戴相済御礼被申上候ニ付、今朝以書面達

御聴置候、

一今日

聰徳院様五時御供揃ニて此 御殿江被為入候、

三月廿日

一四ツ後罷出御目見仕候て、時之助様御縁組一条ニ付、

和山私処へ参申候旨申上候処、此節取極置度との事ニ

付、取調へ致返答候様、尤此御方様ニては御普請料と

申儀は無之候得共、二千兩位は随分御持参も可被遊哉、

御統料五百両ニて候旨、勿論

眞華院様御引越之節とは段々御模様相替候段相答、可

然との 御沙汰ニ付、丁度

寵姫様被為入候御振合之処可宜奉存候ニ付、猶又取調
へ可申上旨申上置候、

一 岩山十郎御暇之義申上候処、御差支ニ付御考可被遊候
間、其内ハ先マニマいたし置候様被仰付候、

一 松平右近將監様藩中森江衛守と申仁より、御屋敷へ御
出入之者を以、御娘様被為在候ハ、御年輩などハ少し
も不苦候ニ付、御貫申上度との事早川五郎兵衛より承
置候付申上候処、御小身ニは被為在候得共却て可宜哉
との

御沙汰も被為在候ニ付、右之者へ先五郎兵衛逢申候ハ
ハ、彼是相分可申旨申上置候、

一 虎之皮對州より宜皮出申候付、御用は有之間敷哉之旨
問合御座候付、御取入仕置度申上候、随分可宜と
の 御沙汰ニ候、

一 仙臺様より御登城之節、御用大砲船御製造并江戸着岸
等ニ付被仰立候御首尾向御尋被成候付、彼御方江書取
相廻し候、書面為念入

御覽吳候様西筑右衛門より差出候ニ付、御文箱ニ入付
差上候、右一緒ニ野村助七四人賄料被仰付候 仰出入

付奉

御覽候、

一 對州御留守居より虎之皮大形一枚、代料は貳拾五兩之
由、來書相添嘉藤次より相廻し候、

一 伊集院太郎右衛門去ル十六日仕出し候町便、今廿一日
夕刻到着にて、問合品々相達左之通、

一 公方様御年若之御儀ニ付、

姫君様方并

本壽院様より

御再縁之儀厚御願之趣も有之候付、

御聞届被遊

御縁組可被為在旨

御沙汰ニ候、併御再三之御事、殊更當時殿敷御儉約中
之御折柄ニも候間、諸事格別御省略御手輕ニ

御縁組御取結之

思召ニ相伺候、然処撰家親王息女方之内相応之方も不
被為 在趣ニ付、猶勘弁致候処、松平薩摩守方相応之
娘も有之候付、兼て之御由緒柄諸事

廣大院様之御先例を以、近衛殿御養女被

仰出、

御縁組被為在候は御親ミも弥増恐悦之御事ニ候間、是等之御【豊原カ】兩卿江能々及御内談候様、年寄共より申越候、否之儀早々御挨拶有之候様致度候事、

三月

一 【樹カ】大接公御年若之御儀ニ付、

姫君御方并

本壽院御方より

御再縁之義厚御願之趣も有之候付、

御聞届

御縁組可被為 在旨

御沙汰ニ候、併御再三之御事、殊更当時嚴敷御儉約中

之御折柄ニも候間、諸事格別御省略御手輕ニ

御縁組御取結之

思召ニ被相伺候、然処撰家親王息女方之内相応之方も

不被為 在趣ニ付、猶勸弁致候処、松平薩摩守方ニ相

応之娘も有之候付、兼て之御由緒柄諸事

廣大院様御先例を以、近衛殿御養女被

仰出、

御縁組被為 在候は御親ミも弥増恐悦之御事ニ候間、

是等之趣兩人へ能々被及御内談候様老中方より被申越

候、否之儀早々可及御挨拶旨被示聞之趣令承知、則関白殿江申入内々被及言上候処、御繁多之御事目出【度原カ】思召候、早々御取組被為 在候様可及御挨拶旨被命候事、

三月

右は此節御所司代様より伝 奏方江御申出相成候書付并御返答振之由にて、伝奏方書記役御出入水口近江介より兼て内用向御頼入相成居候付、写取差越候付為御見合差上申候、尤右之段は式日便より申上候積にて、先日大坂迄差下置候得共、未式日通行不致候付、別段写取今町便序ニ差上候間、左様御承知置可被下候、以上、

京都

三月十六日

伊集院太郎右衛門

豎山武兵衛殿

得淨院事
幾嶋

右は此節出府被仰付候ニ付ては、原田才輔并御広敷小頭之場にて水野武一郎外ニ人足壱人可被召附、左候て御広敷番之頭、横目等之内通行有之候ハ、壱人留置可被召附、若通行人無之候ハ、土師庄十郎御広敷横目之

場にて可被召附旨、以御内用被仰越趣承知いたし候、

一金四拾兩

然ニ其後御広敷人数通行無御座候故、差掛り候ては仕

原田才輔

舞方も難出来御座候付、被仰越候通原田才輔・土師庄

一同式拾兩

十郎・水野武一郎御下屋敷定府人足壹人、幾嶋江被召

土師庄十郎

附致出府候様被仰付候段、去ル十二日申渡、仕廻料之

一同七兩

義も被仰越候通才輔其外へ被下方取計申候間、此儀は

水野武一郎

別段を以御届申上候、左候て幾嶋事下女式人召列罷下

一同五百疋

候ニ付、右之見締且取払荷物才領、又は踏越宿手当等

人足 壹人

致候、足輕都合三人位は不被召附候ては相済間敷存候

外ニ

付、爰元詰御兵具方足輕塚田伊八・居付足輕管井勇之

一同三兩ツ、

進・壹身御雇長野十藏と申者三人、御広敷足輕之場ニ

足輕三人江

て被召附候段申渡、仕廻料として金三兩ツ、被下方取

右は此節幾嶋江被召附出府被仰付候付、仕廻料として

計申候、尤前条仕廻料金又は幾嶋出府ニ付原田才輔依

本行之通被下方取計申候間、此段御届申上候、以上、

申出相渡候金筋之義は、都て爰元御蔵江、去々年大坂

三月十六日

京都

伊集院太郎右衛門

江異国船渡来之節非常方御手当用として大坂より差統

登山武兵衛殿

有之候金四百兩之内より相払置申候間、左様御承知置

一近衛様江被進候御馬具等之代金、八兩式歩残り有之候

可被下候、此旨以御内用申上越候、以上、

由にて、先便より原田才輔より爰元へ為差登候得共、

三月十六日

伊集院太郎右衛門

登山武兵衛殿

首尾合不宜候ニ付、先便を以伊集院太郎右衛門迄差登

せ候処、請取候上納り方相済候旨申越候、

一私事去ル十一日夕景京着仕候ニ付、早速伊集院太郎右

衛門江も引合置候処、翌十二日原田・幾嶋・太郎右衛

門宅江出会ニて申談^{〔談カ〕}処、被進物等被為在候方可宜、尤

御品之儀は料金を以被進候ハ、御都合ニ相成候趣ニ御

座候間、

右府様へ 御着代二千疋

羽二重五疋

料金十三兩

大納言様へ 御着代千疋

羽二重三疋

料金七兩ニて

御留守居方ニて取仕立相成申候、尤御口上控等も京都

是迄之御振合ニ取直候方可宜との事ニて、其通取計為

御見合別紙写差上申候、且又幾嶋出立之義も、精々差

急キ出立有之候様申入置申候処、来ル廿四・五日出立

可致旨承申候、尤御使勤等之義早速

近衛様江掛合相成申候処、昨十四日相勤候様申来候付、

被進物等取仕立之上、太郎右衛門同伴ニて参 殿仕候

処、御取次立野勇ニて御口上書御品等引渡申候、無程

御用人林縫殿出会有之候、左候て御料理頂戴被仰付、

畢て於

御小書院

右府様

大納言様御列座御目見被仰付、

右府様より御手のし被下、

御直答承知仕、御同席ニて

信君様ニも 御目見被仰付、御手自ら御人形一頂戴被

仰付、左候て於

御前御菓子頂戴被仰付、且又

信君様江御内々より進上物仕候付、為御返御目録金三

百疋於 御前拝領被仰付、

右府様より段々 御沙汰も被為在、且又幾嶋事出府

之儀、關東ニは別て御急之義御尤之御事ニて、早々出

立被仰付度思召候得共、当月廿九日

常興善院様御七回忌御法事ニ付、不致参詣出府いたし

候ては何共 御残多被

思召、幾嶋事生涯是迄之御年回ニ罷在事故、御法事済

之上翌日ニても出立いたし候得は無御心残 思召候旨

御沙汰承知仕候、畢て御使者之間ニて諸大夫今大路民

部權少輔より御返答書被相渡申候間、差上申候、

右之通御使勤等無滞相濟申候間、右御届且

御沙汰之趣申上候、就ては幾嶋事来月朔日・二日之間
出立有之賦ニ承申候間為御見合申上候、尚委細之義は
御留守居より可申上候得共、此段御届申上候、以上、

三月十五日

川上郷兵衛

豎山武兵衛殿

追て、別段之通拝領物被仰付候付、為御見合此

段申上候、以上、

但右本文ニ猶委細は御留守居より可申上と有之
候得共、同様成文言故略ス、尤拝領物品も格別
入用無之候故不留置候、

右府様

松平薩摩守

愈御勇健被成御座珍重御儀奉存候、然は私儀先月廿八
日登 城仕候処、阿部伊勢守より別紙通
御縁組可被 仰付旨御内意御達承知仕、難有仕合奉存
候、就ては

御所様御養女御内談被 仰進候由、何共難有仕合冥加
之至奉存候、猶又此末御余光之程奉仰候、依之側向以使

者御内々御礼且御吹聴申上候付目録之通進上之仕候、

三月

内使者

川上郷兵衛

御返答

愈御勇猛被成御座珍重 思召候、然は先月廿八日御登
城被成候処、阿部伊勢守殿より御別紙之通御縁組被
仰出、御内意御達之旨被成御承知、就ては

此御方御養女御内談可被仰進由ニ付、御側向より御使
者ヲ以御内々御挨拶御吹聴被仰進、御口状之趣委細被
成御承知、於此御方も御大慶之御儀幾久敷目出度、猶
追々可被 仰合

思召候、右ニ付御目録之通被進之、深御満足 思召候、
仍御返答被仰入候事、

三月

右ニ付

大納言殿江も御目録之通被進之、御満足
思召候、

一去ル九日付之尊翰昨十五日子ノ刻過相達難有拝見仕候
篤姫様御一条ニ付ては、爰元御都合も御宜、去ル八日

爰許より御答被為在候由奉伺候間、乍恐最早表向御発も被為在候半と奉恐察候、得淨院事も仕舞相急、一日も早く出立之心得ニ候得共、

常興善院様御法事又と參詣難致被 思召、夫迄は御止ニ相成、来月二日発足之治定ニ相決申候間、此段申上候、尤川上郷兵衛殿 御直ニ承知之事故、尤可被申上ニて可有之と奉存候、

一難有頂戴被仰付候御清書 御前へ御指上被下候旨、納得可仕旨難有奉敬承仕候本ノマ、

一近衛様へ被進候御馬并御馬具代として被渡候金子百五拾兩、惣払殘金并払先覚売上候儀被仰付越候通、当所御留守居伊集院太郎右衛門方へ御指廻、夫々御蔵入付等之儀如例被仰付越候趣、此方よりも申出、尤御留守居方より問合承候間、此段任序御答申上候、 但三月十三日届

一 愚拙

所勞之義被為掛御深切御尋被下難有奉存候、先順快之姿罷在申候間、乍恐御省知可被成下候、何分困り入候は足不自由ニて難波仕候、不明□□專消不明□□罷在申候、誠ニ此度之出府難有、拜顔万々御礼可奉申上候、

一去ル十二日表向出府可被仰付旨從御留守居御達ニ相成為仕舞料金子四拾兩頂戴被仰付、何共難有次第恐入奉存候、何れ出府之上御礼可奉申上候得共、其内御礼申上候、公私取交恐入奉存候得共、御内用答以御内用申上候、以上、

三月十六日 原田才輔
豎山武兵衛様

三月廿二日、四日届仕立町便を以、左之通仕出し候、

一去ル十日付并十六日付を以被申越趣〔丞カ〕一致承知候、扨篤姫様御一条ニ付、伝奏方書記役水口近江介より差越候由ニて、一帳相廻し給致一覽候処、最早大丈夫御マニて、誠以難有仕合御同慶奉存候、

一先便より被申越候原田才輔事此節出府ニ付ては、具足箱為持度との趣御承知之由ニて、御問合之趣致承知候、就ては今度は別段之事情間、此節限り為持候様被仰付候間、右様可被相達候、

一川上郷兵衛御使勤も首尾能相濟候由細々被申越趣致承知、是又達 御聽置候、

一去ル十日町便を以被相廻候外々江之御問合も早速夫々江届方為致候、左様御承知可給候、今日は差掛り町便取仕立候事故、巨細之御報行届兼、荒増御内用答旁此段申越候、以上、

三月廿二日

豎山武兵衛

伊集院太郎右衛門殿

去ル十日付之御内用答、去ル十四日到着にて相達、披見いたし候処、去月廿八日

太守様御登城之上被遊御承知候趣御問合申越候処、御承知之由にて御返詞旁被申越趣致承達、則入御聴置候、扱得淨院事も改名被仰付候ニ付、参殿被致候処、

御所様御沙汰ニは奏聞被為濟、八日關東へ御返答被進候旨被相伺候由、誠ニ以上は何も御心遣之義も無之御同慶奉存候、尤得淨院事幾嶋と改名被仰付候由御書付振りも御廻し給、是又入御内聴置申候、就ては同人よりも巨細申来候義ニ御座候、且亦去ル十六日付之御内用封昨廿一日相達、是亦致披見候、篤姫様御一条ニ付ては、去ル八日御返答も被為在候由

被奉伺候ニ付、最早表向御免も為被為在苦と御恐察之由御尤ニ存申候、乍然未其後は何も御承知不被遊候、去ル十九日より

公辺御法事中ニ付、夫故之御事ニても可被為在候半と恐察仕候事ニ御座候、今度伊集院太郎右衛門より申越候趣も有之候ニ付ては、此上は何も御相違も被為在間敷、誠ニ難有仕合御座候、幾嶋事来月二日出立定いたし候由、速ニ仕廻も能出来候事と御同慶存申候、就ては御方ニも出府表向之御承知之由愛度存申候、乍去御病後之事故決て御迷惑も可有之哉と御氣之毒ニ存申候、

一近衛家江被進候御馬代其外之代金残り、先便被差越候付、右は其御留守居江向差登せ候処、御蔵納り方相濟候由申越候、是にて首尾合相濟、御互ニ安心之至御座候、尤御出府被仰付候ニ付、金四十兩頂戴被致候由被申越、御礼申上置候、

一御方事此節出府被致候付ては鎧箱為持被申度、伊集院太郎右衛門迄御相談之由、太郎右衛門より申越候付達御内聴候処、此節は別段之事情ニ付、此節限り被為持候様御免可被仰付との御事ニ付、御地之御留守居へ懸

合いたし候間、おのつから御承知可有之と存候、乍内分御心得迄申進候、

一 御書壹通御方江被下候ニ付、相廻し候間可被致頂戴候、今日は差掛り仕立町便ニ付被申越候一々之御返詞行届兼、大頭迄御再答旁以御内用此段申越候、以上、

三月廿二日

豎山武兵衛

原田才輔殿

一 幾嶋より去ル十日付を以

右府様より之 御返書壹通并村岡より御請被相廻、

去ル十四日相届候ニ付則差上候義、并同人御内用ニ付

出府被仰付、幾嶋と改名被仰付候吹聴申来候ニ付、歛

旁式通ニいたし、今日四日届町便より仕出し候得共、

遅刻ニ相成候故、右之通大頭迄留置候、

一 昨廿一日伊集院太郎右衛門町便〔門版カ〕より差越候間合并原田才

輔より之問合差上置候処、今日小源太を以被相下ケ候、

一 今日罷出御目見仕候節、原田具足為持申度との願ニ付、

今度は別段之義御座候付、此節限り為持候様苦敷有御

座間敷存、豊後江も致相談申候処、此節限り被仰付候

ハ、何も差支之儀有之間敷と申事御座候間、何様可

被仰付哉と申上候処、其通にて宜との 御沙汰被為在

候、左様町便を以不申遣候ては間ニ逢不申旨も申上候処、差立候様被仰付候、

一 才輔江被下候 御書壹封被相下候付、文箱ニ入付相廻し候、

一 具足為持候義は、拙者より遣候書面内ニも伊集院太郎右衛門へ申遣候得共、猶又表向有馬仁左衛門へ為認遣候事、

一 金山御前借御一条之御願書、半田嘉藤次方にて出来候

御願書御直し被遊、拝見為致との 御沙汰にて御下

ケ被下候ニ付、拝見仕候処、精書為致式通可差上、左

候て阿部様・堀田様江も御留守居を以御差出ニ相成候

様被 仰付候付、半田嘉藤次江相達置、御願書は跡よ

り為持相廻し候、 御手許へ右三通差上候様又々

御沙汰被為在候由ニ付、三通山田壯右衛門江相渡差上

候事、

一 松平時之助様江

典姫様御縁組御内約去年被為済候処、地震旁ニ付是迄

此御方よりは為何義も御答無之候ニ付、御統料等之義、

被御方より去年東條和山ヲ以書取参居候ニ付、右之返

答之様にて、

寵姫様御縁組之節之御例を以、伊東正兵衛へ為認候処、
右御同人様御例にて宜との

御沙汰ニ候事、

一拙者退出後井上庄太郎を以御沙汰之趣は、御前借一条
ニ付ては御右筆組頭方杯へも差越候様被仰付、同人よ
り帰掛御留守居へ立寄可申聞との事、
一金五百両

右は

篤姫様御方江御差分之内にて、

御同人様御取入物代払用として、山田壯右衛門へ三月
廿日渡ス、

三月廿一日

一金千両

右御同断之御金にて、差掛り御払御用として芝より取
寄せ置候事、
右先御用無之候ニ付、本之通御趣法御用人へ宛、三月
廿六日差返し候事、

三月廿五日

一今晚長崎源五婦府之由、拙宅江入来にて致面会候処、
致婦府候御届承候、

一福島半次郎、相良彌兵衛連名にて浦賀之櫓屋より申出
候は、此比順風にて段々船入津、右船より申候は、志
州湊江軍船壹艘碇泊いたし居候ニ付、定て此御方様
御船かと奉存候旨申越候来書相添相届候ニ付、則当番
御小納戸方江差出候、

一今日

勝姫様 晴雲院様被為入候事、

三月廿六日、晴

一六時御供揃、御馬にて表御門大井御屋敷へ被為入候、
一篤姫様ニは高輪 福壽亭御駕籠台より御座江被為入

左候て御参詣、直ニ御立、大井之様被為入候、尤

一暁姫様ニも御同様ニ候、

一御前様ニも被為入御賦被為在候処、少々御不例にて御
延引被仰出候、

一上様御服御野羽織・御小袴被遊候、御供触ニも伊賀袴
裁付勝手次第と相認候、

三月廿六日

一昨廿五日長崎源五帰府便より差越候由にて、今日相届候間合左之通、

一金拾壹両

運用方等

伝習掛

牧 綾之助

竹内勝三郎

右は長崎源五出崎被仰付置候処、軍船難形製造方ニ付、網掛方等右両人之者共、源五旅宿へ混と招呼頼入候処、数拾日之事にて、時々酒食等不差出候ては故障等申立不差越候ニ付、時々酒食等差出毎日之事にて、源五も旅先入備も有之、自力にて行届候丈ケニ無御座候間、夫形召置候ては成就之期も無御座候付、会釈向等不都合無之様為取計候処、入目料右之通相及候旨源五申出候ニ付、御藏金之内より御代払仕申候間、此段御届申上候、以上、

但難形等製造ニ付、木綿切等取入相成代料、纒計之事候間、御藏金之内より御代払仕申候間、被聞召置可被下候、

長崎在勤

辰二月十三日

豎山武兵衛殿

染川喜三左衛門

一私事御用向等奥四郎へ直談いたし度儀も有之候付、御内意申上候処、都合仕罷帰候様駿河殿より被仰付越候付、十二・三日鹿兒島滞在之賦にて、今十三日出立罷帰申候、尤長崎源五滞崎ニは御座候得共、最早両三日中出立之筈にて御座候間、罷帰候ても差支不申候間、此段御舍旁申上越候、以上、

二月十三日

長崎在勤

染川喜三左衛門

豎山武兵衛殿

長崎源五

右は蒸氣船等製造方并砲術其外為伝習出崎被仰付置、近々蒸氣御船并蘭館等江差越申候処、最早尋問等相済出立いたし度段申出、来廿一日致出立筈御座候、左候て伝習方ニ付、夫々付届等も有之候は其通にて、細工道具類便利之品輕料之分は、御取入之義申出候ハ、代銀相払候様承知仕、別紙之通御取入之義申出候間、時々御代払仕置、品物其御元江源五持越申候、此段御届申上候、以上、

辰二月十三日

染川喜三左衛門

豎山武兵衛殿

一金管兩管朱

鉄砲木形式通り

一同五両

蘭船帆前等之絵図一冊

一同式歩式朱

右同管冊ト四枚

一同管両

ヒストン入管

一同管歩

合図笛管

一同八両

右管行伝習方ニ付、運用方等之者共江時々為御挨拶

被成下候、

一蘭船雛形管

右之通御品長崎源五江引渡置、代金等御蔵金之内より

時々相払置申候、

三月廿七日

一昼過罷出御目見仕、左之通書面入

御覽、亦は伺事等申上候、

一当月式日被召延度、日限之儀は追て奉伺候様可仕哉之旨、御家老衆より伺申上候処、伺之通被仰付候、

宮之原喜太郎

一 右は交代前ニ候得共、追々 御一条ニ付取馴候者無之候ても可宜哉御広敷御用人へ申聞候処、左様被仰付候ハ、別て難有仕合と申事御座候間、何様可仕哉申上候処、差留可然との御事ニ付、前条之趣入江市郎左衛門江表向申出有之候方宜段相達置候、

一 先年西洋製之物は御取締被仰付置候得共、其儀ニ不及との 御沙汰被為在候処、今度持渡之品唐反布地禿ニは余程余り候ニ付、御売捌ニても御願立可被遊哉之趣、駿河殿より石見殿・伯耆殿江向御問合有之、右入 御覽候処、右ニ付

上様之思召は、時計其外品物類ニて造る物は不及其義との御考ニて被遊

御沙汰、唐反布は本数被究置候事故矢張其通、尤菓種も買入事不相成との

御沙汰被為在候、就ては私へ 御沙汰被遊、私より野

〔完文〕
村一郎へ相達候と 思召候との 御沙汰奉伺、恐入候
得共全覚取不申候ニ付、何分一郎江問合可仕申上候処、
其通為致との

御沙汰ニ御座候、

一大船鳥羽沖へ碇泊いたし居儀は、先日櫓屋より御軍役
方江申越候義は其通ニ候処、今日亦々右同屋より御軍
役方江申越候趣、とふか相痛候様ニも文面ニ有之候ニ
付、誰ぞ差出可申哉と豊後申居候趣申上候処、誰ぞ為
差出との御事ニ候、乍然是は決て痛損しは無之哉ニ
思召候との 御沙汰ニ付、其趣豊後殿江御達申置候、
一葛印御暇一条ニ付、豊後殿より承置候趣有之申上候処、
御同人考宜、

御前ニも其方宜と 思召、御家老故其位之取計は有之
宜との 御沙汰被為在候ニ付、御意之趣御達申置候、

一 國分藤之丞

伊集院甚助

右は御門出入繁く、度々 御沙汰も被為在候得共、不
相持処より役義被差免差被下候伺書入 御覽候処、伺
之通被仰付候ニ付、朱書入を以正兵衛へ為持、御家老座
へ被指出候、右ニ付ては松本彦之丞・重田市兵衛より

之間合書相添候ニ付、是も入 御覽置候、

一寵姫様御縁組御内約被為濟候節は、直ニ可承向江も可
申達旨之 仰出、央殿へ相渡相成候得共、今度は未御
弘メも不被為在候事故、此儀は先控置候様可仕哉申上
候処、其通ニて宜、来年ニても御弘メ可被遊哉之御口
氣様ニ奉伺候、

御国元二月廿九日、今日八ツ後左之通相届候、

伊集院藤九郎

於磯御茶屋内御製造相成候硝子竈并反射炉掛被仰付候
間、掛中申談御都合能可取計旨可申渡旨申越候処、藤
九郎へ申渡候御請申出候、左候て助八江も相達置候
旨名越より返答、

一金拾三両

青山弓太郎

右脱体困窮者ニ候処、去年大病相煩、引統眼病差起り、
今以不致全快、薬用旁過分入働ニおよひ猶更及難波、
出勤も調兼御取替之願申出、右之通取計候段名越より
申越候、

一先般眞幸表鶴提飼有之候由にて、提留之鶴は御膳番方
江為被相下由にて、今便相届、

御前江差上候処、御鷹名据前等御尋被遊候得共、御膳

番江は不問合越候由、拙者方へ問合為相成哉之旨承候得共、全不相知趣申答置候ニ付、已米は鶴提飼等之形行は、目錄取添御届被申越度申越候処、其通已米は可取計旨名越より申越候、

一 名越彦太夫

鰯網方掛被仰付置候間、何篇福崎助八申談、御趣意行立候様先便申越候処、御請申来候、先便より名越彦太夫江 御書被下相廻し候処、難有頂戴仕候、御請申越候、御手船式拾間
大砲船壹艘

御船奉行

横目

松本十兵衛

池水荒次郎

御船手書役

安藤新兵衛

中小姓小頭兼務

松元鐵之助

脇岡伊左衛門

飯脇船頭

御兵具方足輕

中村惣兵衛

十人

水主

鍛冶并番

四十五人

式人

右は運漕為御試大嶋へ被差下、上着之上大坂へ被差越候付、二月廿四日山川へ廻船、夫より川内表嶋御統米式千石積入下嶋之管ニ付、初発之算面通にては三千式百石位之賦之処、火薬庫等出来候処、算面通ニは不積切由、

一御用之大船并御用船三艘、石材等其外品積入、正月廿九日・晦日ニ掛り三艘共山川出帆、朔日より三日迄ニ日州外之浦へ廻船、肝付表より江戸御統米式千式百五拾石船仕廻候、惣成就ニ付廿五日より順風次第ニは外之浦出帆仕候段、御船奉行より申出之別紙相添、福崎助八より申越候事、

一唐厚朴五斤

右御手許御用ニ付、産物方相糺、若在合無之候ハ、薬店より御取入にて被相廻候様、先便より申越置候処、産物方御在合は勿論、薬店ニも無之、折節染川罷掃居候付、唐船も致入津候ニ付、若も在合候儀も難計、何れ無之候ハ、当秋唐役者へ申付、無相違買入来候様間合いたし候処、致承知候旨福崎助八より返答有之、一諸縣郡吉田出産名倉石之早目致取方、船便より被相廻候様先便申越置候処、掛小倉四郎太より何れ石切并研

師不被遣候ては不叶旨申出有之候付、佐野彌左衛并石切春人遣候、早便より可相廻旨福岡助八より返答有之、

一三原藤五郎より筑前福岡へ之御使者、且石州并但州幾

野・攝州多田銀山・紀州熊野銅山等へ立川宰助召列差

越、銀銅吹方等之手続得と為見習、又は炭焼一兩人召

列、熊の炭焼方も為致伝授候様被仰付越候付、正月廿

五日御国元出立、二月六日福岡へ參着、同七日御目見

被仰付、御取替金御断ニ付、御挨拶之義も被仰付越候

通首尾能相済、同九日御暇被下同所出立、両金山等拝

見被仰付、右ニ付ては諸事御会釈向別て御手厚奉恐入

仕合御座候、同十三日下之關へ渡海、石州其外諸所銀

山見物、又は鋼吹方等迄も手続為見習候儀共何も都合

能相済、去ル七日出坂、今十三日出立、紀州熊野筋へ

差越申候、右ニ付紀州之振合於当所承合候処、商人共

致通行候義さへ殊之外六ヶ敷、就中帯刀之者は和歌廻

止宿容易ニ難相調位と相聞得申候得共、押掛差越、炭

焼又は銅吹伝授方等多分相調中間敷か、乍然精々相忍

手を付申度、行掛り猶又彼地之模様聞合迎も、表向御

掛合之上ならて調兼候向も候ハ、時宜次第被仰付越

候通炭焼共夫形召列出府可仕候、尤委細之儀は出府之

上御届可申上候得共、其内大頭之成行申上越候間、達御内聴候儀共宜御取計可給候、以上、

辰三月十三日

三原

豎山

山口

一先便より諸浦鯨取得方ニ付上納銀有之候ニ付、不差支

候ハ、拾ヶ年程為御試上納方被成御免候様申越置候、

何も差支之廉も、尤是迄は三部一丈代金上納被仰付来

候由候得共、為差極御規定も無之候ニ付、直ニ御免候

方申渡相済候との義、福岡より返答申越候、

一市中米相場

右福岡・中村より豎山・山口へ申来ル、

一諸郷右同断

右書同断、

一落葉松五百五拾本

右相届候由にて、新上橋苗木場并大迫村高岡川口等江

差遣植付之義、猶又追て可申越との趣福岡より申越候、

一家村源左衛門事御奉公方之義ニ付、先便名越彦太夫江

大目附方不差支者候哉相糺可被申越旨問合置候処、不

差支由返答申来候、

一 紙張文箱式通

右原田才輔江二月廿一日付を以、伊集院太郎右衛門へ
向ケ届方申越候処、二月廿四日亥ノ刻相届候付、則届
方相濟候旨辰二月廿五日付を以仕出し候、返答三月廿
七日宵相達候、

一 油紙包文箱式通

右嶋津石見殿より徳尾藤左衛門江被差越候付、届方有
之候様伊集院太郎右衛門へ申越候処、三時限仕立町飛
脚を以大坂へ差下し候旨、同人より返答申来候、二月
廿五日付にて候、

一 近江ヤ權兵衛返銀上納方追々及延候ニ付、御名代薩摩
ヤ仁兵衛・家守半兵衛を以御奉行所へ申出候書付相廻
し候、精々催促候処、正月十八日限究之銀七貫目差出、
手代共相請取致持参候旨、徳尾藤左衛門より三月十七
日付を以申越候、

一 川上郷兵衛爰許出立之節、御小納戸御用ニ付小倉にて
小倉袴地御取入ニ付、同人より申出候ハ、代金見合可
被相渡旨、先便徳尾藤左衛門へ申越置候処、同人申談
代金為見当金式拾五両并柳籠一・油紙其外荷道具迄も
相渡候旨、徳尾より三月十七日付を以返答相達候、

一 伊集院太郎右衛門より当月廿三日付を以、左之通申越
并別紙相廻し候、

一 伝奏方書記役水口近江介義御頼入相成居候処、此節御
所司代様より伝奏方江御申出ニ相成書付并御返答振〔符〕
内々写取、別紙差出候付、為御見合差上申候、此段申
越候、以上、

辰三月十三日

伊集院太郎右衛門

豎山武兵衛殿

一 公方様御年若之御儀ニ付

姫君様

本壽様〔院脱カ〕より

御再縁之儀厚御願之趣も有之候付、

御聞届被遊

御縁組可被為在旨

御沙汰ニ候、併御再三之御事、殊更當時敵敷御儉約中

御折柄ニも候間、諸事格別御省略御手輕ニ 御縁組御

取結之

思召ニ相伺候、〔院脱カ〕

然処撰家親王息女方之内相応之方も不
被為在趣ニ付、猶勘弁致し候処、松平薩摩守方相応之

娘有之候付、兼て之

御由諸柄諸事

廣大院様御先例を以、近衛殿御養女ニ被仰出、御縁組被為在候ハ、親〔御脱カ〕ミも弥増恐悦之御事候間、是等之趣御両卿江能々及御内談候様年寄共より申越、否之儀早々御挨拶有之候様いたし度候事、

三月

一 大樹公御年若之御儀ニ付

姫君御方并

本壽御方〔院脱カ〕より

御再縁之儀厚御願之趣も有之候付、

御聞届

御縁組可被為在旨

御沙汰ニ候、併御再三之御事、殊更当時嚴敷御儉約中之折柄ニも候間、諸事格別御省略御手輕ニ御縁約御取結之思召ニ相伺候、然処撰家親王息女之内相応之方も不被為在趣付、猶致勤弁候処、松平薩摩守方ニ相応之娘も有之候付、兼て之御由緒柄諸事

廣大院殿之御先例を以近衛殿御養女被仰出、御縁

組被為在候は御親ミも弥増恐悦之御事ニ候間、是等之趣兩人江能々被及御内談候様老中方より被申越候、否

之儀早々可及御挨拶旨被示聞趣令承知、則關白殿江申入内々被及言上候処、御繁栄之御事目出〔院脱カ〕思召候、早々御取組被為在候様可御挨拶旨被命候事、一 大坂御金方御国元罷下居候節は、三嶋方江被掛置度御家老衆より被相伺候ニ付申上候処、伺之通被仰付候との御事ニ付、正兵衛を以右御座へ為下ケ候、

三月廿八日

一九ツ時過罷出御目見仕、品々伺事左之通、

一 昨日申上候て御沙汰之趣留置候唐反布一条、御家老衆より御返答ニ相成候文言ニ認入

御覽候処、是にて宜との御沙汰被為在候、右ニ付て

は野元一郎江問合候趣も有之候間、此末ニ留置候、一 相良彌兵衛事御右筆勤方は迄被仰付度、尤異国方ニ相

勤居候ハ、五ヶ年目ニ被仰付事候得共、御家老座御軍役方相勤、当時專致精勤候ニ付、右之訳を以被仰付度豊後殿より御伺申上候処、宜との御沙汰被為在候、

一 中山甚五兵衛事未年功少し不足ニ御座候得共、度々嶋渡海もいたし、別て御用立相勤候ニ付、右之御訳合を以山奉行へ被仰付度旨、豊後殿より被相伺候ニ付申上

候処、伺之通被仰付との御事ニ候、

一丸田泰藏御使番へ御役替被仰付度との趣にて

宰相様御内沙汰書、御附御側役より差出候由、然処豊後殿御考ニは、目も不見得候間江戸詰なと六ヶ敷可有之候間、御使番にて御作事奉行動にても被仰付可然哉と被申候ニ付、形行申上候処、同人義は仕候ては宜候得共、何分不宜者之由、先年平なとより被遊 御聞候義も被為在、休之丞より同様申上候事も有之候ニ付、御作事奉行・高奉行・物奉行扱は、第一之御役場ニ候間、道奉行動にて可宜、乍去豊後江申見れとの御沙汰被為在候ニ付奉畏候、左候て豊後

御沙汰通承知仕候ハ、別段申上仕候旨申上置候、一平田直二御代官格にて横目動被仰付度、豊後殿より被相同、尤直二義は伊集院太郎右衛門養子ニ相成候賦にて、此涯役義御断可申上との事も為有之由候得共、拾六ヶ年も相動残多事ニ付、今暫今形相動居候様被申聞置たる義も有之との趣も承候ニ付申上候処、伺通被仰付との御事ニ候、

一御側役之場今老人被仰付度、未豊後殿ニも御相談不被遊との 御沙汰被為在、左候て御下り之上は仙波御登

せ可被遊との

御内話も奉伺候、

一米良藤右衛門事、錫山之義ニ付ても別て致精勤候処、至極及因窮出勤も難調程之由、右ニ付過当ニは御座候得共、金百両頂戴被仰付候ハ、難有との事、豊後殿御伺ニ付申上候処、

御許容被遊候、

一明後日は

篤姫様御一条ニ付表向之御内意可被為在哉にて、御達振り之趣も御内々拝見被仰付候、就ては

近衛家より御養女被遊度御願御差出ニ相成候筋ニ

廣大院様之時之御帳留ニ相見得居候、左候ハ、此

御方様よりも御願ニ為相成筈候得共不相見得候ニ付、

致吟味候様 御沙汰被為 在候ニ付奉畏候、左候て

御帳留ニ無御座候ハ、御留守居より御右筆組頭方江承合候様仕候ては何様御座候哉申上候処、何れ左様不致候ては相成間敷、追て半田嘉藤次も罷出候様被仰付候間、罷出候ハ、猶亦申談候様被仰付候処、無程同人

罷出候付口合置候処、無間被為召罷出被申候処、加藤平兵衛殿・東條平左衛門殿方江差越頼談いたし候様被

仰付候由、半田咄にて候、左候て右調へ明日夕刻迄差上候様、左候ハ、明後朔日御登城被遊候節被遊御持參、阿部様へ御目ニ被懸候ハ、猶更御運ひ早く相付可宜との御内話奉伺候、右調へ方ニ付龜山甚之丞并奥掛江も罷出候様申遣候処、無程出殿にて調へ取掛り候事、
一 御前様より

篤姫様江相掛り候て之被進、又は被下物等ニ付、御代払は表向ニ為申出候哉、又は私方へ申出候哉と小の嶋より承候間、何様可仕哉申上候処、表にては間違ニも可及ニ付、御用部屋取計可致方宜との 御沙汰被為在候ニ付、左候ハ、何れ之御金筋より可仕哉申上候処、篤姫様御方御金を都て取揚、爰之御藏江入置候て可然との 御沙汰被為入候、就ては先日も平田伊兵衛申候ニは、
篤姫様御方御金割も無之候ニ付、右之御金より月々払出し候事故、少しは御残し相成居候様ニと承申候段申上候処、左候ハ、五月迄之考総にて残し置候て、五百両も残し置候ハ、宜候間、其余は取揚候様被仰付候、折節今日は伊兵衛致出勤候ニ付、右相達被相廻候様達置候事、

一 篤姫様御一条ニ付、御用掛り無之候ては不相成候間、最早宜候間可相達との
御沙汰にて、左之通御書取御渡被下候ニ付、左候ハ、朔日ニ被仰付可被仰付候方可御宜、左候て表之御用掛は豊後より取調奉伺候様可仕旨申上置候、

御用掛

- 嶋津豊後殿
 - 蒲生郷右衛門
 - 三原藤五郎
 - 豎山武兵衛
 - 山口直記
 - 半田嘉藤次
 - 早川五郎兵衛
 - 西 筑右衛門
 - 中山次左衛門
 - 山田壯右衛門
 - 岩元太右衛門
 - 重久玄碩
 - 上村良節
- 右之通御書取を以御下ケ被下候ニ付、左之通仰出、

嶋津豊後

右は

右は

篤姫様御儀

篤姫様御儀、

近衛様御養女御取結、

近衛様御養女御取結、

公義江御縁組御内意ニ付、御用掛被仰付候条可申渡事、

公義江御縁組御内意ニ付、御用掛被仰付候条可申渡旨

被 仰出候、

御用人

四月

豎山武兵衛

菱刈空之介

御使番

豎山武兵衛

高崎喜兵衛

山口直記

長崎助左衛門

蒲生郷右衛門

御広敷御用人

三原藤五郎

入江市郎左衛門

半田嘉藤次

福永仁右衛門

早川五郎兵衛

梶原清右衛門

西 筑右衛門

御右筆

中山次左衛門

龜山甚之丞

山田壯右衛門

大迫藤十郎

岩元太右衛門

御目付

重久 玄悦〔頼之〕

三原喜之助

上村良節

迫水孫次郎

朱書入ニテ

本文之通被 仰付候事、

御広敷番之頭

相良四郎兵衛

吉崎壯八郎

伊集院卯十郎

長崎御付人

奥掛書役勤

迫田甚藏

御右筆

右同

蓑田傳兵衛

御家老座

書役

山口喜三右衛門

豎山郷之丞

右は

篤姫様御事

近衛様江御養女等之儀被

仰出候は、右之通御用掛可被仰付哉之事、

伺相濟四月朔日被 仰付候事、

御用部屋書役勤

伊東正兵衛

右同書役

能勢權之助

右書前ニ同し、

一唐渡役は是迄部上り部下り被仰付置候処、二ヶ年相濟、

就ては 思召被為在候て右通被仰付候事故、御願申上

候義は急度立難申上事候得共、是迄被仰付候ハ、難有

狩可申との趣、聞役外ニ在番親方より申上候書面、

一金百兩

御鎗奉行

市來次十郎

右は守衛として大嶋渡海被仰付候処、所帯方極困窮ニ

付、内意申出趣有之、右之通御取替御取計有之候段、

駿河殿より豊後殿へ御問合有之申上候、

一豊後殿江徳尾藤左衛門より申上越候砂糖入札一条、垂

水製は壹匁一分、其外は八分代ニ候、三月廿九日 御

手許へ差上候、

一御国元御格護五十万之内、古金之有無相糺候様被仰付

候付、御家老衆へ申出御問合相成候処、御金箱之内朱

判御切封印も有之候事故、直様改方も調兼候ニ付、形行を以御問合之趣有之候ニ付、三月廿九日御手許へ差上候、

一当月七日坊泊并佐多より七八里之洋中江異国船等敷大船壹艘相見得、申酉之方より辰巳之方江通船、無程帆影不相見得との事、爰許御三人江末川家より之御問合壹通、

一琉球へ追々異国船渡来之節取計向付、公边和約御取極ニ基キ後患不相成様との駿河殿より石見殿・伯耆殿江之御問合壹通、并疏人より申出之書面一封相添、

右三通壹録

一大砲船之義、御船奉行其外時々見合を以被仰付候得共、其通ニては引受薄く、已来何方江被差出候節も、御船奉行老人ツツ乗組被仰付度との趣、駿河殿より爰元御三人江之御問合壹通、

一今般御製造之大砲船江被召乗候水軍方兵士被相立候ニ付ては、
略ス、勤功有之者は夫々昇進可被仰付、然共直様御船奉行御役も可難被仰付、何れ御船手へ相付候方ニて昇被仰付可然哉、右ニ付ては御右筆

所又は御記録所之御役々ニ被準階級を以、御船奉行添役・右同見習等名目ニて御役名被相立候方ニも可有御座哉との伺、下總殿・近江殿・駿河殿・伊織殿より爰元御三人江之問合壹通、

木脇賀左衛門

書籍方掛

沖 直次郎

右は大砲船江水軍兵士被召乗候付ては、船中諸規則夫々厳格不被召立候ては届兼候義も御座候、然処賀左衛門義先般長崎表江被差出置候得共、当帰府いたし居候付、諸規則等蘭人へ質問方細々申合、此涯致出府候様可被仰付哉、直次郎義は先度昇平丸小頭勤ニて其許江被差越、砲術書籍方掛相勤、大砲打方等兼て相心得居候付、賀左衛門一緒ニ被差出候ハ、質問旁猶又精微ニ行届、往々御用弁哉之伺、駿河殿より石見殿・伯耆殿へ御問合壹通、

一水軍兵士被召建候間、願望之者は申出候様組々江被申渡候処、及多人数追々願出候付御取扱振之伺、駿河殿より豊後殿初外御兩人江之御問合、

右四行壹録、井上庄太郎ヲ以

御手許へ差上候、

一銀六貫目ツ、

大坂御銀主

大和屋

甚兵衛

平野屋

甚右衛門

右兩人より多年御出入被仰付候付、御割渡之内、右之通差上切仕度願申出、其通被仰付候、御家老衆事書之御添書并御留守居申出書通、当人共より之願書書通、

右入 御覽被相下候、

一焼金貳貫貳百九拾三匁五分

右御国元より相届、重久玄碩方へ平田伊兵衛より相

廻し候付、御前上り証文差出候様玄碩承候ニ付、

伊東正兵衛へ相達置候、

四月朔日

一今日月次ニ付被遊御登 城候処、阿部伊勢守様より

篤姫様御一条ニ付被遊御承知候御書付并被仰付候趣、

雑公用留、自分之控帳ニ留置候、

四月二日

一昨日之首尾合御取込にて不被遊御覽候ニ付、京都江之問合持可罷出旨山田壯右衛門を以承知仕候ニ付、則罷出入 御覽候処、思召寄不被為在、宜との 御沙汰承知仕候ニ付、正兵衛へ相渡、今日急飛脚より伊集院太郎右衛門江差越候問合左之通、

一太守様昨朔日月次ニ付御登 城被遊候処、阿部伊勢守様より御別紙之通被遊 御承知、幾久恐悦奉存候、右ニ付鳴津伯耆殿義御家老之場にて、

近衛様江之御使被仰付、明三日急にて被差立、篤姫様御使平田伊兵衛江被仰付、近日被差立賦ニ候、伯耆殿御使動向之儀は委細御家老衆より可申越候得共此節之御返答来ル廿四・五日迄ニは是非御当地江不相達候ては、

公辺御都合相拘候御沢有之候付、近衛様御方急速御返答相運候様、御都合向宜被取計置候、前文通為差掛日合之事ニ候間、万端無手技可被取計候、左候て
廣大院様此節通
御養女御取結之節

近衛様諸大夫御差下にて、滞府中櫻田御屋敷江為被召置筋相見得候得共、櫻田之義去冬地震にて御長屋廻大破損におよび、当時御修補最中故、大体被召置候場所も無之、芝御屋敷は御修覆向追々相片付、相応之御長屋も有之候付、先例通此

御方様へ罷居事候ハ、芝御屋敷江被召置候御内慮ニ候間、相合置宜被取計候、別紙相添、此段以御内申越候、以上、

四月二日

豎山武兵衛

伊集院太郎右衛門殿

一平田伊兵衛出立は幾日ニ被仰付候哉奉伺候処、五・六日比可宜と 御沙汰ニ付、左候ハ、六日ニ御取究被遊何様可被為在哉と猶又申上候処、六日ニ御治定相成候付、仰出正兵衛を以御家老座へ為指出候、
一今日平田伊兵衛も罷出居候旨申上候処、無程御逢可被遊との 御沙汰ニ付、当人へ相達置候処、頓て被為召候、

一今日

篤姫様御方御金三千両御藏江入付可申旨申上置候、

一明日伯耆便より被進物相糺候様御沙汰ニ付、御使番江

吟味いたし候様相達置候処、時候御見舞之処鮮鯛一折ツ、被進之筋吟味申越候付、則御小納戸を以達

御聴候様可取計旨、有馬仁左衛門へ申遣候、

一御家老座よりも御肴類一種ツ、被進之伺書被差出候付文箱ニ入付、菊池藤助を以入

御覽候処、 思召奇不被為在候由にて被相下候ニ付、

正兵衛へ相渡候、

一嶋津又六郎殿御名代犬追物稽古被仰付度、豊後殿より

伺之書面被差出候ニ付、入

御覽申上候処、伺通被仰付候、

一御船奉行調へ之名書は御留置被遊、未外にも書付御留置被遊候付、式日より遣し可宜との 御沙汰ニ付、宜

御座候旨申上置候、

一丸田泰藏事御使番にて道奉行勤御役替之義豊後へ申聞候処、 御沙汰通にて御宜御座候旨申上候段入 御聴置候、

一中山甚五右衛門・橋口與三次・中村周助・吉井藤兵衛

・平田直二・相良彌兵衛御役替之

仰出入 御覽候、

一大坂御留守居より迫田甚藏迄、当所江大砲船着岸之節

は決して御役々衆、又は拝見杯も有之候半、其節は茶・煙草盆・菓子ニても差出可然哉申越候書面、豊後殿より被指出候ニ付入 御覽候処、茶・煙草盆迄ニて宜との 御沙汰被為在候ニ付、其通相達候様有馬仁左衛門江相達置候、

一金百両古賀金〔護〕一郎殿へ被遣のにて、早川五郎兵衛江相渡候、

一重久玄碩事、今日閑山殿江差越候ニ付、昨日被遊 御承知候御書付写持參可仕哉御伺申上候処、不持越候ては不相成と 御沙汰被為在候由被申出候ニ付、御書付写相渡候、

一伊集院太郎右衛門より三月廿七日付町便より差越候御用封、今三日曉相達候、

一此節幾嶋

近衛様御方御内用ニ付出府被仰付候ては、被召付候人数迄も

御殿御内之人被差下候筋ニて無之候てば、關東之響合ニも相拘候事故、今切御関所通り断は勿論、道中筋先触等都て彼御殿御人之筋ニて被差下筈ニ候間、御国元御定法之鎗印等は不相用、荷札提灯等迄道中相用候分

は、都て

近衛様御方御印相用、当日は彼御殿より致出立候様諸大夫今大路民部權少輔・御用人林縫殿より原田才輔江被相達候ニ付、幾嶋荷物初被相付候人数之荷数迄も都て

近衛様御方江差出、来月二日爰元出立、十三泊り、十四日道中にて東海道罷下り候旨才輔より申出候付、去ル十六日付御内用を以御届申上候通、原田才輔初被相付候人数御賄料且幾嶋道中諸入用金等、才輔申出ニ応相渡出立為致可申候、猶又委細之義は追て申上候様可致候、此段御内用を以御届申上置候、以上、

京都

辰三月廿七日

伊集院太郎右衛門

豎山武兵衛殿

一向井新兵衛義此節交代にて、去ル十九日其元致出立候処、私江御内用之義被仰付越、同人通伏之節御達相成筈ニ付致下伏居承知仕候様、且又新兵衛義甲州木曾路通行ニ付、来月三日方着伏之日賦ニ候間、其心得を以可致下伏旨、去ル十九日付にて六日届、幸便を以被仰越趣今日相達致承知候、此旨御返答旁申上越候、以上、

京都

三月廿七日

伊集院太郎右衛門

豎山武兵衛殿

一昨廿六日幾嶋入来にて被申出候は、

信君様御事去ル廿三日より御熱氣強被為在、御疱瘡御治定之御様子ニ付、明日は表向御発ニ相成筈ニ御座候、就ては右様差掛り候御都合向之義は、御内々之御取計を以御不都合無之様可取計旨兼て被付置候付、^{〔仰脱力〕}弥明日表向為御知相成候ハ、明後廿八日御内々之為御見舞信君様江

御方々様より御人形一箱ツ、被進候様致度、委細之義は出府之上可申上候間、早々相調呉候様被申出候、就ては幾嶋事も既ニ出府前差掛、別て取込罷在候付、申出之通於爰元御人形吟味之上幾嶋申談、別紙之通御品取仕立、明廿八日早朝被進方取計候筈ニ御座候間、左様御承知可被下候、尤右御人形代等之入目は、幾嶋出府之上細々被申出筈ニ御座候間、其上にて弘方何分被仰渡度奉存候、左候て今昼時分
近衛様御用人中より別紙写之通為知来候付、早速參殿相伺候処、御順痘にて猶

御機嫌能被為 入候段承知仕候付、猶又奥向江罷出相伺候処、老女村岡面会にて只今

御目覚にて被為在候間、罷通り御伺申上候様致承知候付、直様

御前江罷出奉伺候処、別て御輕痘ニ被為 在候様奉伺候、初発は余程

御熱氣強、

御方々様別て御心配被遊候得共、昨朝より追々御機嫌克被為成、最早御出揃にて被為 在、

皆々様御安心被遊候由、御手医師本城左馬詰合罷在承申候間、此旨旁申上候間被仰上候義共宜御取計有御座度、此段別紙式通相添申上越候、以上、

京都

三月廿七日

伊集院太郎右衛門

豎山武兵衛殿

一以手紙得御意候、然は

信君御方去ル廿三日より御発熱之处、御痘瘡御治定之旨今日医師申上候、仍之御自分迄為御知可申入旨付、如此御座候、以上、

三月廿七日

林 縫殿

伊集院太郎右衛門〔門虎之〕様

覚

一 錫 一折

一 御人形 一箱

但鶴龜松竹梅之曳物

太守様より

一 右同

一 右同

但大黒形宝尽之曳物

宰相様より

一 右同

一 右同

但函谷之曳物

御前様より

一 右同

一 右同

但二見之浦日之出之曳物

篤姫様より

以上、

四月四日

一九ツ時比罷出候処、御書被遊候御央ニ付、御用部屋へ

相下り居り候処、無程被為召候ニ付罷出候処、豊後殿

被差出候御船奉行并御軍賦役調へ之名書差上置候処、

御船奉行江は福島半次・樺山四郎左衛門、御軍賦役江

は川南清兵衛当御役にて、右之通御取究、左候て御軍

賦役不足丈は猶又御吟味之上豊後殿江申上越候、御役

替之 仰出も正兵衛へ為認、右御同人へ相廻し候、

一学問并蘭学稽古願出候者は五人位ツ、差登候様、尤其

節式人賄料にては稽古方不行届候ニ付、已来三人賄料

可被仰付との 御沙汰承知候処、三人賄料仰出之義、

仕出し後れ相成候付御断申上候処、今日便より遣候様

被仰付候ニ付、仰出正兵衛へ為認、豊後殿へ相廻し候、

但本文両稽古方ニ差登せ候義は、三原・福崎江申越

候て、疾ニ返答は相達候、

一川南清兵衛儀は高輪掛之義ニ付、御国元へ被申上越候

様ニとの事迄も豊後殿へ申上越候、

一篤姫様御一条ニ付、初発より之御文御控帳一冊御下ケ

被下候付、我々同席中并御家老衆も拝見相済候ニ付、

今日御返上申上候、

一 蔦印御暇一条は、豊後殿御考通橋口今彦江被仰付置候
処、嶋山を以被申入候処、蔦印被申候は来春 御参
府ニ付ては御間も不被為 在、殊ニ

篤姫様御一条ニ付ては、御世話も不申上候ては不相成、
旁ニ付御暇被願候義は御断被申上候との事ニ候、左候
て右之趣永江迄嶋山より申越候文、豊後殿より御渡ニ
付、御直ニ奉入

御覽候処、此上はなきとの 御沙汰にて御都合宜候、
其趣正兵衛へ為認、右之文相添、右御同人江御返申候
事、

一 半田嘉藤次へ伊達大膳大夫様御遠馬被成候節之御願振
尋問相成候処、返答参候由にて、西筑右衛門より差出
候ニ付入

御覽候処、直ニ右書付御渡被下候ニ付、正兵衛江申聞
為指返候、

一 今日便より御書并御詠草之由にて八郎より差出候処、

伊集院太郎右衛門江之問合正兵衛江為認相廻候、

一 宰相様江御書被進相下候付、中小姓持にて芝江相廻候、

一 嶋津又六郎犬追物

御名代稽古被仰付度旨、御家老衆より被相伺候ニ付申

上、 仰出能勢江為認、御家老座へ為差出候、

一 丸田泰藏御使番にて道奉行・中山甚五右衛門山奉行・

平田直二御代官格横目勤・吉井藤兵衛御右筆・大迫彦

兵衛御右筆見習・相良彌兵衛御右筆勤方は迄之通被仰

付候、 仰出豊後殿へ相渡ス、

一 御恩赦回数御手許へ差上置候、

四月五日、晴

一 毎之通致出勤候、

一 今日山口直記・田中仁右衛門出勤有之候、

一 平田伊兵衛明六日

篤姫様より

近衛様江之御使被仰付致出立候ニ付、今日罷出 御機

嫌同申上候、無程奥江被召通

御目見被仰付候、

一 例之通御羽織被下之、

一 九ツ時比罷出御目見、

篤姫様よりも

近衛様江御使被進候ニ付、御例は無之候得共、被進物

不被為在候ては不宜間敷奉存候ニ付、晒五疋・御着一

折被進候ハ、何様可被為在哉奉伺候処、其方宜との
御沙汰ニ付、伊集院太郎右衛門へ申遣候、尤明日伊兵
衛出立之義も申遣候、

一 篤姫様より

近衛様江被仰進候御口上書、御右筆頭認にて入 御覽
度罷出掛候処、勝川殿など被罷出居候ニ付、山田壯右
衛門以入 御覽候処、少々御取直し被下候ニ付、猶又

御右筆頭江相達、精書出来候付、正兵衛江相渡候、

一 篤姫様御画御稽古被遊度、今日勝川殿被罷出、御入門
之様成事被為在候との

御前より御内話奉伺候、右ニ付勝川殿より重視箱壹ツ

進上有之候、是は

文恭院様より拝領之品にて候由、

一 白銀五枚

但金ニして三両壹歩

右は勝川殿へ

篤姫様より被進候、

一金千両

右は

篤姫様御方御金にて、御取入御代払用として壯右衛門

申出候付、重久玄碩へ相達、玄碩より直ニ壯右衛門へ
相達候事、

一 守衛人数近々之内出府仕候ニ付、着之上交代仕候ては

御長屋差支申事ニ付、今日一立、亦八日一立、両度ニ

中途代り為致可申旨申上置候、

四月六日

一 八ツ時前御目見仕豊後殿より被差出候重陽御召服之義

仙臺様より此御方御留守居へ尋問有之候由にて、来書

等入

御覽奉伺候処、此御方様未御取究も不被遊候旨相答、

宜との 御沙汰被為在候、何れ阿部様御問合せ可被遊

との御内話被為在候、就ては前条未御取究不被遊との

趣を可及御返答旨、西筑右衛門へ相達置候、

一 松木弘安此節調所へ出役教授手伝被仰渡、且亦忒拾人

扶持御金拾五両ツ、老ケ年ニ可被下旨御達ニ付、

御動向之義未御右筆組頭方へ承合は不仕候得共、外一

列も有之候事、松平越後守様御方聞合ニ相成候処、御

達之趣申達候申御届、又別紙ニ右之通被仰付ニおひて

は、私ニ至難有と申候御書面、押付ニ被差出候、松平

阿波守様御方は御勤向之義何様心得可申哉と御伺有之候得共、未御挨拶は無之候由、就ては越後守様之御振合通之ニ可然哉ニ筑右衛門申候旨申上候処、

御前も右之思召ニて、越後守様御振合通被仰付候との御事ニ付、前文通筑右衛門門脱カへ相達置候、

一高木様御屋敷御借地被遊候御届書被差出置候処、承置候と御付札ニて被相下ケ、是又

御覽相済申候、

一久世様御普請被成候旨被仰渡候、御留守居御廻達相済候由、是も御覽相済申候、

一早川五郎兵衛より請取置候松平左近將監様より此御方様御子様被為、在候ハ、御貫被成度との趣は、先度入

御聴候ニ付、猶又御家中面会いたし候ハ、否可相分と早川江申置候処、彼御藩中致面会候由、右より申候趣書取入

御覽候処、何ぞ 水戸様江 御沙汰被遊との御事ニ候、尤早川よりも御直ニ申上候由、

一山田新之助角入御免之願、菊池藤助より申出候ニ付申上候処、御免被仰付との御事ニ付、早速同人江相達置

候、

一二十間之御用船鳥羽沖ニて帆柱相損候由、乗組之見聞役より大坂江申越候由ニて、大坂より橋口權左衛門被差出候、船は何も痛も無之候、今日三原方迄申来間合致被見候、同人より井上庄太郎を以入 御覽候由、外式艘は一向不相分との事ニ候、

一御広敷役所書役御長屋之義は、御献上物坏致取扱候ニ付、三間御長屋ニ被仰付度願書并申出通被仰付可然との趣ニ御目付方之調へも相添候ニ付、入 御覽候処、伺通被仰付候、

一高木様御屋敷御借地ニ付、彼御方より之証文山崎拾より差出候て、是迄拾より差出置候証文は、相下ケ呉候様ニとの事ニ付、能勢權兵衛江首尾合為致候、

四月七日

一金三百兩

右は

篤姫様御用御取入物代御広敷方より差出候ニ付、玄碩へ相達、三千兩株之内より差出請取候、

一金子五百疋

一 右は今日金子宗耕罷出候付被下、御用として御小納戸江相渡、伊東正兵衛首尾也、

一 二十四間之御用船阿波沖にて及難船、帆柱式本切捨、

御船奉行長崎勘介より阿波之役々江挽船頼越候ニ付、

挽船被差出、湊迄挽付候由、然処材木無之候ニ付、可

也ニいたし大坂迄差越候様相談相究旁、徳尾藤左衛門

より蒲生郷右衛門外兩人宛にて申越候由にて、右書面

郷右衛門出勤之節持参有之候付、則若元太右衛門を以

入 御覽候処、無程御下ケ被下候、左候て御用船之事

候間、御届無之候ては相済間敷との 御沙汰被為在候

由、右同人より致承知候付、蒲生郷右衛門退出之上御

家老衆へ申出、御吟味有之候様可被相達旨口合置候、

四月八日、雨

一 常之通致出勤候、

一 今日山口氏・田中氏出勤有之、

一 昨夕相良彌兵衛より御軍役奉行御軍賦役へ、志州鳥羽

沖にて相損候義ニ付、浦賀へ入津いたし候船頭より承

候処、帆柱相損、船は少しも痛無之、挽船にて湊内へ

引込候由、旁承届候趣巨細申越候書面、三原藤五郎よ

り相廻し候ニ付、則当番御小納戸(脱カ)向ヶ前晚差出置候処、

入 御覽候由、井上庄太郎御取次にて承知仕趣は、何

れ御届にも不相成候ては相済間敷候付、御向御留守居

へ申談、御用船之義にも候間失費にも及候義などは申

出候ても可然、又鳥羽にて何ぞ用向可承と有之候処、

間屋も有之事故不及其義と相答為申儀も有之候筋ニ相

見得候付、右様之義も程能取計、跡にて申上候て可然、

何分御向江可然御頼可申と申方宜との御事、左候て爰

元之形行船元へ町便を以申越候様ニとの 御沙汰被為

在候由承知仕候、右之趣伊東正兵衛御暇いたし候上、

三原藤五郎へ相達具候様申聞置候、今日は豊後殿此

御殿江御上りニ付、右之趣申出置候、尤鳥羽にて御用

船相損候御届書御持参ニ候得共、前条之通御沙汰被為

在候御事故、彼御方御留守居と得と打合候上、御届ニ

相成候方可宜哉ニ御答申候処、左候ハ、其上にて御伺

可被成との事故、右書付は先御返し申候事、

一本田隠岐守様御隠居御家督御養子下總守様無御滞御願

之通被為済候、御吹聴被仰進候ニ付、奥向御使を以

鮮鯛一折御款として被進候、其外様江は御口上計井上

庄太郎申出候事、

山田鞆負

新納 亘

曾小川 實

鳥居千竈

兒玉平格

能勢隼太

金丸吉之助

田原 武

右之人数より

一淡路守殿御所帯向御難渋ニ付、被下置候持高之内半方ツ、御立行迄之内差上度、銘々書付を以申出候書付、

右ニ付御家老衆より之添書忝通

一山田巳之助より大坂表へ商買人共差登せ候經節支配人等被仰付被下度願書等一鉾

一安田屋谷五郎より右同様之願并たはこ支配人之願并約定為替書写式通

一願書忝通

一煙草并經節仕法付帳巻冊ツ、

一御内意書式通

一浪花一覽と有之候外題之書付一冊

右七行、四月十日差上置候、右之内佐土原一条書付は御家老衆添書通被仰付候付、正兵衛へ相渡、豊後殿江申上越候様申聞置候事、

一今八日夕刻、六日届町便を以、伊集院太郎右衛門より問合六通并先便此方より仕立候原田杯江書状相届候返答以張紙申来候、委細は問合留ニ記置候、則 御覽相濟問合被相下候、

一篠原伊右衛門・友野七郎左衛門より角倉殿御内用金一条ニ付、帳面五冊并書付数通相届候得共、見応せず内ニ、有馬仁左衛門を以御小納戸迄差上給候様ニとの趣を以差出候事、

右式行 御覽被為濟、四月九日被相下ケ候ニ付、能勢權之助へ相渡、別段袋取仕立為入置候、

右一条ニ付てはいか、可被仰付哉、四月十日罷出候節奉伺候処、致方無之候ニ付伺通可被仰付との 御沙汰被為在候付、翌十一日右書面表田傳兵衛へ相渡、右之趣豊後殿江申上給候様申置候、

四月十日

一今日昼過罷出、御目見仕候て伺事等左之通、

一 福崎半次郎跡代出府之義、豊後殿より名書を以被相伺候ニ付申上候処、折田平八宜との

御沙汰ニ付、御意之趣添書を以御同人江相廻候、伊東正兵衛首尾ニ候、

一 御供使竹下壯之進事、劍術致伝授度との事候得共、是迄断置候処、亦々右通之事故断も難出来、外聞ニも相掛候事ニ付、御時節柄奉恐入候得共、先例も御座候故何卒御取替被仰付被下度、篠崎彦十郎・大山仲兵衛より承候ニ付、達

御聴候処被遊 御許容候、

一 豊後殿より安藤平八御金筋之義ニ付、中御届申上呉候様承候ニ付申上候処、左程事とは不 思召との 御沙汰被為 在候、就ては老人之仕事共不 思召書役杯ニも有之候半、糺方いたし候様ニとの

御沙汰奉伺候、

一 地頭方ニ相付谷山郷土池田何某より封書差出候ニ付、差上候処直被遊 御覽、私江も御見せ被下候ニ付、荒増致一覽候、

一 横目被召置候苦之御長屋最早御成就と奉存候、就ては不遠土師庄十郎・水野武一郎杯も出府御座候処、御長

屋無御座、芝御屋敷被召置候ては差支も可有御座候間、右御長屋江被召置度、才輔被召置候御長屋は、青山家御取添之方御長屋彦軒明^キ置候^テ之旨申上候処、横目はと

御沙汰被為在候ニ付、誠ニ暫之内之義^テも有之、勿論右近辺へ御長屋一棟御出来ニ可相成哉ニ玄碩より承候ニ付、其内ニは明キ可申哉と申上候処、御承知被遊候、一上御屋敷

御留守様之御事ニ付、兎角緩み可申哉ニ存申候間、何卒御取添之方ニ、先々は御長屋之御見当ニて、御留守居方并御使番座御右筆所杯御建被下度申上置候、

一 福岡より御相談有之候交易等之一件ニ付、三原より吟味書被差出相請取置候ニ付、入 御覽候処、是等之義ニて可宜との

御沙汰被遊候、

一 阿州ニて逢難風候大船御届等之義ニ付、彼御方御留守居へ問合候処、今朝迄は為何義も不相知候処、只今申来候旨、尤御届は一緒ニ無之ても同日ニはいたし度、左候て此御方御届書不苦候ハ、拝見願度との旁之返答ニ候、入

御覽候、

一大船逢難風ニ候趣、昨晚早川五郎兵衛天神下へ差越、

御届迄も案文致治定、罷帰入

御覽候由之処、夫にて宜との

御沙汰被為在候、同人申出拙者にも一覽いたし候、左

候ハ、御家老衆へ被申出置度との事迄も申置候、既ニ

今日御届書阿部様江西筑右衛門致持參被申賦ニ候、

一大坂より相廻候唐菓種・和製砂糖一件ニ付、去寅年よ

り致迷惑居候処、今度以前通被仰渡候由にて御礼等申

上候書面

御手許ニ差上置候、

佐土原

一 諸役場申出写 一冊

右同

一 御家老中より諸申渡写 一冊

右同改革ニ付

一 大坂取扱向書付写 一冊

一 佐土原仕登品其外ニ付て之書付書通

一 右同手控書書通

一 右同高岡郷土年寄より之聞合書書通

一 三井方江屋敷引渡方申入候書付之写と有之口書之書付書通

一 銀主鴻池両家江五ヶ年入銀断等之口上書写と有之候口書之書付書通

書之書付書通

一 駿河殿より豊後殿江之御添書書通

一 染川喜三左衛門より琉球産物方御側御用人江差越候間

合書通并去卯年

御前御用品御取入代銀総書帳書通

一 右ニ付、爰元御家老衆江駿河殿より之御添書相付、

一大御支配吟味書帳一冊并相良角兵衛申出之書面書通、

右江相添福崎助八より豊後殿江差上候問合書通

一 右拾書行、豊後殿より四月十日被差出請取置候、

一 琉球逗留之佛人共久米村之内松尾江住家出来引移、家

作料銀内場相渡等之義ニ付御家老衆より添書相付、

一 右一条ニ付、谷川次郎兵衛・川上式部より御家老衆へ

被申越候趣ニ付一冊

一 御国元御家老衆御連名にて川上式部・谷川次郎兵衛へ

右一条ニ付被申遣候一件ニ付書面一冊

一 去年佛郎西国提督申立之箇条書江総理官等印押調相渡

候義ニ付、渡名喜親方上国にて御佗被申上候一条ニ付、

一親方共四人より右御佗事ニ付、新納太郎左衛門へ宛之書面式通

一渡名喜親方口上控書通

一御家老衆より之御添書相添、

一渡名喜親方事、去年佛人渡来之節、約条書ニ印押調候

御断とし上國^{マツ}之処、逢時化既ニ危難之処、亞米理幹船

へ行逢本船へ乗付被助、琉球江被送届候一件ニ付、御

家老衆之御添書相付、谷川次郎兵衛・川上式部より御

家老衆へ申上越之書面一冊

一末川久馬江戸詰被仰付候書付書通

一嶋津藏人殿江戸詰被仰付候、右同断、

一御軍役方御家老座書役伺書通

一佐土原妻萬名之儀、御料入籠之飛地にて、同所之者共

請取地面之内御料之者共本物返し之約定にて質地差出

候処、此節吟味之上本崩之相談相済候段、樺山岩記よ

り申上越候義ニ付、駿河殿より之御問合書通

右之通伺書一通

問合書五通

横封一通

右之通、今十二日御家老衆より以山口喜三右衛門被差

出請取置候付、追て可奉入御覽事、

右之通、廿二日通四月十三日御手許江文箱入にて差

上候事、

四月十三日

一今日御目見仕候て、東條和山五男岱庵事、同人嫡子玄

徳養子ニ被仰付被下度、山崎拾を以承趣有之候処、

御許容被遊候、就ては決て表医師之願可申立候得共、

是は未早く候ニ付、先ニ寄候て三人賄料申付可宜との

御沙汰被為在候、

一足立梅溪事、宗澹を以度々表医師之願被遊 御聞候得

共、早く候ニ付致聞合、医道并蘭学稽古申付、左候て

三人賄料被仰付宜との

御沙汰奉伺候ニ付、奉畏候旨申上候、

一幾嶋着之上三日は御賄可被下候得共、其後御賄等は何

様可被仰付哉、小野嶋より私江申吳候様被申候由、梶

原清右衛門より承候ニ付申上候処、老女之処可宜との

御沙汰被為在候、

一右へ被召附候原田・土師・水野事も両日は御賄不被下

候ては相成間敷、左候て着涯入用之品ハ、手当可仕旨申上置候、

一土師并水野義は居役所ニテ御用之節々罷出候様被仰付候ては何様御座候哉奉伺候処、夫ニテ宜との 御沙汰被為在候、

一先日奉入 御覽候来春

宰相様御参府之儀は、二月中ニテ御座候哉、又三月中ニサへ被遊御参府候ハ、可御宜哉、何分尋越候様被仰付候旨永江休之丞より申越候間、いか、申上候て宜御座候哉と奉伺候処、正月中御発駕ニテ、三月初旬ニ御参府被遊候ハ、可御宜との

御沙汰被為在候ニ付、左候ハ、其趣休之丞江返答可仕旨申上候、

一志州鳥羽沖ニテ相痛候御用之大船、小サキ仮柱を建順風次第ニは出帆有之候評判之由、浦賀へ入津之船頭より承候旨、同所之櫓屋宗右衛門より福崎半次郎・相良彌兵衛兩人宛ニテ申越候間、致着帆候ハ、御当地ニテ修覆可被仰付哉、浦賀ニテ可被仰付哉伺具候様承申上候処、御届も有之候事故、直ニ修覆も難被仰付、何れ御差図有之候上ニテ宜との

御沙汰ニ付、 御意之趣彌兵衛へ申聞、就ては一ト先浦賀へ着帆之御届申上候方可宜と申達置候、

一御趣法之義はいか、と 御尋ニ付、未何共分り不申段申上候処、

公義ニテは御勘定奉行杯も金取扱候義は不相成、御金奉行取扱ニテ余程嚴重ニ為有之事之由、此御方ニテは一体御趣法之規不宜、咎人も不出来様いたし方宜との御沙汰被為在候付、御尤ニ奉存、誠ニ奉恐入候義と申上置候、右ニ付

公義御金取扱筋之義、五郎兵衛・筑右衛門江申聞承合候様被仰付候、今日は折節五郎兵衛罷出居候ニ付、右通承合候様相達置候、

一八ツ後正兵衛参、只今玄碩より御金箱相下ケ候間いかか可仕哉と承候ニ付、五百両は富印御買入物御代払用ニ出し、外ニ三百両は

御同印差掛御代払之為ニ差出置候様申聞置候、右ニ付五百両は壯右衛門へ引渡具候様ニとの趣を以、岩元太右衛門江相渡置候旨正兵衛より承届候、

四月十四日

一 幾嶋来ル十五日出府之賦ニ付、中途迄人差出呉候様、

先日山田壯右衛門を以小野嶋より頼之旨承候ニ付、御草り取八木平太郎・御小人小川助右衛門差出候処、山中休之処にて原田才輔江逢候由にて、今朝三部前立帰、

原田より之返答差出候処、弥十五日出府之日賦ニ申越候ニ付、例刻より原田返答入 御覽候、左候て幾嶋より小野嶋江文相達候ニ付、是も岩元太右衛門江奥へ通し呉候様相頼候、

一九ツ比罷出 御目見仕候て、豊後殿より三原氏御役替之儀表より申上は不相成候得共とて、例引并年功書被差出候ニ付、私ニも最早申上見候賦御座候故、則申上候様御返答申述候付、達 御聴候処、丁度当前之事と被遊

御沙汰候、

一 染川助八事当務十五年相勤居候処、癩疾連勤も不相調事候得共、十五年も相勤候事故、御船奉行にて道奉行勤被仰付度との趣、豊後殿より承候ニ付申上候処、病氣にて能引揚候義は些不宜、外ニも右年数之者有之候哉と 御尋ニ付、何様御座候哉取調見可申旨申上置候、右迎も貳拾年杯ニも及候ハ、又宜敷との御内話も相伺

候ニ付取調候処、谷村九郎右衛門十六年相勤居候付、

御沙汰之趣御尤成御事御座候間、先此節之処は御取止可然、勿論程能可申上旨をも申述置候、

一 横目人数不足ニ付御国許江申越候様可仕哉之伺ニ付申上候処、伺通相済候ニ付、朱書入にて御同人江相渡ス、
一 三原藤五郎御役替被仰付候
仰出

一 和山嫡子玄德養子ニ和山五男東條倍庵以
思召被仰付候 仰出

一 近衛様老女幾嶋事御内用ニ付出府被仰付、澁谷御殿へ被召置候ニ付、被下方御年寄同様被仰付候 仰出
右三行、豊後殿江相渡ス、

四月十五日

一金三百両
右は御普請方御用として蒲生郷右衛門より差廻し請取候事、

但首尾合は有馬仁左衛門にて候、
一 篤姫様御指南申上候 銀五十枚被下候、銀代
金蒲生郷右衛門方江差廻し候、權之助首尾也、

一三原藤五郎事、今日御側御用人江御趣法掛并御軍役奉
行其外諸掛是迄之通被仰付候、澁谷御屋敷御殿ニテ豊
後殿より被仰渡候、引進メ田中仁右衛門、席詰拙者相
勤候、

一今日御定刻御供揃ニテ、月次ニ付

御登 城被遊候、御帰リ掛伊達遠江守様江御見廻御通、
御二度御膳御所望可被遊御賦ニ被仰出候、七ツ半被遊
御帰殿候、